

大島の応急復旧に 向けた取組について

平成 25（2013）年 12 月



はじめに

平成 25 年台風 26 号は東京都大島町に 24 時間の降水雨量が 800 ミリを超える大雨をもたらし、その結果、島内で大規模な土砂災害が発生しました。大島町では、平成 25 年 12 月 2 日現在、35 名の方がお亡くなりになり、今なお 4 名の方が行方不明となっているほか、負傷者や住家等の建物被害が多数発生するなど、甚大な被害となりました。

この災害により、亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

東京都は発災直後から自衛隊への災害派遣要請を行い、自衛隊、警察、消防等の各機関が全力をあげて救出救助活動を行ってきました。また、支援物資の調達や住宅の提供、生活再建支援金の支給など、被災された皆様の避難生活や生活再建に向けた支援についても都の庁内各局等が各機関と連携し、打てる手は全て打ってまいりました。

こうした応急復旧対策や生活再建支援等の本格化と一層の加速化や、中長期的な防災対策の充実に向けて、都庁内の連携をさらに強化するため、平成 25 年 10 月 18 日に「大島応急復旧プロジェクトチーム」を立ち上げました。

「大島応急復旧プロジェクトチーム」では、今回の災害における被害や課題等を踏まえて、生活再建や産業・観光支援、危機管理、都市・インフラ復旧に関する 4 つのワーキンググループを設置し、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から都が行うべき取組や大島町への支援策等について検討してまいりました。

本書は「大島応急復旧プロジェクトチーム」の報告として、都が行う緊急的な取組や支援策を中心にとりまとめるとともに、台風 26 号、27 号に係る災害対応を記したものです。

今後は、大島町の復興対策を迅速かつ着実に推進していくとともに、今般のような大きな被害が発生しないよう、防災対策に全力を挙げて取り組んでまいります。

平成 25 (2013) 年 12 月

目次

はじめに	1
<本編> 大島土砂災害への対応	5
第1章 主な被害と各機関の対応	6
1 主な被害	6
2 各機関の主な対応	7
3 プロジェクトチームの設置	9
第2章 早期復旧に向けた取組	10
1 生活再建支援	10
2 住宅対策	26
3 産業再開支援	32
4 観光振興	37
5 インフラ応急復旧	40
6 都市復旧	48
第3章 災害対応力強化に向けた取組	51
1 土砂災害対策等	51
2 避難対策	62
3 情報連絡体制の強化	68
4 物資等輸送体制の強化	70
第4章 本格的な復興に向けて	72
1 「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」の設置	72
2 庁内執行体制等の強化	74
3 財政支援策の検討	74
<資料編> 大島土砂災害の概要	75
第1章 大島の概要	76
1 地勢	76
2 気候	77
3 人口	77
4 交通機関	77
第2章 被害状況	79
1 気象状況	79
2 具体的な被害状況	87
第3章 各機関の対応	99

1	東京都・大島町・国の態勢及び活動等	99
2	各防災機関等の活動	121
3	島内避難、島外避難及び帰島	129
< 参考 >		133
参考1	大島応急復旧プロジェクトチームメンバー名簿 (平成25年10月30日会議資料)	134
参考2	大島応急復旧に向けた体制構築について (平成25年10月30日会議資料)	135
参考3	大島応急復旧プロジェクトチームについて (平成25年10月30日会議資料)	136

<本編> 大島土砂災害への対応

第1章 主な被害と各機関の対応

台風26号の接近に伴い、大島町元町地区では、平成25年10月16日未明から明け方にかけて1時間に122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間降水量では824.0mmといずれも観測史上最高値を記録した。また、16日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風27号は、26日午前中に伊豆諸島を通過した。

※被害状況と各機関の対応の詳細については、「<資料編>大島土砂災害の概要」で記載する。

1 主な被害

(1) 土砂災害

ア 土砂災害

平成25年10月16日午前2時から3時頃にかけて、元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流において、流木を伴った土石流が発生するなど土砂災害が発生した。長沢では比較的面積の広い表層崩壊が発生し、土砂と倒木を流下させた。八重沢、大宮沢では、枝分かれした樹木のように沢の土砂が面的に流出した。大金沢では、表層崩壊が斜面の広い範囲で発生し、大量の土砂と倒木を流下させた。大規模な土砂生産が生じた付近は、30°から40°の急勾配でもろい地質を有していた斜面に、長時間にわたり強い雨が降り続いた地域である。

イ 山地災害

大島北東部の泉津地区では、16日未明の大雨により、森林区域内3か所で山腹が崩壊し、道路、集落、溪流に土砂が流出した。また、森林区域内において岡田地区3か所、波浮港地区1か所、元町地区4か所でも同様に山腹崩壊が起こり、道路、集落、漁港に土砂が流出した。

(2) 人的被害

死者は、大島町で35名（男性15名、女性20名）。負傷者は7名（10月16日島外搬送者数）。行方不明者は4名である。

(3) 物的被害

ア 道路については、都道では土砂堆積等が発生。町道では、通行止め、道路一部崩落、土砂崩れが発生した。

イ 港湾施設等では、元町港他7港で岸壁や道路等陸上部に土砂や流木が堆積し、元町漁港等で山から流出した土砂や流木が海中に流れ込み埋塞が発生した。また、岡田漁港において斜面が崩壊し道路埋塞が発生した。

ウ 農林漁業については、土砂崩れ等により農地や農業施設（パイプハウス等）、農作物等への被害が発生した。また、林道では44か所で被害が発生した。漁場被害については、弘法浜等において倒木が海岸まで押し流され、沿岸海域では土砂等の流入に伴う海水の変色を確認した。さらに、元町漁港沖等の海底では、倒木等の堆積を確認した。

エ ライフラインについては、停電が最大110件発生し、断水が最大約3,000世帯（約5,000人）発生した。

オ 建物被害は、全壊、半壊、一部損壊等を含めて、住家が203棟、非住家が182棟である。

2 各機関の主な対応

（1）東京都の態勢

平成25年10月15日、都総合防災部はそれまでの情報監視態勢から情報連絡態勢に移行した。

10月16日、現地対策本部を大島支庁に設置し、大島町、各防災機関との連絡調整、被害情報や住民及び事業者ニーズの収集把握を実施した。

10月18日、台風27号が台風26号と同じルートで接近している事態に鑑み、「東京都災害即応対策本部」を設置した。東京都災害即応対策本部会議は全4回開催され、前田副知事からの現地報告、島外避難対策、緊急的な土砂災害防止策、今後の都の支援方針などが話し合われた。

10月30日、島外に避難した大部分の島民が帰島した状況を踏まえ、「東京都災害即応対策本部」を廃止し、「情報連絡態勢」に移行した。

（2）東京都の応急支援及び取組

ア 職員派遣については、発災当日の10月16日から各局が随時実施した。

さらに、大島町役場の業務支援、避難所開設準備、受付業務、災害時要援護者の島外避難の意向確認等の業務に従事するため、10月21日から業務要員（総合防災部兼務職員）を、10月23日から各局職員を派遣した。

イ 生活支援物資の提供については、10月17日以降、大島町からの物資提供要請を受けて、仮設トイレ、アルファ化米、歯ブラシ、哺乳瓶などを提供した。

重機及び建設資機材の提供については、10月17日以降、大島町や大島支庁からの提供要請を受けて、重機（油圧ショベル、ブルドーザー等21台）、建設資機材（土のう、チェーンソー、発電機等）を提供した。

ウ 東京都各局の主な取組

- ・東京 DMAT 及び医療救護班の派遣等（福祉保健局、病院経営本部）
- ・道路・河川等の災害復旧（建設局）
- ・港湾・漁港・空港施設の復旧（港湾局）
- ・災害ボランティア活動支援（生活文化局）
- ・農業・林業・水産業等の災害復旧（産業労働局）
- ・応急給水活動及び応急復旧の支援（水道局）
- ・LP ガスボンベ被害調査・災害廃棄物処理支援等（環境局）

（3）大島町、国及び各防災機関等の活動

ア 大島町は、10月16日2時00分に第1次非常配備体制、2時57分第2次非常配備体制、3時14分第3次非常配備体制とし、5時18分大島町災害対策本部を設置した。

避難勧告等の発令については、強い雨が降るとの予報を受け10月19日に避難勧告を発令し、さらに台風27号の接近に伴って10月25日に避難準備情報、避難勧告、避難指示を順次発令した。

イ 警視庁、東京消防庁、自衛隊等の関係機関が連携して、被災者の救助活動にあたった。活動部隊の派遣は10月16日以降、順次実施された。

ウ 国は、10月16日に大島町について災害救助法を適用した。また、本件災害を激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用した。

（4）島内避難、島外避難及び帰島

島内避難については、大島町役場、大島支庁及び東京都各局派遣職員の総動員態勢で避難所運営に取り組んだ。避難所は、大島町開発総合センターや大島高校等が開設され、避難者数は最大で約1,300人にのぼった。

島外避難については、台風27号接近に伴い、島外避難を希望した高齢者・障害者、妊産婦等が、東海汽船チャーター便（高速ジェット船）等により、10月23日に島外避難者及び付添者54名が、10月24日に島外避難者及び付添者73名が避難し、国立オリンピック記念青少年総合センター、島嶼会館等で受け入れた。

帰島については、東海汽船チャーター便（高速ジェット船）等により、10月28日に島外避難者及び付添者34名が、10月29日に島外避難者及び付添者77名が帰島した。

島外避難及び帰島については、総務局、財務局、福祉保健局、病院経営本部、港湾局、交通局、関係機関等が連携して実施した。

3 プロジェクトチームの設置

発災直後から東京都は自衛隊、警察、消防等の機関と連携した救出救助活動を行うとともに、庁内各局が連携し、支援物資の調達、住宅の提供など、大島町の応急復旧対策や生活再建支援などの被災者支援を進めてきた。

こうした被災者支援活動の一層の加速化や中長期的な防災対策の充実に向け、全庁をあげた取組として、平成 25 年 10 月 18 日に、秋山副知事を座長とする「大島応急復旧プロジェクトチーム」を設置した。

このプロジェクトチームでは今回の災害における被害や課題等を踏まえて、4つのワーキンググループを設け、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から都が実施すべき取組や大島町への支援策等について、検討を進めることとした。

第2章 早期復旧に向けた取組

1 生活再建支援

死亡 35 名、行方不明者 4 名の人的被害のほか、多くの住宅の被災など、被害は甚大であり、発災直後からライフラインの早期復旧作業、その間の生活確保のための支援、避難所の開設支援及び被災者等へのこころのケアや、島内外からの災害ボランティアの活動支援などを実施してきた。

平成 25 年 11 月からは、東京都と区市町村職員を大島町に派遣し、建物被害認定調査及びり災証明発行業務の支援を実施し、各種支援金等の支給や貸付も始まっている。

今後も早期の生活再建に向けて、大島町と連携しながらこれらの取組を着実に進めていく。

(1) 応急給水活動及び応急復旧の支援<水道局>

大島町からの要請を受け、応急給水及び応急復旧支援のため、平成 25 年 10 月 17 日から同月 31 日までの間に職員延べ 21 名、応急給水車（2 トン車）2 台等を派遣した。

また、ペットボトル東京水（350ml）10,000 本及び給水袋 6,000 枚を提供した。

（平成 25 年度実施済み）

ア 応急給水活動

大島町と調整の上、大島町役場、岡田出張所、大島支庁で実施した。

イ 応急復旧支援

被害状況調査や応急復旧に際し、技術的な助言等を実施した。



応急給水の様子（大島町役場）



被害状況調査

(2) 大島高校における避難者対策への支援及び地域貢献<教育庁>

都立大島高等学校における避難所開設に伴い、避難者対策に必要なとなった投光器等の物資及び生徒等の復旧作業等地域貢献活動に必要な物資を緊急支援した。

(平成 25 年度実施済み)

○ 主な支援物資

投光器、LEDランタン、一輪車、誘導灯、ヘルメット用ヘッドライト、カラーコーン、トランシーバー、台車、長靴、雨合羽 等

(3) 災害ボランティア活動支援<生活文化局>

平成 25 年 10 月 28 日に東京ボランティア・市民活動センターと共同で東京都災害ボランティアセンターを設置し、現地でボランティアの受入れ等を実施している大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターの運営を支援するため、災害ボランティアコーディネーターを 9 名派遣した。

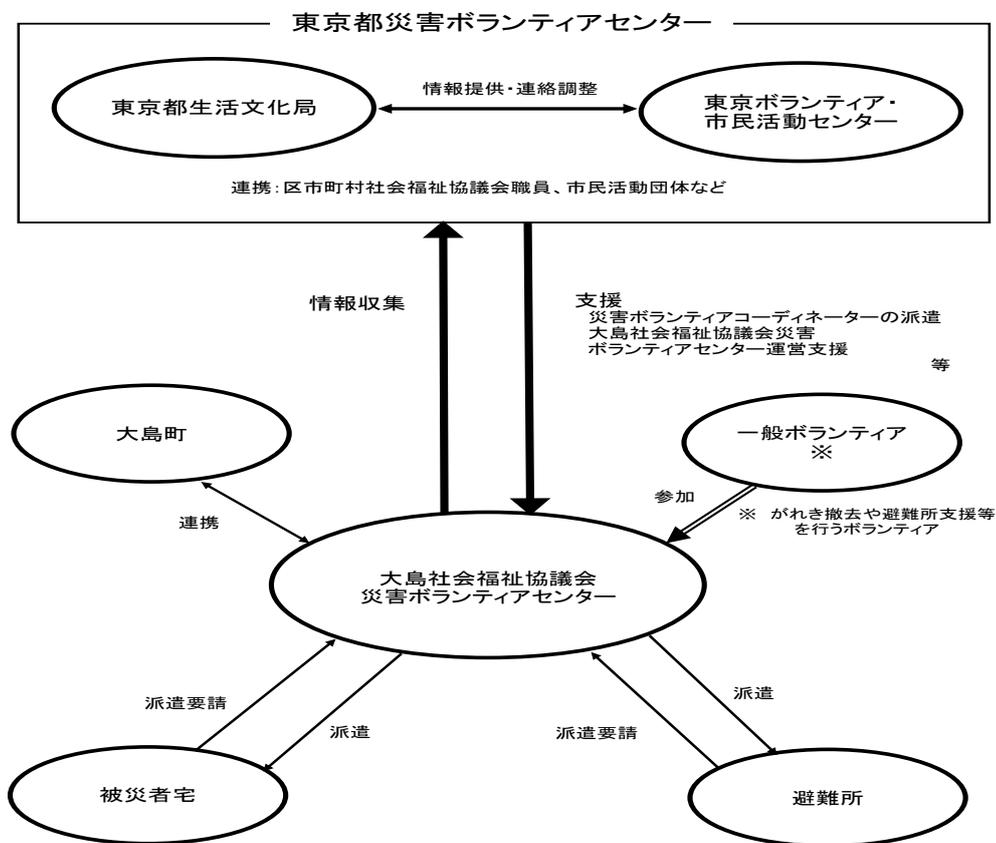
その後も、現地と連絡調整を行いながら災害ボランティアコーディネーターを継続的に派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

- 大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターにおける災害ボランティアの受入人数（延べ人数）〔平成25年10月18日から平成25年12月16日まで〕
 - ・約 7,000 名

○ 運営支援構図

大島社会福祉協議会災害ボランティアセンターの運営支援



(4) 被災者等に対するこころのケア<福祉保健局・病院経営本部>

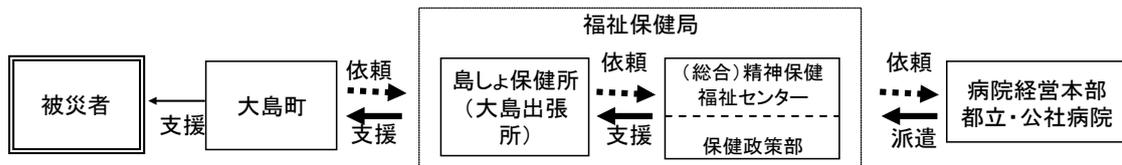
被災者等のこころのケアについては、大島町と密接に連携して、支援を実施する。主として福祉保健局から保健師等の専門職を派遣するほか、必要に応じ、病院経営本部にて都立・公社病院の精神科医等を派遣する。

(平成 25 年度実施中)

ア 被災者に対する支援内容

大島町からの依頼に基づき福祉保健局から保健師・心理職等の専門職を派遣し、被災地域の方を中心に自宅などを個別に訪問し、災害後に起きている心身の変化に関する健康相談や、継続的なこころのケアが必要な方を把握するためのスクリーニング調査を実施する。継続的な支援が必要な方へは、訪問や面接相談等を行うほか、定期的に災害後のこころの健康に関する情報提供等を行っていく。

- 被災者に対する支援期間
 - ・ 第1回：平成25年11月～12月の間
(11月8日から健康相談・健康調査開始)
 - ・ 第2回：平成26年5月頃
 - ・ 第3回：平成26年11月頃
- ※調査結果に応じて月1回程度定期的に訪問
- イメージ図



- イ 大島町職員等に対する支援内容

大島町からの依頼に基づき、大島町役場の職員等に対して、ストレスチェックの実施や、普及啓発、継続的な支援が必要な方に対する面接相談など、こころの健康に関する支援を行う。

- 大島町職員等に対する支援期間

必要に応じて1年間程度実施する。
- イメージ図



【参考】国制度による大島町消防団員に対する支援について

災害発生後直ちに、総務局から大島町に総務省消防庁による「緊急時メンタルサポートチーム」についての内容を紹介した。

その後、12月10日に大島町から総務省消防庁あてサポートチームの派遣要請があり、平成26年1月に講義形式によるメンタルサポートを実施し、あわせて消防団員の状況をチェックする予定である。また、必要に応じて消防団員個人別の対応を行う。

(6) 防疫対策<福祉保健局>

ア 土砂災害に起因する感染症の発生を防止するため、地元消防団等が行方不明者の捜索時に使用する感染防護具（マスク、ガウン、手袋、キャップ等）150人分を提供した。

（平成25年度実施済み）

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、島しょ保健所長が大島町に消毒の指示を出し、大島町が実施主体となって11月8日から家屋等の消毒作業を実施している。なお、消毒に要する経費は、一定の割合で東京都が経費を負担する。

（平成25年度実施中）

(7) 自宅家屋等に被害のあった生徒に対する支援<教育庁>

台風26号における風雨等により、自宅家屋等に被害を受け、教科用図書等を消失した生徒2名に対し現物給付を行った。

（平成25年度実施済み）

○ 対象生徒

都立大島高等学校に在籍し、平成25年台風26号に伴い教科用図書等を消失した生徒

○ 対象項目（就学のため再度購入する必要のある物品）

- ・教科用図書等授業に必要な図書類
- ・実技、実習に要する用具の購入に要する経費

※ 授業で使用するノート・筆記用具等の一般文房具は対象外

(8) 被災者台帳を用いた生活再建支援<総務局>

ア 東京都と国（京都大学・新潟大学等）で開発した被災者生活再建支援（り災証明発行）システムを活用し、大島町が実施した建物被害認定調査及びり災証明書の発行業務において、新潟大学、企業等の専門家や東京都と区市町村職員を派遣して業務の支援を行った。

（平成25年度実施済み）

イ 現在大島町で構築中の被災者台帳の情報を大島町と都で共有することにより、各種支援事業を大島町と都で効率的に漏れなく適用し、被災者の生活再建を効果的に進めていく。なお、平成25年10月1日に施行された改正災害対策基本法の規定において、相互に被災者情報の提供が可能となったことから、本件は、本改正法律施行後における全国初の適用となった。

（平成25年度実施中）

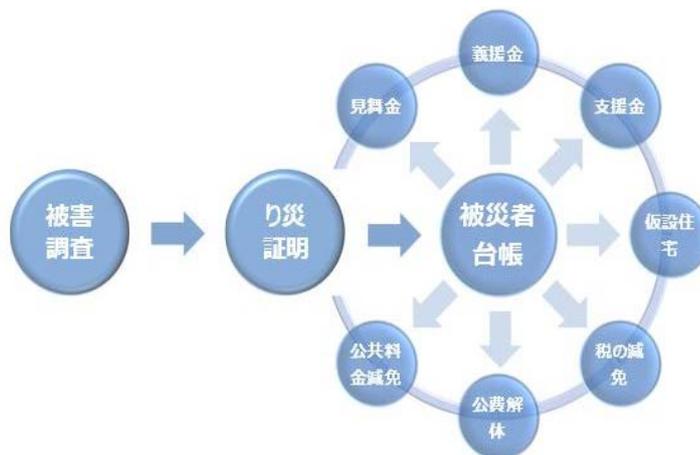
○ 人的支援

- 建物被害認定調査：平成 25 年 11 月 4 日から 9 日に都職員 32 名、区市町村職員 32 名を派遣
- かり災証明発行業務：平成 25 年 11 月 20 日から 28 日に、都職員 4 名、区市町村職員 12 名を派遣



建物被害認定調査時

【参考】大島町被災者台帳構築イメージ図



(9) 弁護士等の専門家の派遣<総務局>

大島町が被災者に対し平成25年11月21日から27日までに開設した「特別相談窓口」において、「災害復興まちづくり支援機構」を構成する19団体(※)との協定に基づき、弁護士等の専門家を延べ20名派遣した。

(平成25年度実施済み)

※災害復興まちづくりに関する協定締結団体(19団体)

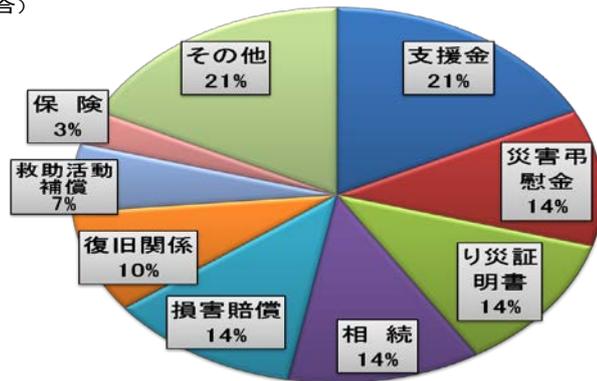
- 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、
- 東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、
- 東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、
- 一般社団法人東京都中小企業診断士協会、
- 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、
- 一般社団法人東京都建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会、
- 公益社団法人日本技術士会、
- 一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、
- 公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、
- 日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東支部、
- 一般社団法人再開発コーディネーター協会、
- 一般社団法人全日本土地区画整理士会

○ 派遣期間中の相談結果

**災害復興まちづくり支援機構による
台風26号大島町専門家派遣の相談結果(概要)**

相談者29名(相談項目と割合)

支援金	21%
災害弔慰金	14%
り災証明書	14%
相続	14%
損害賠償	14%
復旧関係	10%
救助活動補償	7%
保険	3%
その他	21%



1人が複数項目の相談をしたケースがあるため合計は100%を超える。

(10) 災害援護資金及び被災者生活再建支援金の受付体制の強化

＜福祉保健局＞

大島町が被災者に対し平成 25 年 11 月 21 日から 27 日まで開設した「特別相談窓口」において、「災害援護資金の貸付」及び「被災者生活再建支援金の支給」に係る被災者の相談業務を支援するため、職員を延べ 7 名派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

(11) 災害に関する税務上の取扱い＜主税局＞

災害に関する税務上の取扱いを大島支庁等の窓口や主税局公式ホームページ等で周知し、納税者からの申請に基づき適用することによって、被災者へ税制面での支援を行う。

(平成 25 年度実施中)

ア 都税の減額及び減免

(ア) 自動車税（減額）＜平成 25 年度課税分まで＞

被災した自動車を解体した場合、申立により自動車税を減額する。

なお、平成 25 年台風 26 号によって大島町内で被災した自動車については、解体証明書やり災証明書の提出は不要とする。

(イ) 個人事業税（減免）＜平成 25 年度課税分まで＞

損害を受けた事業用資産や住宅及び家財等に対し、その損害の程度に応じて未到来納期限分の個人事業税額を申請により減免する。

ただし、資産の損害金額が、合計所得金額の 20%を超えている場合に限る。

(ウ) 不動産取得税（減免）＜平成 28 年 10 月まで＞

取得した不動産（土地、家屋）を、災害等により滅失・損壊した場合には、申請により、被災不動産または代替不動産のいずれか一方に対する不動産取得税を減免する。

イ 都税の徴収猶予 ＜平成 25 年度実施中＞

災害により一時に都税を納税できない場合において、納税者からの申請に基づき、内容審査の上 1 年間の徴収猶予を実施する。

なお、徴収猶予が適用された場合において、当該猶予期間中に生じる延滞金を免除する。

【参考】主税局公式ホームページ

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Tax Bureau website. The header includes the logo and name '東京都主税局 Bureau of Taxation' and navigation links for 'サイトマップ' and '東京都公式ホームページ'. A menu bar contains 'トップページ', '申請様式ダウンロード', '都税事務所等一覧', and '都税納付先金融機関'. The main content area is titled '都税について調べる' with a '最終更新日:平成25年12月9日'. It features three main sections: '税目から調べる' (Tax items), 'Q&Aから調べる' (Q&A), and 'シーンから調べる' (Scenarios). Under '税目から調べる', there is a link for '災害に関する税務上の取扱いについて' (Tax treatment for disasters). The Q&A section includes questions about disaster relief for taxes and specific measures for damaged vehicles. The 'シーンから調べる' section has links for '自動車と税金' (Vehicles and taxes) and '不動産と税金' (Real estate and taxes). A 'TOPICS' section is also visible.

(12) 伊豆大島等台風26号災害東京都義援金＜福祉保健局＞

台風26号により被害を受けた大島町への支援を実施するために、平成25年10月19日から義援金の募集を開始した。

(平成25年度実施中)

一般都民・企業等団体から義援金を募るとともに、募集協力団体である日本赤十字社東京都支部及び東京都共同募金会において受け付けた義援金についても集約し、東京都義援金配分委員会で配分方法等について審議した上で配分する。

(平成25年度実施中)

- 義援金募集期間（状況によって、期間を延長することもあり。）
平成25年10月19日から平成26年1月31日まで
- 第1次配分（平成25年11月15日決定）
 - ・配分額：1億5700万円
 - ・配分対象：（人的被害）死亡者及び行方不明者（世帯）、災害障害見舞金の給付対象となった方
（住宅被害）全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊
- 今後の配分予定
12月末時点及び1月末時点での金額をそれぞれ翌月上旬に配分する。

○ 義援金配分委員会の構成

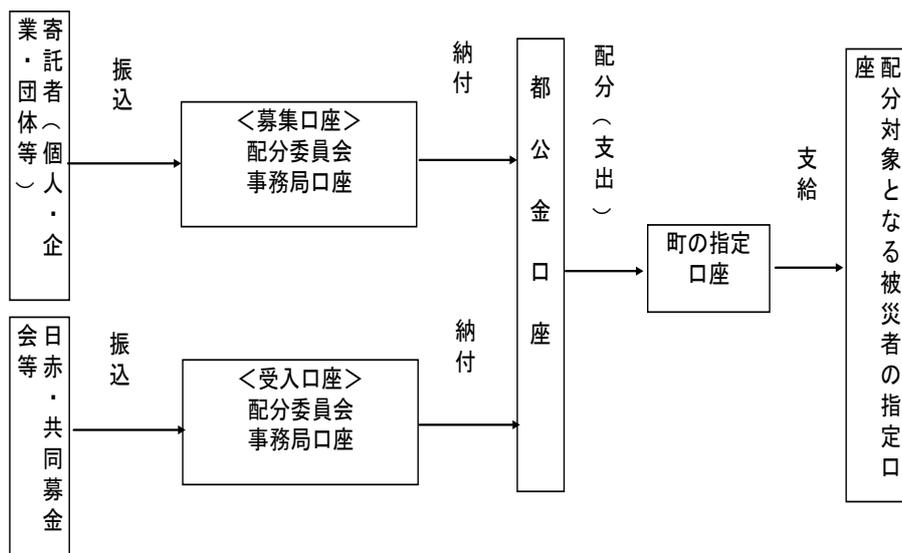
東京都義援金配分委員会・監事名簿

平成25年11月現在

区分	委員数	職名等	委員氏名	
委員	特別区長会	1	江戸川区長	多田 正見
	東京都市長会	1	昭島市長	北川 穰一
	東京都町村会	1	檜原村長	坂本 義次
	都民代表	1	東京都民生児童 委員連合会会長	福田 豊行
	日本赤十字社東京都支部	1	事務局長	後藤 明
	NHK	1	視聴者事務局事業部副部長	佐倉 一徳
	NHK厚生文化事業団	1	常務理事	大島 勉
	東京都共同募金会	1	常務理事	小海 博指
東京都	2	副知事	安藤 立美	
		福祉保健局長	川澄 俊文	
委員計	10			

監事	東京都社会福祉協議会	1	副会長	小濱 哲二
	日本公認会計士協会	1	副会長	深代 勝美

○ 義援金の流れ



【参考】

平成 25 年 12 月 19 日、東京都に対し、天皇皇后両陛下から見舞金の御下賜があった。

台風 26 号の被害に対して以下の府県市から災害見舞金等が東京都に贈られた。

岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、福井県、長野県、愛知県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県、名古屋市（予定含む）

大島町の方々への支援として、東京都都議会議員より集まった見舞金など、総額 150 万円を「台風 26 号による大島町の災害に対する見舞金」として、東京都議会より大島町に贈られた。

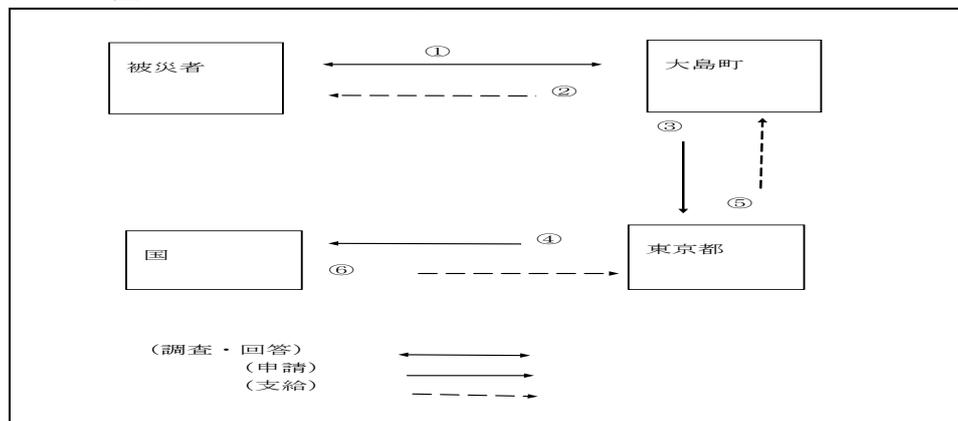
東京都は、職員からの義援金を募り、義援金額 94,507,246 円を「伊豆大島等台風 26 号災害東京都義援金」口座に送金した。

(13) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給<福祉保健局>

大島町が台風 26 号災害により死亡した者の遺族に対して支給する「災害弔慰金」及び精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する「災害障害見舞金」について、一定の割合で東京都が経費を負担する。

(平成 25 年度実施中)

- 大島町による遺族等への支給
災害との因果関係が確認できた場合、平成 26 年度以降でも支給される。
- 東京都から大島町への負担金支出
毎年 12 月に大島町から東京都へ申請し、東京都から都負担金を年度末に支出する。
- フロー図



(14) 被災者生活再建支援金の支給（国制度）＜福祉保健局＞

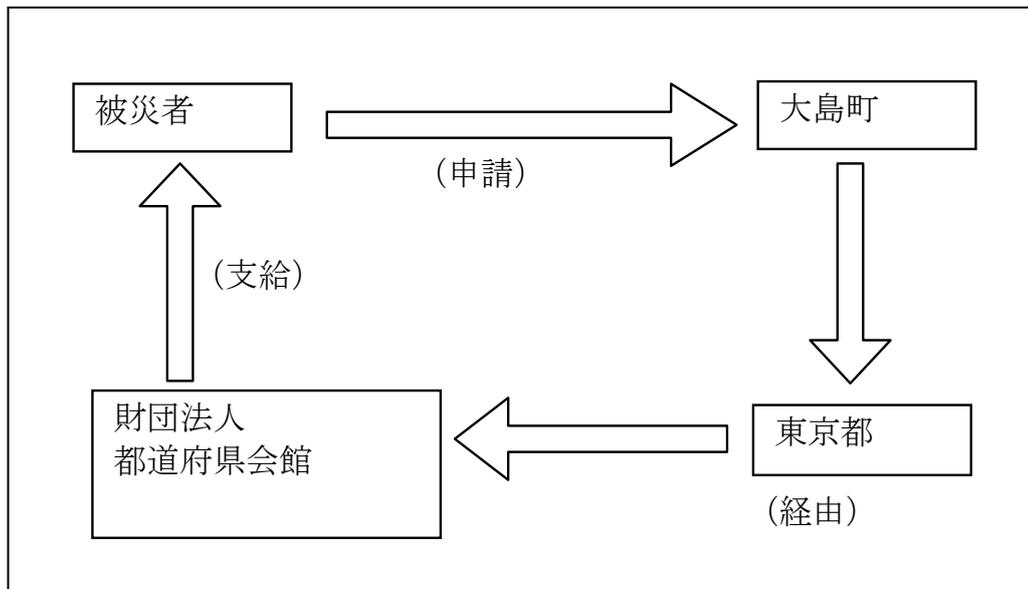
居住する住宅に著しい被害（全壊・大規模半壊等）を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。大島町から東京都を経由し、被災者生活再建支援法人へ支給申請する。

なお、支援金の財源は被災者生活再建支援基金である。

（平成 25 年度実施中）

- 基礎支援金（申請期限：平成 26 年 11 月 15 日まで）
 - ・ 全壊、解体、長期避難 100 万円
 - ・ 大規模半壊 50 万円
- 加算支援金（申請期限：平成 28 年 11 月 15 日まで）
 - ・ 建設、購入 200 万円
 - ・ 補修 100 万円
 - ・ 賃借（公営住宅以外） 50 万円

○ フロー図



(15) 被災者生活再建支援金の支給（都制度）＜福祉保健局＞

居住する住宅に被害を受けた半壊世帯のうち、国制度の被災者生活再建支援金の支給対象とならないものに対し、都制度による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

（平成 25 年度実施中）

- 支給額（申請期限：平成 26 年 11 月 15 日まで）
 - ・ 建設、購入 200 万円
 - ・ 補修 120 万円
 - ・ 賃借 80 万円

(16) 災害援護資金の貸付（国制度）＜福祉保健局＞

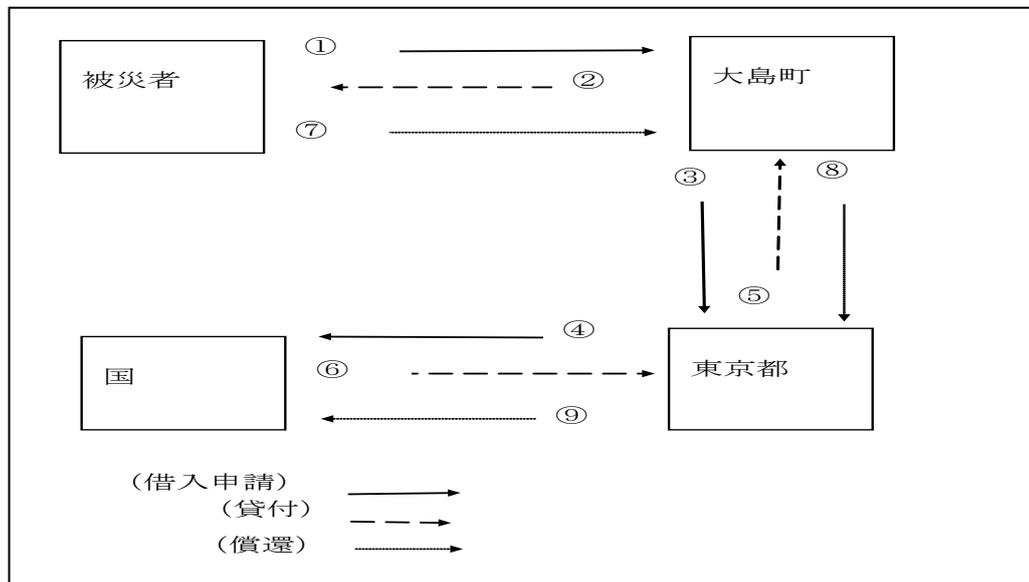
大島町は、台風 26 号災害により、住居、家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的として、当面の生活資金を貸し付ける。東京都は、平成 25 年度末に大島町へ貸付金を支出し、併せて国からの貸付金（東京都が大島町に貸し付ける貸付金の額の 3 分の 2 に相当する金額）を受け入れる。

（平成 25 年度実施中）

平成 29 年度後半から大島町から貸付金の償還を受け入れ、平成 30 年度前半から国へ償還をしていく。

（平成 27 年度以降実施予定）

- 貸付限度額（被害の程度に応じた限度額を設定）
 - ・ 150 万円（世帯主の 1 ヶ月以上の負傷、家財の 1 / 3 以上の損害）から 350 万円（住居の滅失又は流出）まで
- 利率：年 3 %（据置期間（原則 3 年）は無利子）
- 償還期限：10 年（据置期間を含む）
- 貸付申請期限：平成 26 年 1 月 31 日まで
- フロー図



(17) 災害援護資金の貸付（都制度）＜福祉保健局＞

国制度の災害援護資金の貸付限度額を超えてなお、貸付金を必要とする世帯主に対し、都制度による災害援護資金を貸し付ける。平成 25 年度末に大島町へ貸付金を支出する。

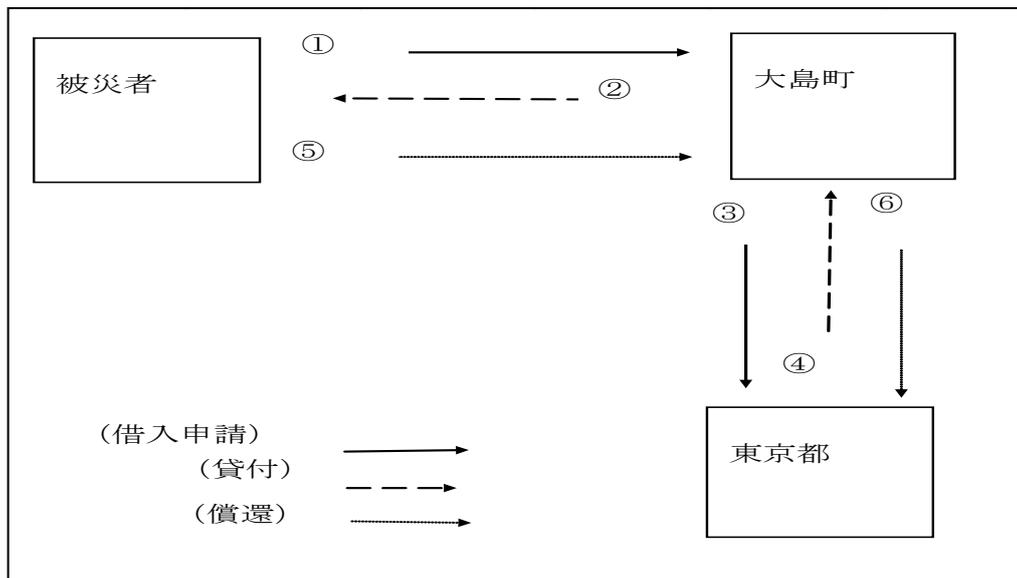
(平成 25 年度実施中)

平成 29 年度後半から大島町から貸付金の償還を受け入れる。

(平成 27 年度以降実施予定)

- 貸付限度額（貸付対象被害に関わらず限度額を設定）
150 万円
(世帯主の 1 ヶ月以上の負傷、家財の 1 / 3 以上の損害、住居の半壊・全壊・滅失又は流出)
- 利率：年 1 %（据置期間（原則 3 年）は無利子）
- 償還期限：10 年（据置期間を含む）
- 貸付申請期限：平成 26 年 1 月 31 日まで

○ フロー図



(18) 営業許可等手数料の免除＜福祉保健局＞

被災した食品衛生関係、薬事関係、環境衛生関係及び獣医衛生関係の業者等が、大島町において当該営業を再開するに当たって、許可を受けようとする場合等の手数料を免除する。

(平成 25 年度実施中)

ア 対象手数料

- ・東京都福祉保健局関係手数料条例第 2 条別表のうち、食品衛生関係営業、薬事関係営業及び環境衛生関係営業に係る手数料
- ・東京都動物の愛護及び管理に関する条例第 34 条に定める手数料
- ・プール等取締条例第 4 条に定める手数料
- ・東京都ふぐの取扱い規制条例第 20 条に定める手数料
- ・食品製造業等取締条例第 11 条に定める手数料
- ・化製場等の構造設備の基準等に関する条例第 12 条に定める手数料

イ 手数料免除の要件

- ・り災証明書により、被災の事実を確認できること。
- ・営業許可等の申請の場合は、被災の事実に加え、営業許可等を取得していた施設の営業者が、同一の営業種別で許可等の申請をすること。

ウ 免除措置期間

平成 25 年 11 月 21 日から平成 26 年 11 月 20 日まで

2 住宅対策

今回の災害に伴う住家の被害は、全壊 71 件、大規模半壊 15 件、半壊 25 件、一部損壊 92 件（平成 25 年 11 月 24 日現在）となっている。

こうした被害に対し、住宅等の被害における危険度判定の必要性の検討を迅速に実施するとともに、職員住宅を活用するなどの臨機応変な対応を実施した。

引き続き、早期に生活を安定させるため、住宅に被害を受けた方々に対し、応急仮設住宅の建設のほか、住宅修理や再建に向けた支援を行う。

（1）被災宅地の危険度判定＜都市整備局＞

大島町には、宅地危険度判定士がいないため、被災宅地危険度判定の必要性について現地調査を行った。その結果、土砂流出が起きた沢の上流部においては、宅地自体が崩壊し、それ以外の地区では宅地被害がほとんどないため、当面、被災宅地危険度判定の必要性は低いと、今後、梅雨期に備え技術的支援の検討を行う。

（平成 25 年度実施済み）

（2）被災建築物応急危険度判定＜都市整備局＞

大島町には、応急危険度判定員がいないため、被災建築物の危険度判定について、大島町に現地調査・ヒアリングを行った。その結果、建物被害の原因が土砂によるものであり、地震とは異なり、被害の大きいものほとんどないものに容易に二分できるため、応急危険度判定の必要性は低いと大島町が判断した。

（平成 25 年度実施済み）

（3）職員住宅の活用＜産業労働局・教育庁＞

大島町からの要請に基づき、台風 26 号により自宅が全半壊するなどして避難生活を続ける大島町の住民の方々に対し、東京都教職員住宅（八重川第二住宅）及び島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅を避難所として提供した。

（平成 25 年度実施中）

○ 提供した戸数

- ・八重川第二住宅：16 戸
- ・島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅：3 戸

- 提供期間
 - ・八重川第二住宅：平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
 - ・島しょ農林水産総合センター大島事業所職務住宅：平成 25 年 12 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- その他東京都負担

両住宅とも、電気、ガス、水道の光熱水費等を東京都が負担する。

(4) 生活確保支援に係る相談体制の強化等<都市整備局>

大島町が被災者に対し平成 25 年 11 月 21 日から 27 日まで開設した「特別相談窓口」において、「応急修理」、「応急仮設住宅」、「災害復興住宅資金利子補助」に係る被災者の相談業務を支援するため、職員を延べ 16 名派遣した。

(平成 25 年度実施済み)

(5) 建築確認等における手数料の免除<都市整備局>

被害を受けた建築物を所有又は賃貸していた方が建築等を行う際の建築基準法に基づく確認申請等を東京都に提出する場合の手数料を免除する。

(平成 25 年度実施中)

ア 対象手数料及び免除期間

確認申請手数料 構造計算適合性判定に係る審査手数料 許可等申請手数料 位置指定道路の指定等の申請手数料	平成28年3月31日まで(予定)
完了検査申請手数料 中間検査申請手数料 計画変更確認申請手数料	平成30年3月31日まで(予定)

イ 対象者

大島町長が発行する「り災証明書」により、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」と判定された建築物を所有又賃借していた方

ウ 対象建築物(次の①、②又は③の場合について対象となる)

- ①延べ面積が、対象者が所有又は賃借していた部分の床面積の合計の 1.5 倍以下である建築物
- ②一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（※）で、延べ面積が 175 m²以下である建築物（対象者が被災した建築物に居住していた場合のみ。）
- ③ ①又は②の建築物の工事を施工するため必要となる仮設建築物

※ 兼用、併用住宅の場合は、住宅以外の用途に供する床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 未満であり、かつ、50 m²以下のものが対象となる。

なお、公益財団法人東京都 防災・建築まちづくりセンターにおいても、確認申請手数料や設計住宅性能評価料金などを免除している。

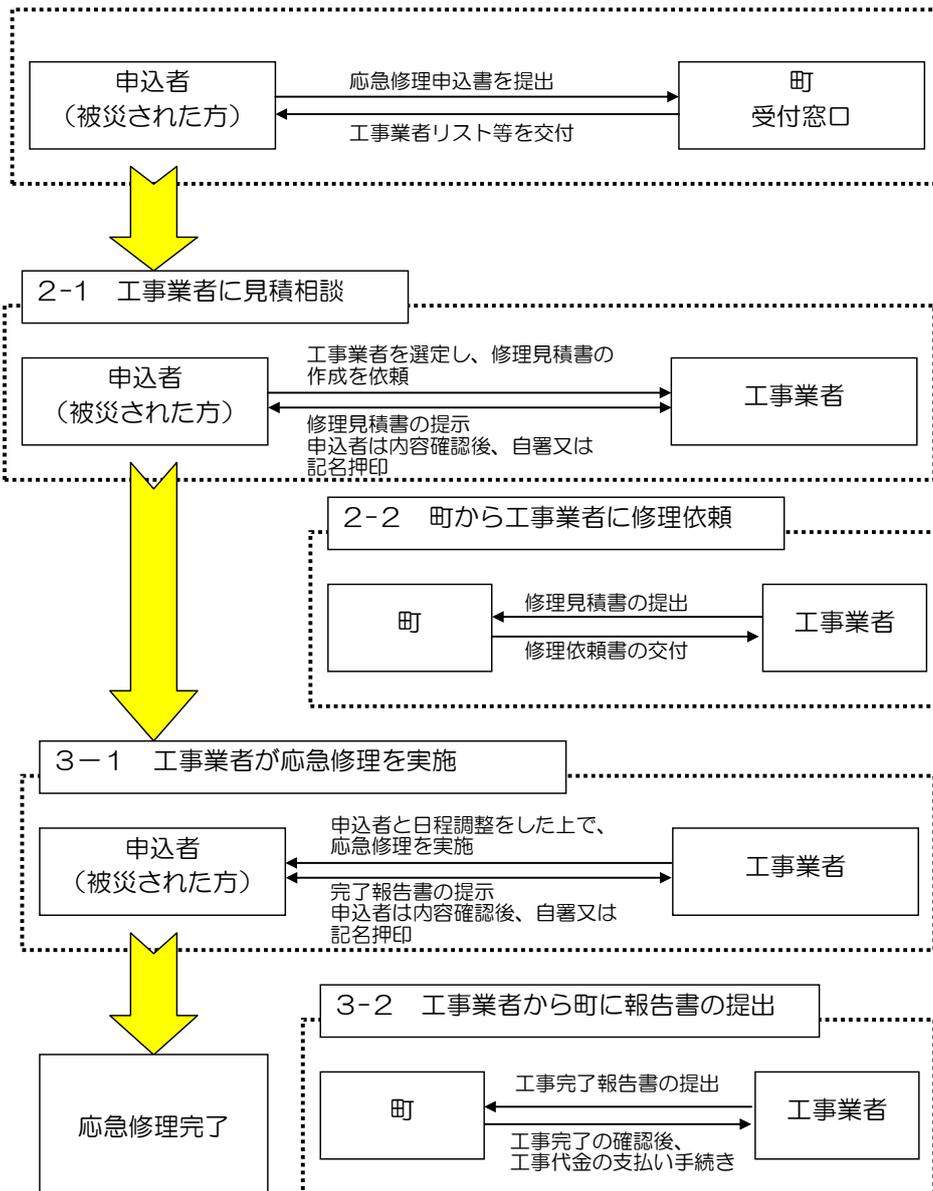
(6) 住宅の応急修理<都市整備局>

住家が半壊等した場合、居住に必要な最低限（居室、炊事場、トイレ等）の応急修理を、52 万円を限度に補助する。費用は、災害救助法に基づき、東京都と国が負担する。

(平成 25 年度実施中)

- 限度額は、一世帯あたり 52 万円
- 対象要件（次のいずれにも該当する方）
 - ・半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと（全壊でも応急修理により居住可能となる場合は対象）。
 - ・応急修理により避難所等への避難を要しなくなること。
 - ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。
 - ・半壊の場合は、前年の世帯収入が一定の範囲内であること。

○ フロー図



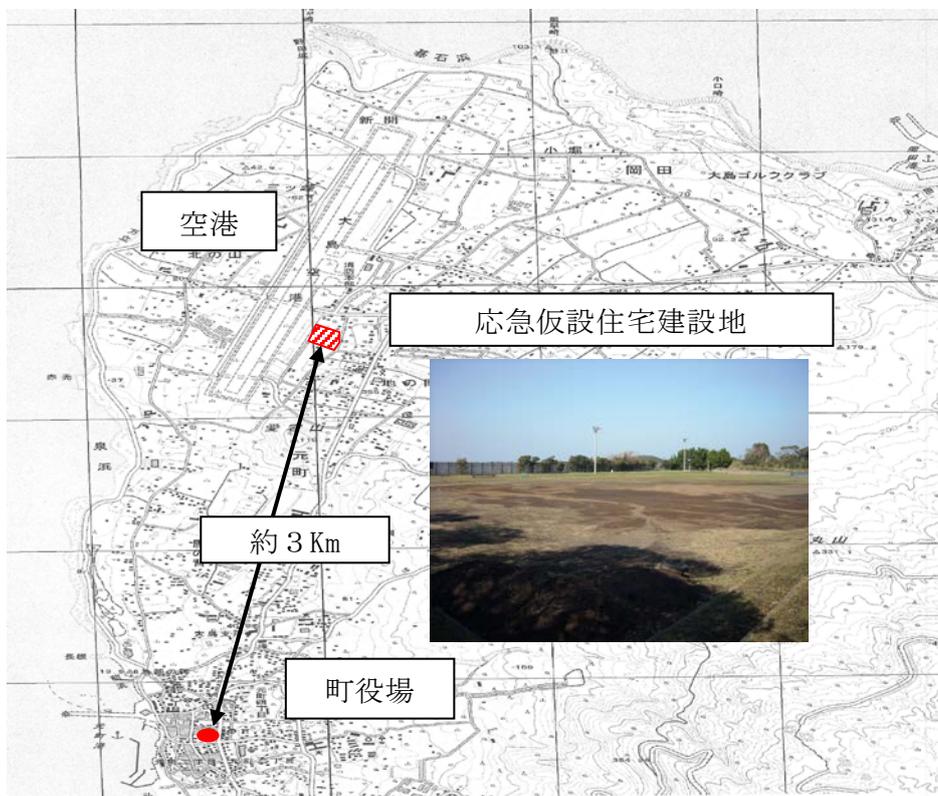
(7) 住宅確保支援（応急仮設住宅）＜都市整備局＞

大島町からの要請（平成 25 年 11 月 28 日）により、災害救助法に基づく
応急仮設住宅を建設する。

（平成 25 年度実施中）

- 応急仮設住宅建設地
旧大島町立北の山小学校跡グラウンド

- 着工から入居までのスケジュール
 - 平成 25 年 12 月 16 日 本体の基礎工事着手
 - 平成 25 年 12 月下旬頃から 本体のパネル部材の組立て
 - 平成 26 年 1 月上旬頃から 設備工事・内装工事
 - 平成 26 年 1 月 25 日頃 入居開始予定



(8) 災害復興住宅資金利子補助<都市整備局>

災害からの早期復興を支援するため、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修する場合、住宅金融支援機構の借入金に対して東京都が利子補助を行う。

(平成 25 年度実施中)

ア 利子補助内容

(ア) 利子補助期間

10 年間

(イ) 利子補助額

当初 5 年間：本人負担利子相当額

6～10 年目：1%相当額

(ウ) 利子補助の対象額

住宅金融支援機構の融資額

イ 対象者 (次のいずれにも該当する方)

- ・平成 25 年台風 26 号により島しょ部において住宅に被害を受けた方
- ・住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」を借り受ける方

(9) 住宅確保支援 (町営住宅) <都市整備局>

災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、大島町が町営住宅を建設する場合、その建設に要する費用の一定割合を都が補助する。

(平成 26 年度実施予定)

3 産業再開支援

今回の災害に伴い、栽培施設 110 棟、堆肥舎等の栽培関連施設 2 基、トラクター等の農業用機械 2 台の被害や、元町地区など海岸線 5 か所に及ぶ土砂流入による漁場被害などが確認されている。

発災 2 日後の 10 月 18 日から、大島町の中小企業者に対する「災害復旧資金融資」を実施し、その後、国の局地激甚災害指定等を踏まえ、金融支援策を大幅に拡充する等の対策を講じてきた。

今後、引き続き、被災された中小企業者や農業者・漁業者の事業再開のため、低利な融資や被害を受けた農業基盤施設や漁場等の早期復旧を支援していく。

(1) 中小企業制度融資<産業労働局>

大島町の中小企業者が早期に復旧を果たせるよう、土石流による被害や売り上げの減少など中小企業者の被害の状況に応じた、手厚い支援を講じる。

(平成 25 年度実施中)

ア 直接被害への支援

土石流等により直接的な被害を受けた中小企業者を対象に、事業復旧に必要な資金を長期かつ低利で融資する「災害復旧資金融資」を平成 25 年 10 月 18 日に開始した。

国の局地激甚災害指定や被害の実情を踏まえ、平成 25 年 11 月 15 日に「災害復旧資金融資」を大幅に拡充した。

- ・ 融資限度額：5 億 6000 万円
- ・ 融資利率：1.5%
- ・ 信用保証料の全額補助に加え、利子も全額補給（融資額 1 億円上限）

イ 間接被害への支援

中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証第 4 号(突発的災害)地域としての指定を受け、売上減などの間接被害を受けた中小企業者に対して、「経営支援融資」を平成 25 年 11 月 15 日に開始した。

- ・ 融資限度額：2 億 8000 万円
- ・ 融資利率：1.5～2.0%以内
- ・ 信用保証料の 2 分の 1 を補助

ウ 金融支援の概要

被害状況	直接被害への支援		間接被害への支援
	災害復旧資金融資		経営支援融資（経営セーフ）
制度名	【拡充前】	【拡充後】	【新規】
融資対象	土石流に伴う事業所や設備の損壊等の被害を受け、大島町長より災証明書の発行を受けた中小企業者		取引先の被災や観光客の減少に伴う売上減等の被害を受け、大島町長よりセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者
資金使途	事業の再建に必要な資金		経営の安定に必要な資金 〔通常の融資枠とは別枠〕
融資限度額	1企業（組合） 8,000万円以内	1企業（組合） <u>5億6,000万円以内</u>	1企業 2億8,000万円以内 1組合 4億8,000万円以内
うち無担保	8,000万円以内	<u>1億6,000万円以内</u>	8,000万円以内
融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 <u>設備資金 15年以内</u> (据置期間1年を含む。)	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (据置期間2年を含む。)
融資利率	1.5%～1.7%	<u>1.5%*</u>	融資期間に応じて、 1.5%～2.0%以内
利子補給	—	<u>融資額1億円を上限に 利子を全額補給</u>	—
保証料補助	信用保証料の全額を補助		信用保証料の2分の1を補助

* 利率が1.7%の融資については、都が0.2%の利子補給を実施し、実質的な利率を1.5%とします。

(2) 農業・漁業特別対策資金<産業労働局>

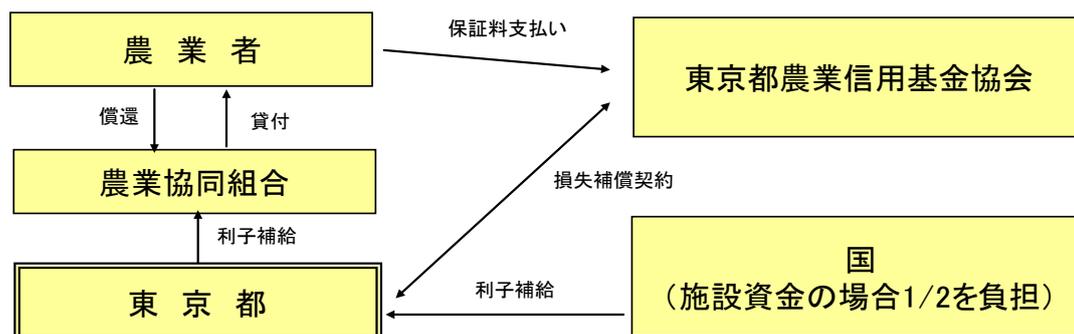
被災した農業者や漁業者への金融機関による融資（運転資金、施設資金）に対し、東京都が利子補給を行う。

(平成25年度実施中)

ア 農業特別対策資金（東京都農業近代化資金）

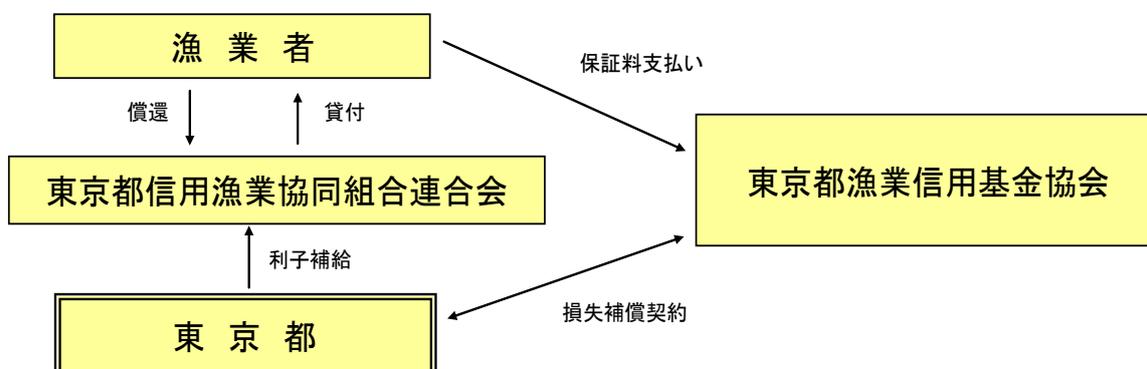
償還期限、据置期間、貸付金利、利子補給率等を決定するため、地元農業協同組合に対して資金需要調査を行い、現段階では需要なしとの回答を得ているが、今後も、必要に応じ調査を実施していく。

○ フロー図



- イ 漁業特別対策資金（東京都漁業近代化資金）
大島町の要望を踏まえ、資金需要調査等を検討する。

○ フロー図



(3) 山村・離島振興施設整備事業<産業労働局>

被災により使用出来なくなった栽培施設(パイプハウス、鉄骨ハウス等)、栽培関連施設(堆肥舎、貯水槽等)、農業用機械などについて、被災者の希望により、営農再開に向けた再整備に要する経費を東京都単独事業として一定の割合で補助する。

(平成 26 年度以降実施予定)

○ 被害状況

対象施設	被害農家数	被害施設数	被害の詳細
栽培施設	22戸	110棟	全壊31棟、一部損壊79棟、被害面積1.8ha
栽培関連施設	2戸	2基	堆肥舎、貯水槽(いずれも全壊)
農業機械	2戸	2台	油圧ショベル、トラクター(いずれも大破)

(4) 農地及び農業用施設災害復旧事業<産業労働局>

台風第 26 号によって被災した農地や農業基盤施設に対し、従前の効用回復を目的として、大島町が実施する復旧工事に係る経費について、国と東京都が一定の割合を負担する。

(平成 25 年度実施中)

○ 復旧工事規模 (平成 25 年 10 月 18、19、29 日に現地調査)

- ・ 農地：約 2 h a (土砂堆積等) <平成 27 年度まで>
- ・ 農業基盤施設：貯水池 2 か所 (取水口への土砂堆積)
<平成 25 年度まで>

○ 被害状況



農地（元町神達地区）



沢立貯水池

（５）大島災害復旧事業（基盤整備等）＜産業労働局＞

ア 元町地区など海岸線の被害状況を東京都調査指導船で調査を実施し、5か所の漁場被害を確認した。また、その5か所の地先を優先して、潜水調査等を実施した。

（平成 25 年度実施済み）

イ 土砂流入による既存漁場の被害状況を調査し、その結果に基づき、大島町、漁業協同組合と調整の上、漁場計画を策定する。

（平成 25 年度実施中）

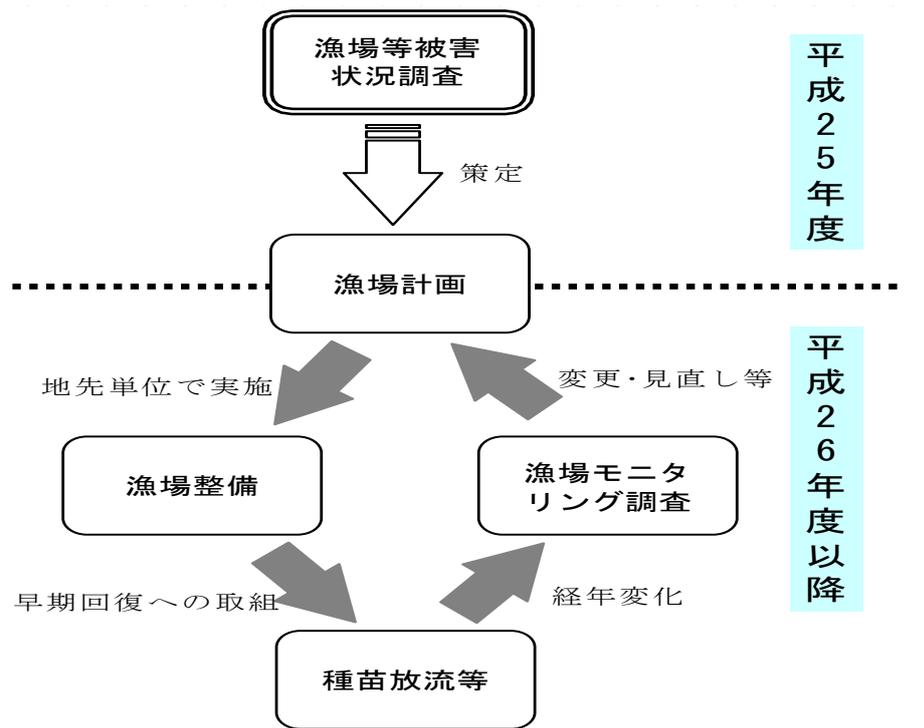
ウ 漁場計画を策定後、計画に基づき東京都において代替漁場等を整備する。また、漁場生産力の早期回復のため、種苗放流等の内容を拡充し、実施する。更に、既存漁場の回復状況を確認するため、モニタリング調査を継続実施する。

（平成 26 年度以降実施予定）



海底に堆積した流木等

○ フロー図



4 観光振興

東日本大震災をはじめ過去の災害から、一たび、災害が発生すると、観光で訪れる旅行者が減少する傾向にあり、災害発生前のように旅行者を呼び戻すには、多くの時間を要している。

過去の災害の教訓を踏まえ、早期に大島をPRするため、被災後初の開催となる平成26年の椿まつりにあわせた観光キャンペーンを実施するなど、観光復興をスタートさせる施策を集中的に展開することで、旅行者の回復を図るとともに、災害からの復旧復興を加速させる。

(1) 観光キャンペーンの展開<産業労働局>

災害発生以降、伊豆大島を訪れる旅行者が激減したことに伴い、島内の観光関連事業者は深刻な状況に直面している。被災イメージを払拭し、旅行者を再び呼び込んでいくためにも、島内最大のイベントである椿まつりの期間にあわせ、観光キャンペーンとして、様々なかたちでの魅力の発信を行っていく。

(平成25年度実施中)

ア 椿まつりのPR等支援(平成25年度)

椿まつりへの支援を図ることで、効果の高い観光PR等を実施し、誘客の促進につなげていく。

- ・補助率：1/2以内
- ・補助限度額：500万円

イ 物産展等を活用した積極的なPRの実施(平成25年度)

特産品や季節の観光情報といった島の魅力を東京都が積極的に発信することにより、来場者に対して訪島意欲の喚起を図る。

(ア) 東京観光情報センターでの物販実施

- ・実施場所：東京観光情報センター(都庁第一本庁舎1階)
- ・実施期間：平成25年12月16日から平成26年1月31日まで
- ・実施内容：TOKYO地域特産品売店事業者及び大島町商工会と連携し、特産品等の販売を拡充実施

(イ) 全国観光PRコーナーでの物産展実施

- ・実施場所：全国観光PRコーナー(都庁第一本庁舎2階)
- ・実施期間：平成26年1月中旬
- ・実施内容：全国観光PRコーナーを活用し、特産品の販売を実施

(ウ) 東京マラソンEXPO等における観光PRの実施

- ・実施場所：東京ビッグサイト及びイーストプロムナード
- ・実施期間：平成26年2月20日から同月23日まで
- ・実施内容：東京マラソンEXPO（2月20日から22日）及び東京大マラソン祭り（2月23日）において、観光PRブース及び物産スペースを設け、誘客PRを実施

ウ 多様なチャネルによる魅力の発信（平成25年度（一部は平成26年度））
伊豆大島の魅力や台風災害からの復興状況等を積極的に発信していくことで被災イメージを払拭し、着実な誘客につなげていく。

(ア) ツイッター等SNSによる発信

- ・実施媒体：ツイッター及びフェイスブック（専用アカウントでの実施）
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(イ) 東京の観光ウェブサイト「GO TOKYO」への伊豆大島特設ページの設置

- ・実施媒体：GO TOKYO
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(ウ) ポスター及びデジタルサイネージによる広告作成・掲出

- ・実施媒体：ポスター及びデジタルサイネージ
- ・掲出予定箇所：（ポスター）都営線各駅及び都営施設等
（デジタルサイネージ）新宿駅西口等
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(エ) テレビ・新聞等の活用（生活文化局とも連携）

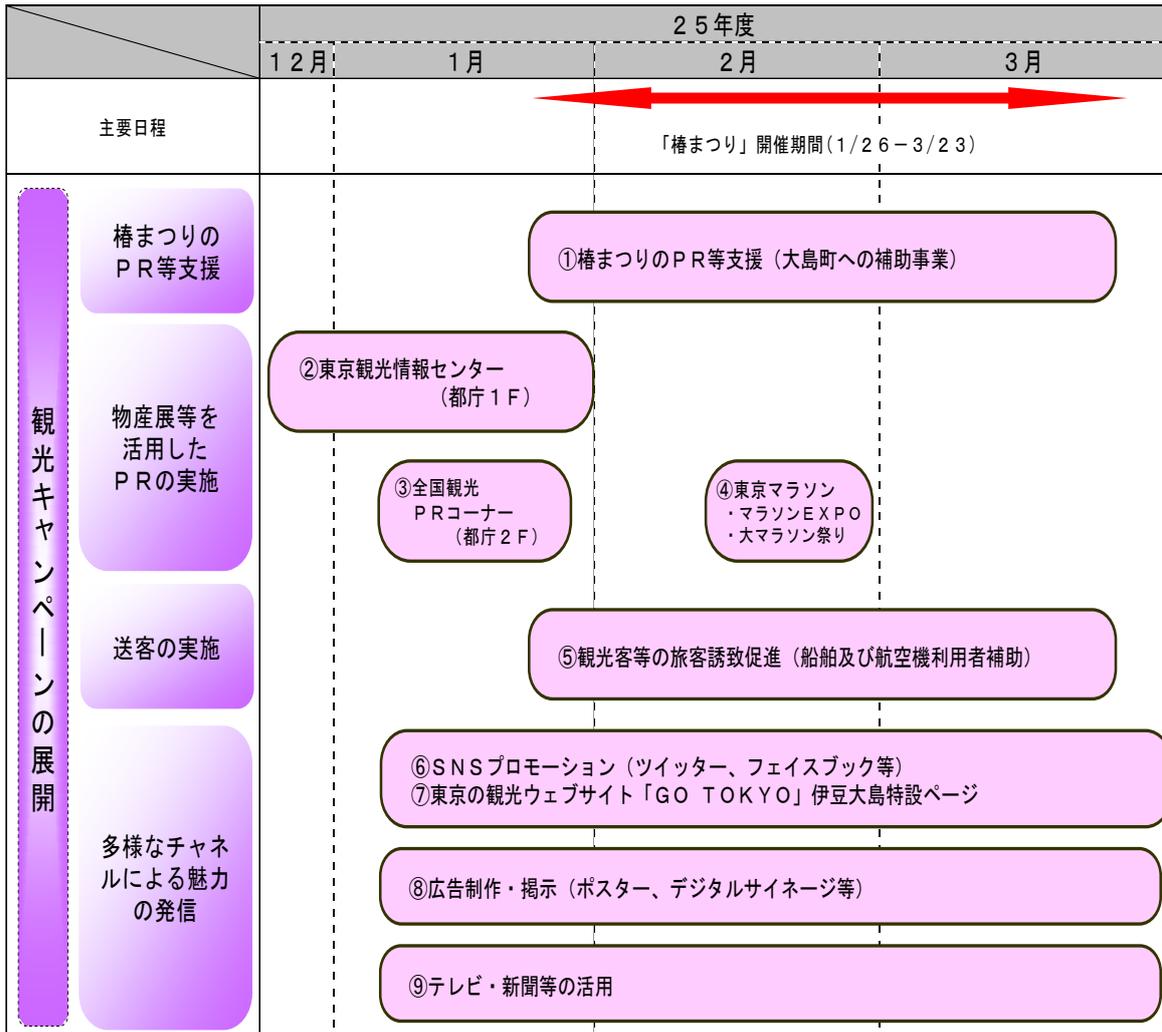
- ・実施媒体：テレビ・新聞等
- ・実施時期：平成26年1月中旬より実施予定

(2) 観光客等の旅客誘致促進<港湾局>

平成26年の椿まつりが実施される期間において、大島に來訪する旅客に対して、船舶利用者片道1,500円、航空機利用者片道2,500円の補助を行い、観光客の誘致を促進する。

(平成25年度実施予定)

○スケジュールイメージ



(3) 芸術文化を活用した復興支援<生活文化局>

今後、大島町の意向を踏まえながら、東京都交響楽団やヘブンアーティストを派遣するとともに、椿まつりなど観光行事との連携についても検討していく。

(平成25年度以降実施予定)

5 インフラ応急復旧

元町地区をはじめとした複数の地区で、都道 1 か所・町道 13 か所、林道 5 路線 44 か所、港湾・漁港 7 港、簡易水道など、島民の生活や島の農林水産業を支える重要なインフラが大きな被害を受けた。

発災直後の緊急的な応急対応に引き続き、都道・林道の復旧や町道の復旧における技術的支援の実施、港湾における土砂・流木の撤去など、復旧事業を早急に実施していく。

(1) 道路災害復旧事業<建設局>

ア 都道の復旧

台風 26 号通過後、都道へ堆積した土砂の除去作業を実施するとともに、レスキュー・ナビゲーション(※)を活用した都道の点検調査を行い、台風通過後 2 日以内に都道の通行機能を確保した。被災箇所は、一般都道大島循環線(野増地区)の 1 か所である。

現在、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による、都道の災害復旧の実施に向けて調査・設計を実施している。平成 27 年度までの 3 か年で実施予定

(平成 25 年度実施中)

イ 町道の復旧支援

町道は、御神火スカイラインなど 13 か所被災した。大島町からの要請に応じて、国土交通省 TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)と共同でレスキュー・ナビゲーションを活用した町道の点検調査を行い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき大島町道の被災状況を国に報告するとともに、町道の災害復旧事業に対して技術的支援を実施している。

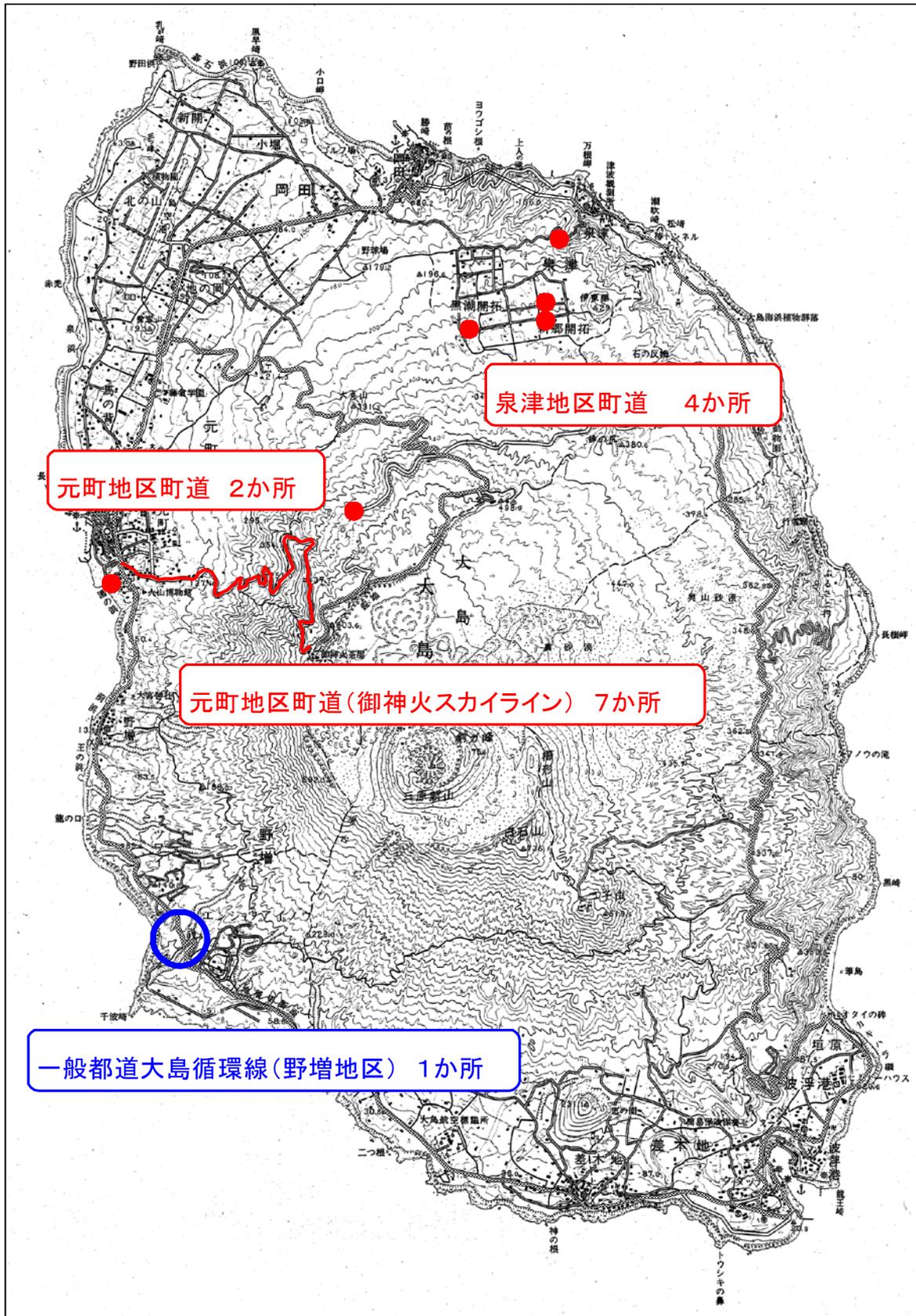
(平成 25 年度実施中)

※レスキュー・ナビゲーション：災害時において、携帯電話(GPS 付)を利用して、迅速・確実に道路被害情報の収集、都庁と各建設事務所間における効率的な情報共有の実現、道路の被害情報をデータベースで蓄積できるシステム



都道の被害状況

○ 道路（都道・町道）の復旧予定箇所



(2) 林道災害復旧事業<産業労働局>

ア 平成 25 年 10 月 17 日から 20 日にかけて現地調査を実施し、島内全路線（5 路線）の被害箇所を把握した（44 か所）。

（平成 25 年度実施済み）

イ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に関する法律及び激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助の災害復旧事業については、25 年度中に着手し、3 か年で終了予定

（平成 25～27 年度実施予定）

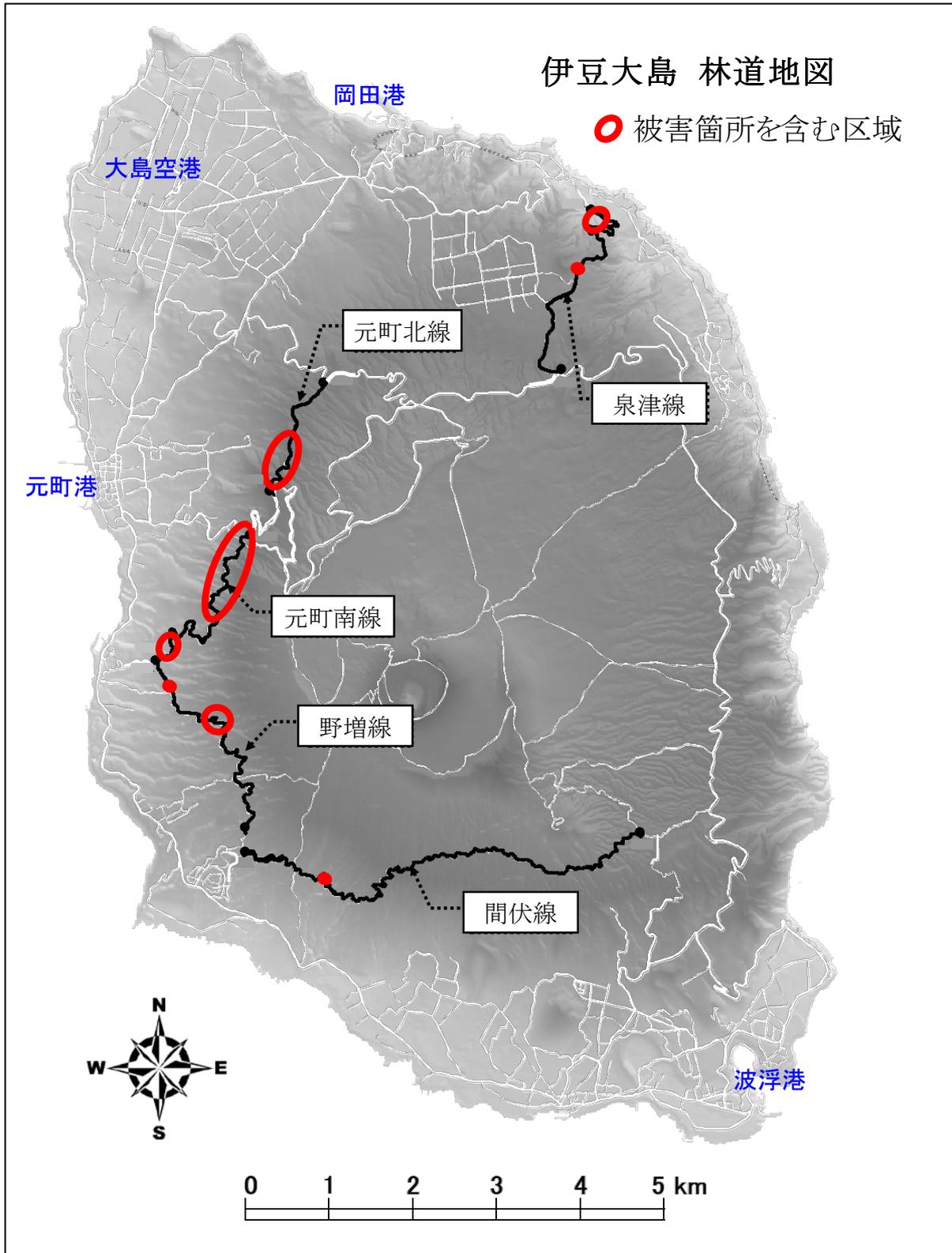
ウ 国の災害査定により採択されなかった被害箇所については、都単独で復旧工事を実施予定（終了年度は未定）

（平成 25 年度着手予定）

○ 各路線の被害箇所数と復旧延長

路線名	開設延長(km)	被害箇所数	復旧延長(m)
泉津線	4.2	6	275
元町北線	2	14	455
元町南線	3.5	19	654
野増線	4	4	163
間伏線	8	1	14
合計	21.7	44	1,561

○ 林道被害状況



(3) 港湾施設等災害復旧事業<港湾局>

ア 元町港、岡田港、波浮港、元町漁港、岡田漁港、野増漁港及び泉津漁港の7港において、岸壁や道路等陸上部における土砂・流木の撤去など、緊急工事を実施した。

(平成 25 年度実施済み)

イ 元町港、元町漁港及び元町漁港海岸において、泊地等の水中部における土砂・流木の撤去など公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害復旧工事を実施している。平成 26 年完了予定

(平成 25 年度実施中)

元町漁港



堆積土砂・流木を撤去



元町港



堆積土砂・流木を撤去

ウ 岡田漁港の山腹崩壊による道路不通箇所において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧工事を実施しており、道路の土砂撤去を完了するとともに、仮設道路を整備し通行止めを解消した。道路の本復旧は、平成 25 年度内の山腹崩壊地の応急工事完了後、災害復旧工事として実施する。平成 26 年完了予定

(平成 25 年度実施中)



岡田漁港



仮設道路を整備

(航空写真は、株式会社パスコ撮影)

(4) 水道施設復旧事業の支援事業<福祉保健局>

台風26号による停電及び水道施設への直接の被害により約3,000世帯が断水したが、停電の復旧及び大島町による応急復旧工事の実施により、11月1日までに随時断水を解消した(ただし、土砂により家屋、道路が流出、埋没して、住民が避難している地区を除く:神達地区)。

- ・ 管路被害4か所応急復旧完了 合計延長L=110m
- ・ 応急用給水設備設置 3か所

ア 復旧事業への支援事業

大島町の復旧事業に対して、事業費の補助を行う。

本事業には国庫補助金(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱による)が適用となる。

3か年での事業実施を予定しているが、水道管を埋設している町道や林道、土地等の管理者による各施設の復旧に合わせて行う必要があることから変更となる場合がある。

(平成25年度実施中)

イ 復旧事業への技術的支援

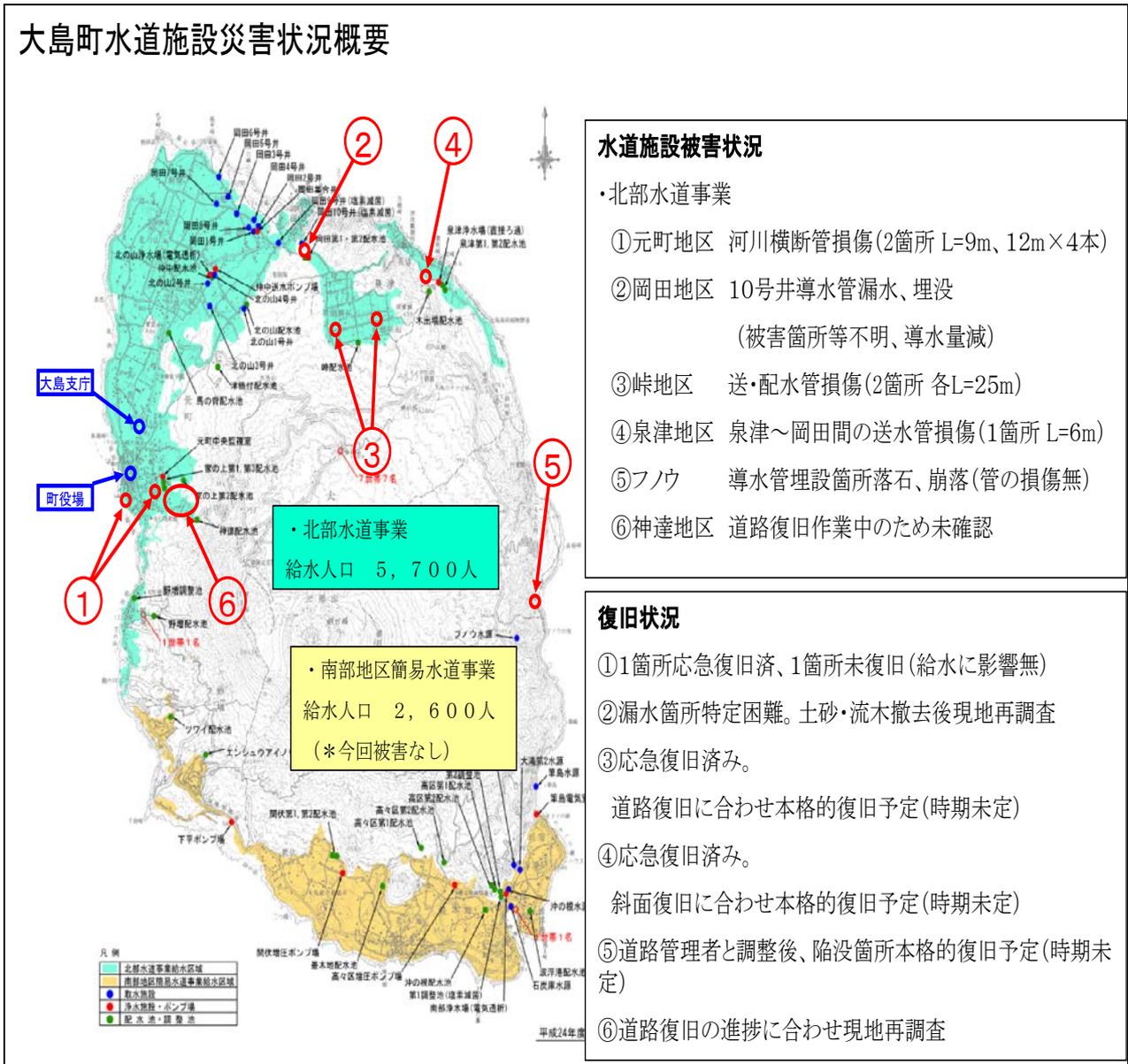
大島町による、復旧事業実施への技術的支援を行う。

復旧事業の工程計画、施工方法、道路管理者等関係機関との調整など、事業が円滑に進むよう技術的なアドバイスを行う。

(平成25年度実施中)

○ 水道施設被災状況及び応急復旧状況

大島町水道施設災害状況概要



6 都市復旧

元町地区を中心に市街地等おおむね 130ha の範囲から流木や建設混合廃棄物など膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生し、集積場所へ集められている。

特に、市街地にある集積場所からは、悪臭や粉じんが発生するなど、復旧・復興に向けた取組みの支障となっている状況にある。

そこで、島内で発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理していくため、都は、災害廃棄物等の島外処理を含め、最大限の支援を実施していく。

(1) 災害廃棄物処理事業<環境局>

土砂災害で発生した流木等の災害廃棄物等（推定約 11 万トン）を迅速に処理するため、大島町と都の関係部署とで「大島町災害廃棄物対策連絡調整会議」を設置し、「大島町災害廃棄物等処理方針」を策定した。方針では、大島町が実施する処理事業のうち、島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行うことが示された。

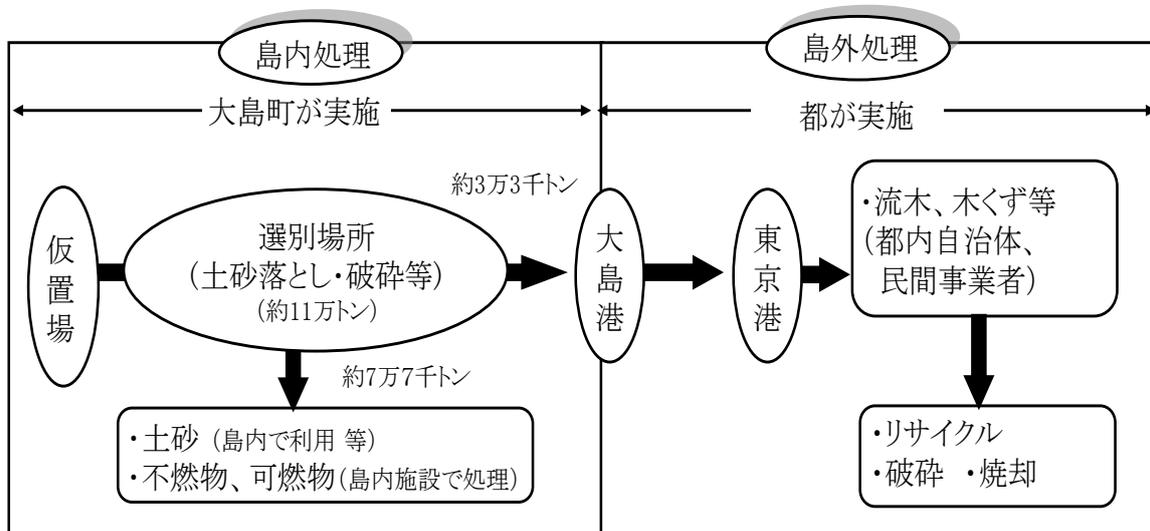
東京都は、平成 25 年 11 月に都議会の議決を経て、大島町より島外処理分を受託した。

平成 25 年 12 月 5 日に大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、都は、大島町と連携し、区市町村や民間事業者の協力を得て、災害廃棄物の処理を実施していく。

なお、悪臭や粉じん等が発生し、対策が急務である廃畳・布団等及び建設混合廃棄物の搬出を平成 25 年 12 月 17 日から開始（先行実施）

平成 26 年 1 月から搬出を本格実施し、平成 26 年中に処理終了予定

（平成 25 年度実施中）



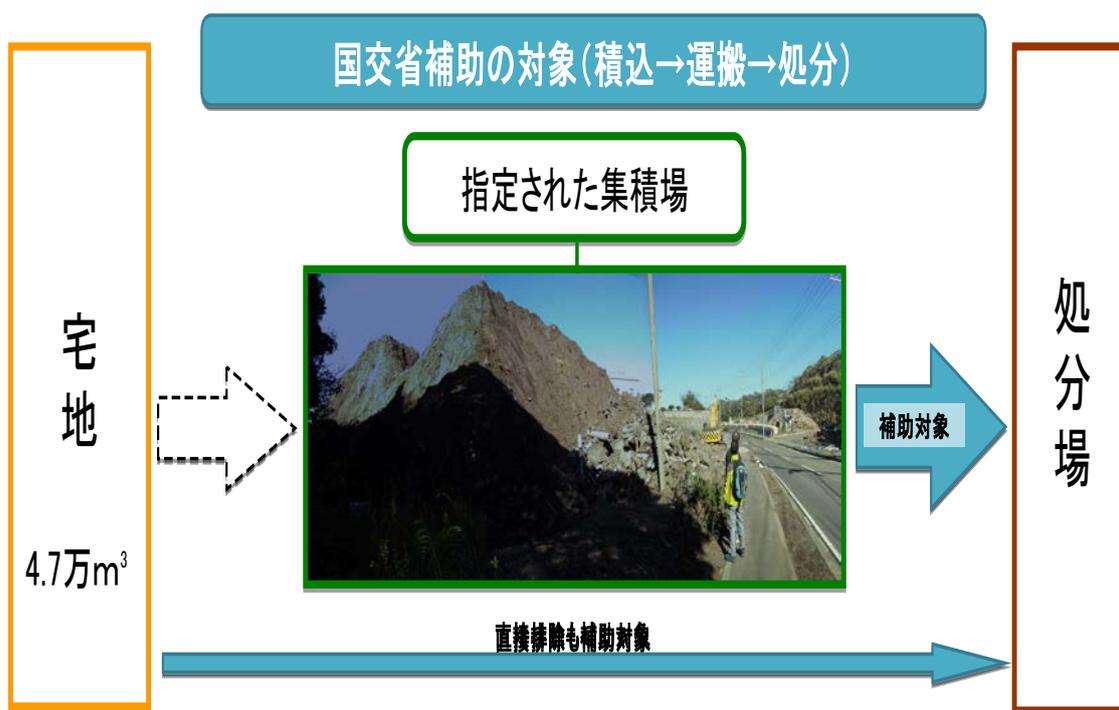
(2) 堆積土砂除去事業<都市整備局>

土砂災害で約 4.7 万 m³ の土砂等が宅地に堆積したため、大島町及び自衛隊等が除去作業を実施し、指定された集積場（仮置場）に搬出した。

（現在も、大島町において除去作業は継続している。）

平成 25 年 12 月 5 日に大島町が策定した「大島町災害廃棄物等処理計画」に基づき、仮処分から最終処分へと一連の作業工程を大島町が円滑に実施できるように支援を行い、平成 26 年中の完了を目指す。

（平成 25 年度実施予定）



○ 参考

- ・ 災害廃棄物：計 約 3 万 9 千トン
（内訳） 島外処理量（流木、建設混合廃棄物等）：約 3 万 3 千トン
島内処理量（可燃性廃棄物、コンクリートがら等）：約 6 千トン
- ・ 土砂堆積量：計 約 7 万 1 千トン
（災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等）



家屋等からの廃棄物



土砂付きの流木



国民宿舎横に仮置された堆積土砂

第3章 災害対応力強化に向けた取組

1 土砂災害対策等

今回の土砂災害では、死者 35 名、行方不明者 4 名という、都内では昭和 33 年の狩野川台風以来で最大の被害が発生した。砂防施設においては、流出土砂と流木が堆積工に捕捉されるなど、一定の減災効果が認められているものの、崩壊地のさらなる拡大や不安定土砂の流出の可能性が残されている。

そこで、東京都は 11 月に設置した伊豆大島土砂災害対策検討委員会において、災害発生メカニズムを考慮した土砂災害対策を検討している。

また、山腹崩壊地の応急工事を行うとともに、被害発生の危険性が著しい箇所における治山事業を予定している。

(1) 砂防事業<建設局>

ア 土砂災害により土砂等が堆積した砂防施設の機能回復を図るため、大金沢本川、支川（堆積工）、長沢本川（堆積工）、支川（堰堤）及び八重沢（堆積工、堰堤）について除石を実施するとともに、流路（護岸）の応急対策等を実施した。

（平成 25 年度実施中）

イ 平成 25 年 11 月に伊豆大島土砂災害対策検討委員会を設置した。土砂災害対策の基本方針や、元町地区（大金沢）の土砂災害対策案の検討などを行い、25 年度末に報告書を取りまとめる。

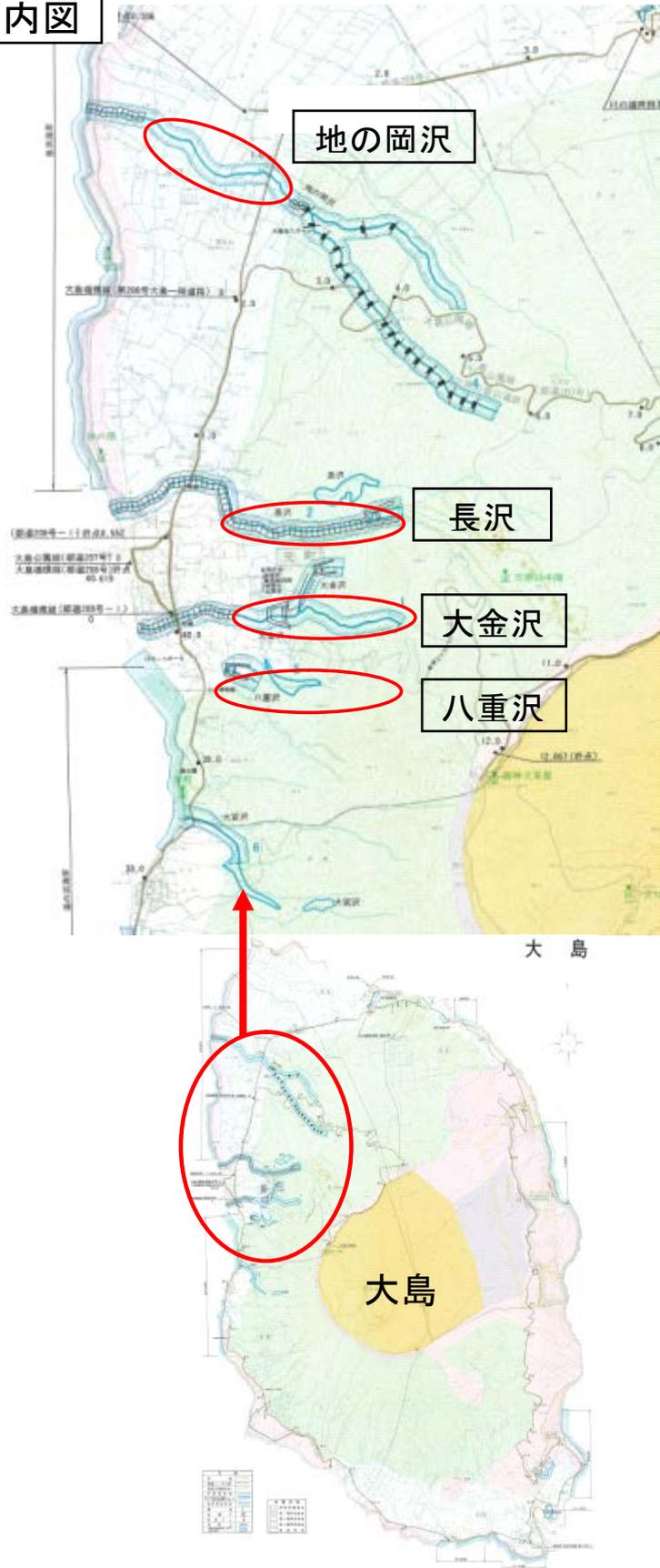
（平成 25 年度実施中）

ウ 復旧工事を行い機能回復するとともに、堆積工の嵩上げ等による機能の向上を図り、平成 26 年の梅雨期に備える。

エ 本格的な復旧事業として、伊豆大島土砂災害対策検討委員会の検討結果を踏まえ、状況に応じた土砂災害対策（例：山腹工、捕捉工及び導流工等）を実施する。

（平成 26 年度着手予定）

大島案内図



【参考】

伊豆大島土砂災害対策検討委員会

○経緯

平成 25 年 10 月 16 日に伊豆大島で大規模な土砂災害が発生したことを受け、大島の早急な安全確保に向け、砂防や火山の専門家や関係する行政機関の意見を広く聴取するなど総合的に検討を進める必要があることから、標記委員会を設置することとした。

○目的

平成 25 年 10 月 16 日に発生した土砂災害を踏まえ、災害発生メカニズムを考慮した土砂災害対策の基本方針及び対策案についてとりまとめることを目的とする。

○検討事項

- ・平成 25 年台風 26 号に伴う土砂災害の発生メカニズムの分析
- ・伊豆大島における土砂災害対策の基本方針に関すること
- ・元町地区における土砂災害対策の基本計画に関すること

○構成

学識委員：6 名（大学教授など）

行政委員：11 名（国土交通省・気象庁・大島町・都など）

※事務局：建設局河川部

○委員会の設置期限

平成 26 年 3 月 31 日

<開催実績>

○第 1 回委員会（平成 25 年 11 月 29 日（金））

〔議題〕

- 1 背景及び本委員会の目的
- 2 土砂災害の発生状況
 - (1) 自然条件
 - (2) 土砂生産状況
 - (3) 土砂・流木の流下・堆積状況

○ 緊急及び応急対策



堆積工の除石



流路崩壊箇所の応急復旧

○ 被害及び土砂堆積状況



地の岡沢流路



大金沢支川堆積工

砂防事業 緊急的な復旧対策(案)【来年梅雨前目途】



(2) 治山事業<産業労働局>

ア 林地荒廃復旧事業（応急対応）

(ア) 発生した山地災害のうち、泉津地区の1か所について、流出土砂の再流出を防止するため大型土のうを設置するとともに、閉窟暗きよの浚渫を実施した。

(平成25年度実施済み)

(イ) 発生した山地災害のうち、岡田地区の2か所について、山腹崩壊地の応急工事を実施する。

(平成25年度実施予定)

(ウ) 全島住民に対する山地災害危険地区の周知について、大島町役場を通じて再度実施した。

(平成25年度実施済み)

イ 災害関連緊急治山事業

台風等による山地災害を受け、被害の拡大又は土砂の流出により、被害を与える恐れがあり、放置しがたいもので、災害発生年に緊急に実施すべきと認められる箇所に対して、森林法に基づき適用される国の補助事業について、現地調査を実施した上で事業計画書（泉津地区2か所）を作成し、平成26年度末の事業完了を目途として工事を開始する。

(平成25年度着手予定)

ウ 復旧治山事業

台風等による山地災害を受け、被害の拡大又は土砂の流出により、被害を与える恐れがあり、放置しがたいもので、災害発生年以降に実施すべきと認められる箇所（元町地区4か所、岡田地区3か所、泉津地区3か所及び波浮港1か所の予定）に対して、今後現地調査を実施し、自然復旧状況を確認しながら、事業計画を策定し、工事を実施する（終了年度は未定）。

(平成26年度以降実施予定)

○ 各事業の実施箇所

地区	箇所	災害関連緊急治山(国補)	復旧治山(国補)	復旧治山(都単)	林地荒廃復旧(都単)応急対応
元町	①		○		
	②		○	○	
	③		○	○	
	④			○	
岡田	①			○	○
	②			○	
	③			○	○
泉津	①	○	○		○
	②			○	
	③	○		○	
波浮港	①			○	
計	11箇所				

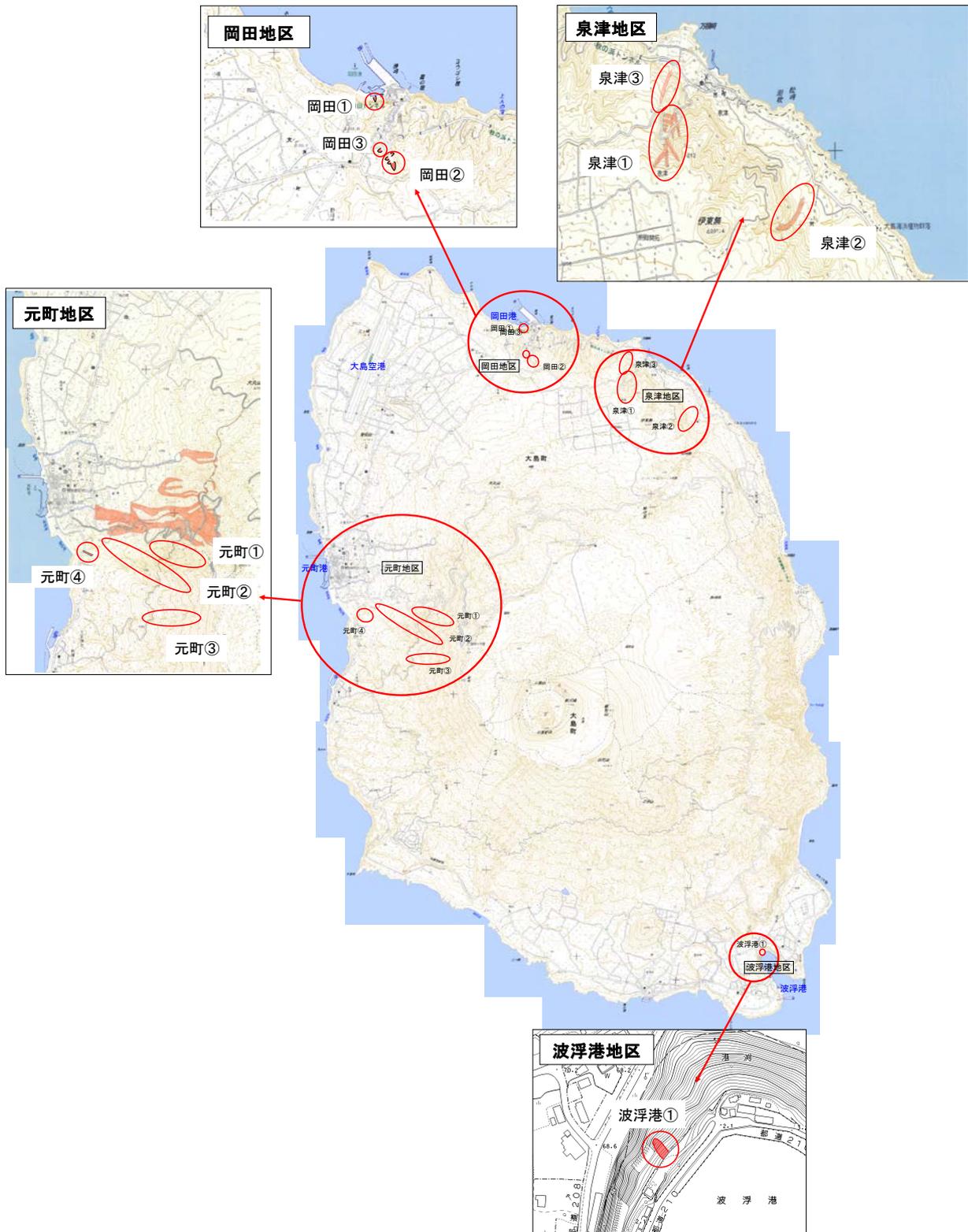


大型土のう設置



閉窟暗きよの浚渫

○ 被害箇所 位置図



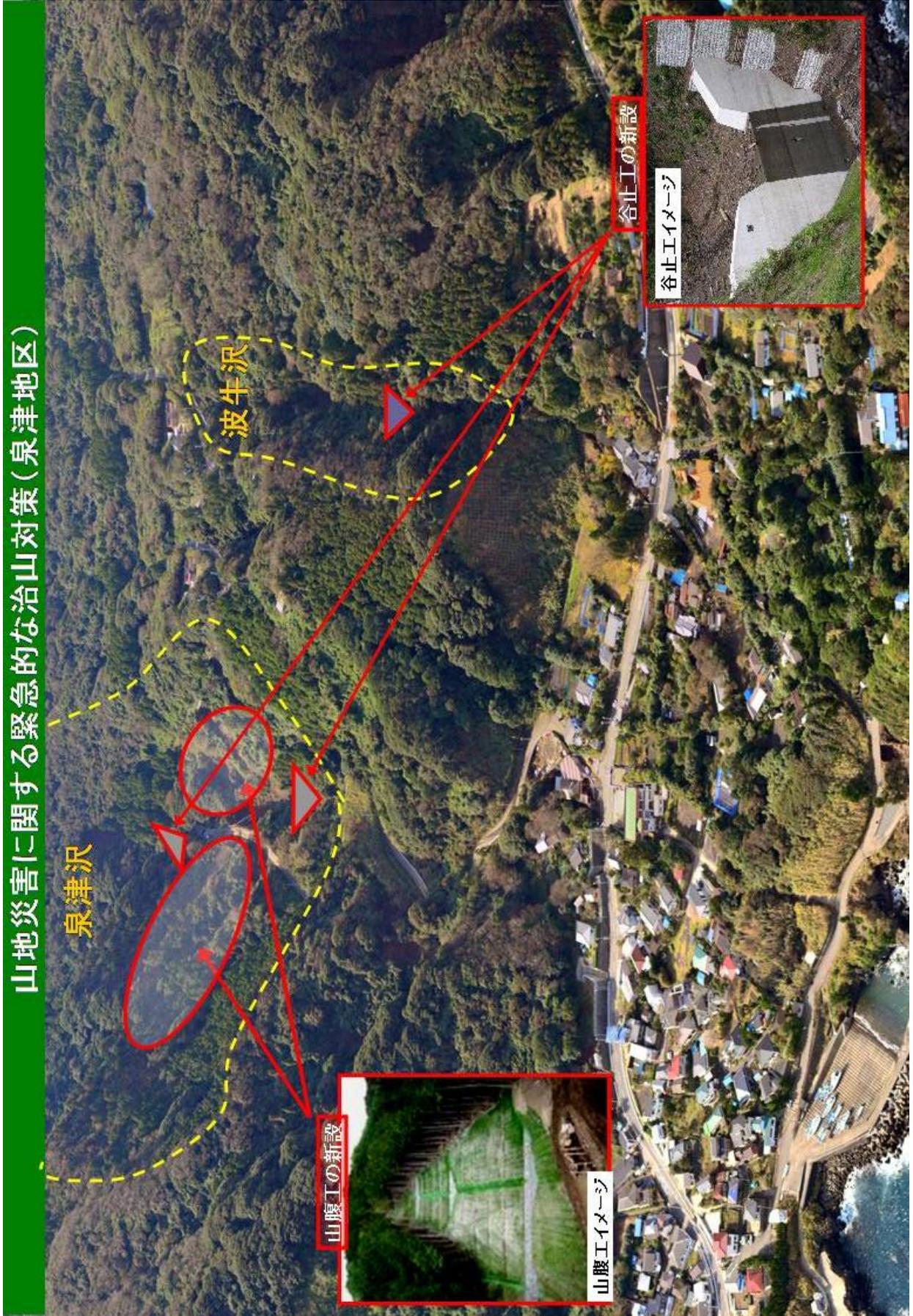
山地災害に関する緊急的な治山対策(泉津地区)

泉津沢

波牛沢

山腹工の新設

谷止工の新設



元町地区における当面のインフラ復旧対策

— 平成26年梅雨時期までに完了する対策 (砂防対策)

— 平成26年度までに着手する対策



(3) 災害用資器（機）材の整備・活用＜警視庁＞

大規模災害の発生に備え、災害用資器（機）材の整備を推進する。

また、重機の活用において、関係事業者との連携を強化するとともに、警視庁職員の操作技能向上を図る。

ア 災害用資器（機）材の充実

被災地特有の環境（土壌・植生等）を考慮した災害用資器（機）材を整備する。

イ 重機資格取得者の確保

災害警備に大きな力を発揮する重機を効果的に活用するため、機動隊、警察署職員を対象に、車両系建設機械等の資格を取得させ（平成 29 年度までの 5 年間で 1,000 名程度）有事の際に迅速に対応できるよう訓練を実施する。

2 避難対策

平成 25 年 10 月 16 日午前 2 時から 3 時頃に発生した土砂災害では、それに先立って、警報や土砂災害警戒情報等が発表されていたが、避難勧告等の発令による、住民の適切な避難行動へ結び付けることができなかった。

また、台風 27 号の接近に伴い、高齢者や障害者とその介助者 127 名の方が島外避難したが、今後も台風が接近するたびに、島外避難を行うことは住民に大きな負担を強いることになる。

一方、大島町においては、12 月 7 日に土砂災害に対する避難等の基準を策定したところである。

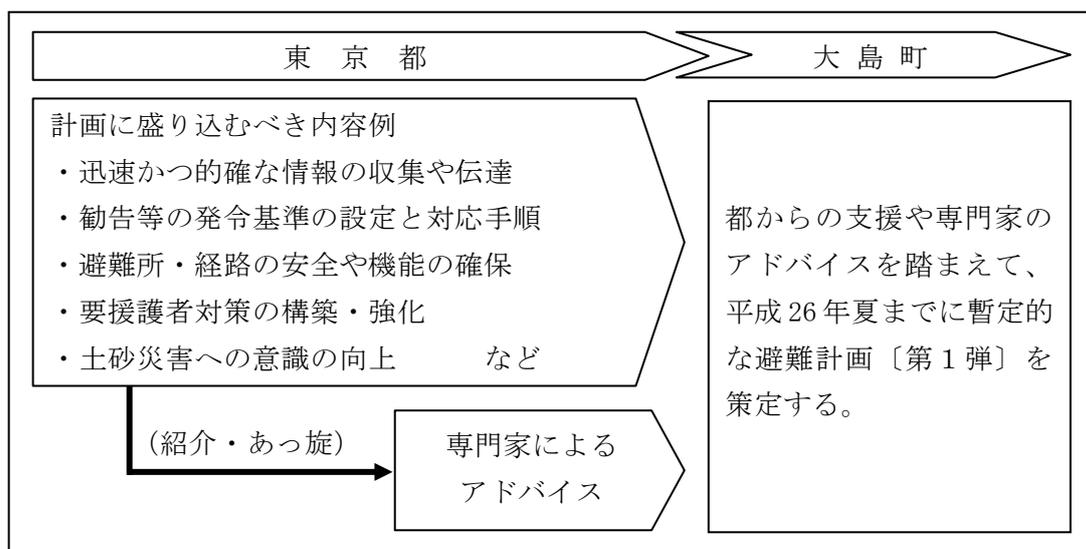
こうした基準については、必要に応じて修正を加えていきながら、高齢者や障害者など災害時要援護者を含めた全住民が、島内で避難を完結できる体制を、来年の台風シーズンまでに整えておく必要がある。

さらに、そうした体制を踏まえて、伊豆大島土砂災害対策検討委員会での検討を踏まえた修正等を反映した避難計画を速やかに策定できるよう、所要の支援策を講じていく。

(1) 暫定的な避難計画〔第 1 弾〕の策定支援

＜総務局、福祉保健局、建設局等＞

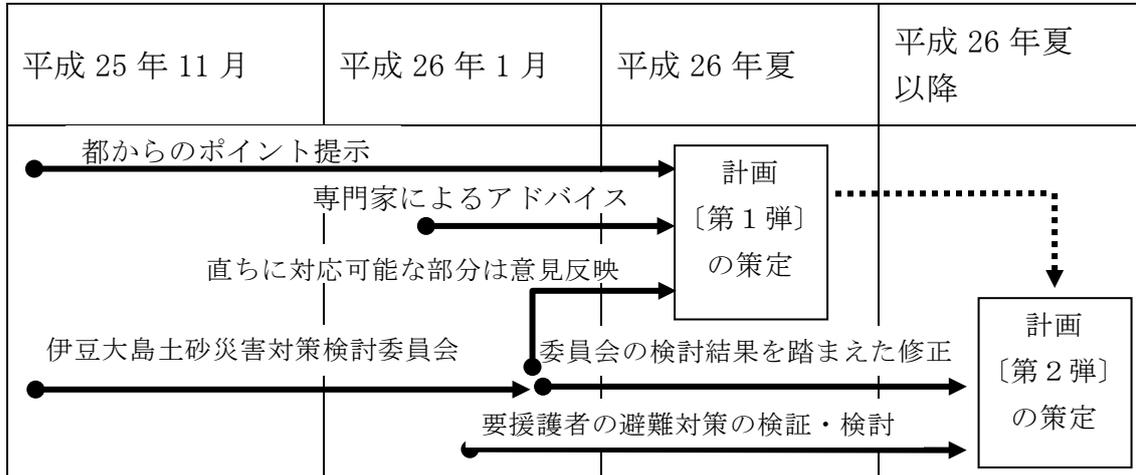
東京都は、計画に盛り込むべき具体的な内容のポイントを大島町へ提示し、大島町は、専門家の知見も活かしながら、次の台風シーズンが到来する平成 26 年夏までに暫定的な避難計画を策定する。



(2) 避難計画〔第2弾〕の策定支援<総務局、福祉保健局、建設局等>

伊豆大島土砂災害対策検討委員会での検討を踏まえた修正や福祉避難所機能の確保、車両等移動手段の確保等の要援護者の避難対策の検証・検討結果等を反映した避難計画〔第2弾〕を策定する。

○ 今後のスケジュール (案)



(3) 避難対策の具体化に向けた検討・支援

<総務局、福祉保健局、建設局等>

住民を安全かつ迅速に避難させるため、各機関が連携しながら下記の事項について取り組み、大島町が策定する避難計画の策定や、平時の準備・発災時の対応等に反映させていく。

ア 迅速かつ的確な情報の収集や伝達

- (ア) 島内防災機関間の緊急連絡網の整備など事前の災害準備を的確に行うとともに、災害時における対応をより迅速に行うため、大島町、大島支庁等の役割分担や連携体制を明確にする。
- (イ) 発災時においても、大島町の情報連絡体制を維持確保するため、情報通信機器に関する技術的支援を行う。
- (ウ) 住民等に対して、マスメディアを通じた迅速な災害情報提供方法について検討する。

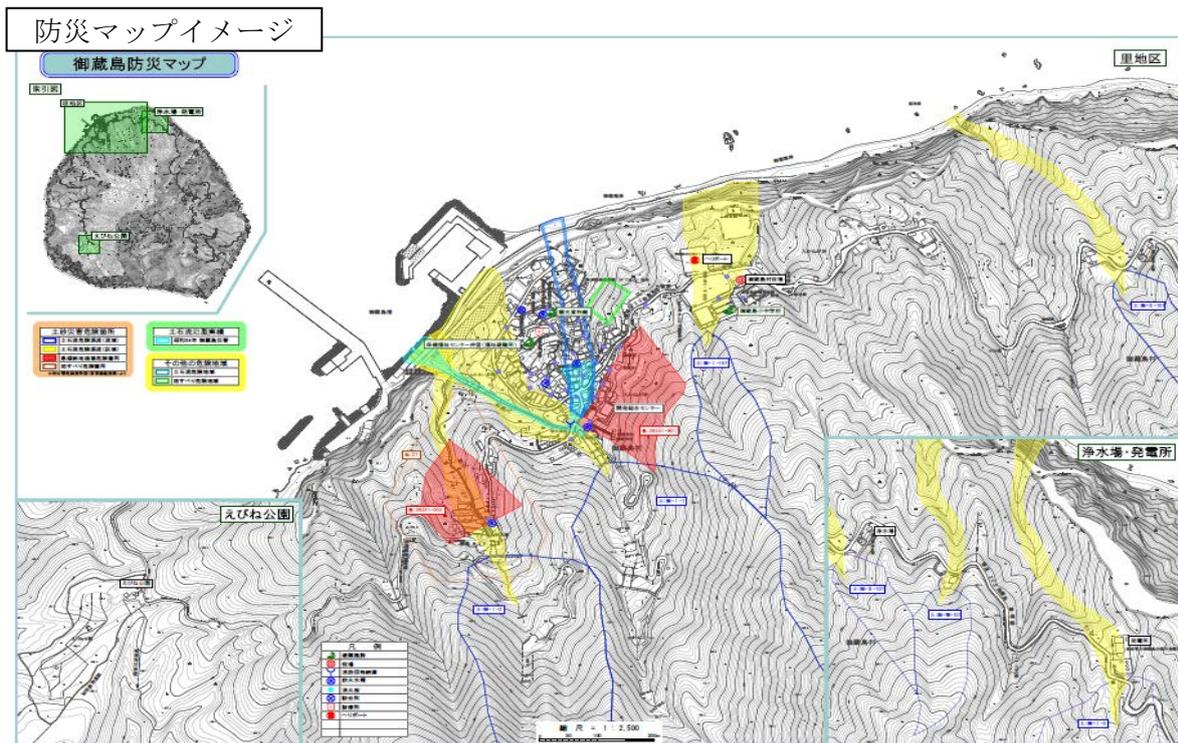
イ 避難勧告等の発令基準の設定と対応手順

- (ア) 国において今後改定が予定されている「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて、避難勧告等の発令のあり方について検討する。
- (イ) 注意報・警報や気象状況等に基づいた地区別の避難勧告等の発令基準の設定について検討する。

(ウ) 避難勧告等の発令前後における大島町・警察・消防（団）・大島支庁等の関係機関間の具体的な対応や連携の手順を整理する。

ウ 避難所・経路の安全確保

(ア) 土砂災害危険箇所マップ、国が実施した土砂災害危険箇所等の緊急点検結果、伊豆大島土砂災害対策検討委員会における土砂災害対策の基本方針等の検討結果等を踏まえて、大島町が行う防災マップや土砂災害ハザードマップの作成を支援する。



(イ) 観光客や港湾作業員等の避難や保護、また、事業者責任の明確化など、大島町による観光客等の避難体制の構築を支援する。

(ウ) 避難経路の安全性を確認した上で、警察や消防、自治会等と避難所までの誘導・案内の方法や役割分担について明確にする。

エ 災害時要援護者対策の構築・強化

(ア) 災害時要援護者対策に係る全体的な考え方を盛り込んだ「避難支援プラン（全体計画）」の策定を支援し、災害時要援護者の範囲や、自助・共助・公助の役割分担、支援体制といった方針を明確化する。

(イ) 避難にあたり、支援が必要となる高齢者や障害者等を把握するとともに、「避難支援プラン（個別計画）」の策定に向けて、家族、自治会、消防団、医療従事者などによる支援体制の整備、避難手順の明確化、避難所機能の確保などの避難方法を検討する。

- (ウ) 島内交通事業者との協定締結等により、バスやタクシーなどの避難手段を確保するなど、災害時要援護者の迅速かつ安全な避難が可能となる体制の構築を支援する。
- (エ) 災害時要援護者の特性に応じた情報伝達手段の整備、防災広報の徹底、防災訓練・教育、生活用品・食料の準備、関係機関との協力体制づくりに向けて支援する。

オ その他の対策

- (ア) 大島町で発生した土砂災害における災害対応を記録するとともに、今回、明らかとなった防災対策上の課題や教訓などについて、今後の防災対策に資するため災害誌を作成し、区市町村や関係機関に配布する。
- (イ) 住民への土砂災害の危険性や避難経路・方法等の周知や、発災時における災害の切迫性を伝えるための効果的な手段や方法等を検討する。

【参考】

大島町における土砂災害に対する避難等の基準（平成25年12月7日発表）

気象情報	大島町の対応		町民の行動	
	特別な警戒を要する地域	その他の警戒を要する地域	特別な警戒を要する地域	その他の警戒を要する地域
「大雨注意報」	注意喚起の放送	注意喚起の放送	気象情報、防災無線放送に注意	気象情報、防災無線放送に注意
「大雨注意報」 + 強い雨が予測又は実況で 強い雨が降った場合	災害時要援護者への 支援開始		災害時要援護者など、避難 に時間のかかる方は避難を 開始 それ以外の方は避難準備	
「大雨警報」		「避難勧告」	災害時要援護者への 支援開始	避難を開始
「大雨警報」 + 強い雨が予測又は実況で 強い雨が降った場合				
「土砂災害警戒情報」	「避難指示」	「避難勧告」	まだ、避難が完了してい ない方は、直ちに避難 危険が差し迫っている場 合、生命を守る行動を取る	避難を開始
「土砂災害警戒情報」 + 周辺で土砂災害が発生した 場合		「避難指示」		まだ、避難が完了してい ない方は、直ちに避難 危険が差し迫っている場 合、生命を守る行動を取る

大島町における地域別避難所一覧

土砂災害危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所	地域名	避難所	予備的な避難所
特別な警戒を要する地域	大金沢、八重沢、八重南沢	大島町開発総合センター	都立大島高校 体育館・格技棟
	助田、川の道急傾斜地	(助田・川の道地域だけが避難勧告等の対象の場合) 岡田コミュニティセンター (岡田沢、上・下地区急傾斜地も避難勧告等の対象の場合) さくら小学校	/
	泉津沢	泉津地域センター (元泉津小学校体育館)	/
その他の警戒を要する地域	長沢、元町2丁目急傾斜地	大島町開発総合センター	都立大島高校 体育館・格技棟
	北の山川、地の岡沢、地の岡急傾斜地、愛宕山急傾斜地	北の山公民館	北の山地域センター (元北の山小学校)
	岡田沢、岡田上・下地区急傾斜地、根古沢	(助田・川の道地域だけが避難勧告等の対象の場合) 岡田コミュニティセンター (岡田沢、上・下地区急傾斜地も避難勧告等の対象の場合) さくら小学校	/
	道下沢、川之原沢、無名沢(秋の浜付近)・七間、三原神社、川之原急傾斜地、海のふるさと村、大島公園	泉津地域センター (元泉津小学校体育館)	/
	無名沢(椿公園付近)、無名沢(大宮橋)、大宮沢、野増急傾斜地、野増沢、無名沢(王の浜手前)、無名沢(清掃工場付近)、無名沢(千波付近)	野増地域センター (元野増小学校校舎)	/
	無名沢(砂の浜～文化会館付近)、間伏急傾斜地(宮の沢橋付近)、間伏沢、滝川沢	差木地公民館	/
	無名沢(無線標識所付近)、無名沢(一番が沢)、無名沢(ヌタの沢)、差木地急傾斜地(漁港～忠魂碑付近)、沖の根急傾斜地、旧南部焼却場急傾斜地	差木地地域センター (元差木地小学校)	/
	クダッチ急傾斜地	クダッチ老人福祉会館	つつじ小学校体育館、 第3中学校体育館
	波浮港急傾斜地、無名沢(南部浄水場～陸上競技場付近)、吹上の沢、無名沢(椿トンネル～筆島付近)	波浮老人福祉会館	/

3 情報連絡体制の強化

今回の台風 26 号の接近に伴う警報や土砂災害警戒情報等が発表された際の情報伝達について、情報連絡の具体的な方法や機関間の連携等が課題となった。

こうした課題を踏まえ、首長等とのホットラインの構築や、大島支庁と大島町との連絡体制の強化を図るほか、気象情報等を確実に伝達するためのツールとして、警報情報等を自動送信するシステムの構築等を通じて、緊急時の情報連絡体制を万全なものとしていく。

(1) 首長等とのホットライン構築<総務局>

東京都において、大島町長及び防災責任者の携帯電話の番号を把握し、都から大島町への情報提供を漏れなく、確実に伝達するためのホットラインを構築した。

(平成 25 年度実施済み)

なお、ホットラインの運用については、原則として「災害の発生が予見されており、かつ、緊急性や危険度が非常に高く、通常の通信手段によるいとまがない場合」に行うものとする。

さらに、大島支庁を通じて大島町に情報が伝達できるよう、大島支庁長へのホットライン構築も行うなど、複数のルートを確保することにより、確実な情報伝達を行うこととしている。

※他の区市町村についても、大島町と同様にホットラインを構築し、緊急時における運用を行うこととしている。

※大島支庁長へのホットラインは、他の支庁においても同様に行い、管内町村への情報伝達を行うこととしている。

(2) 大島支庁と大島町との連絡体制の強化<総務局>

警報発令時などには、大島支庁は速やかに大島町へ連絡員を派遣し、次の内容等について把握するとともに、必要に応じて総合防災部等への情報伝達を実施するなど、連絡体制の強化を図っていく。

(平成 25 年度実施予定)

○ 主な内容

- ・大島町の災害対応体制
- ・島内の避難状況（要援護者、観光客を含む）
- ・被害発生状況（人的被害、家屋被害、道路被害など）
- ・支援等のニーズ

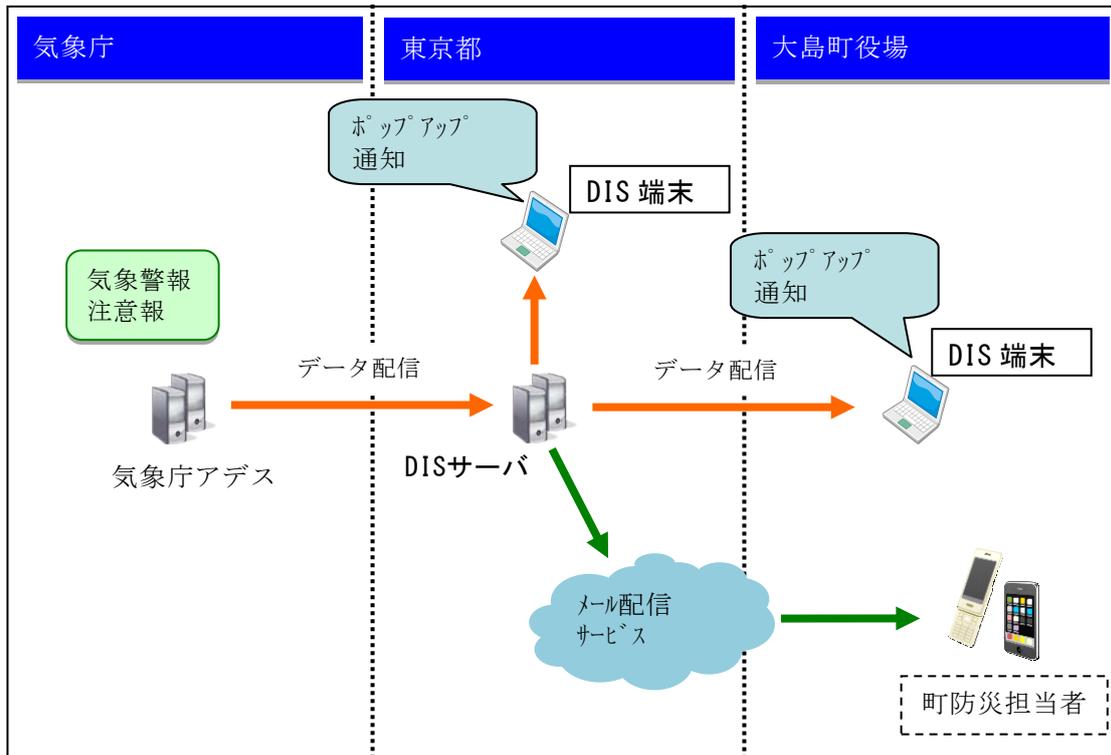
※他の支庁においても、大島支庁同様に連絡員の派遣を行っていくなど、連絡体制の強化を図る。

(3) 東京都から気象情報等の確実な提供<総務局>

警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に大島町に発信するとともに、事前に登録した大島町の防災担当者に自動でメール送信できるシステムを構築する。

(平成 26 年度実施予定)

○ 気象情報提供のイメージ



※DIS = 東京都災害情報システム

※他の区市町村についても大島町同様の仕組みを構築していく。

4 物資等輸送体制の強化

今回の災害では、災害発生からの時間経過とともに大島町から多様な種類の物資要請があり、物資等調達協力協定を締結する事業者以外の事業者へも協力を依頼する必要が生じた。

また、大きな被害をもたらした台風 26 号の後、台風 27 号の接近に伴い、二次被害対策や避難対策を行うため、非常に時間が限られる中での物資調達が必要であった。

一方、島しょ部においては地理的特性から、車両と船舶を利用した物資輸送が不可欠であることから、災害時における支援物資物流に関して、島しょ部の特性を踏まえたきめ細やかな対応が必要である。

今後、物流業界等の協力を得ながら、災害時における島しょ部への物資等輸送体制を強化していく。

(1) 物資等の輸送のワンストップ化<総務局>

島しょ部に救援物資や建設重機など、応急対策に必要な物資を輸送する場合、その地理的特性から、陸上輸送（本土）、海上輸送、陸上輸送（島）となり、また、海上輸送に伴う荷役が発生することから、複数の事業者が関与することになる。

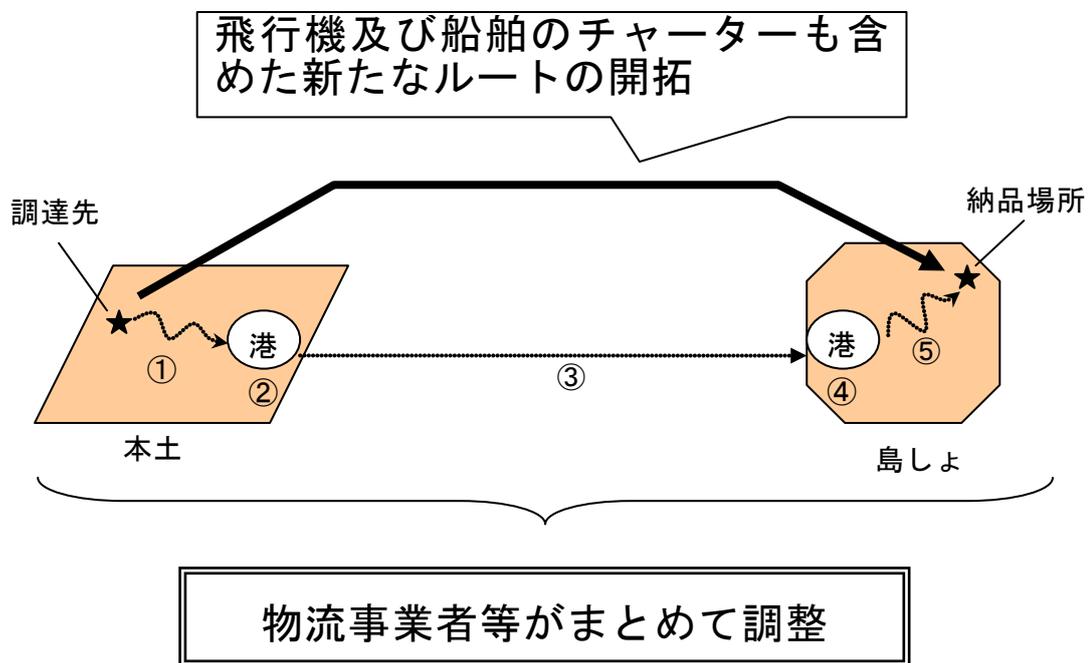
現在、都は、陸上輸送（本土）、海上輸送において、協定等を締結し、災害時の輸送体制を整備しているが、島内の輸送等については、町村の対応となる。

一方、災害時においては、迅速性や融通性がより一層求められることから、既存の協定等を踏まえ、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速にロジスティックスを構築する必要がある。

そのため、既存の輸送体制をより一層強化するため、陸海空を束ねる物流事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品（被災地）までのワンストップ化及び新たなルートの開拓などを検討することで、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。

（平成 26 年度実施構想）

○ イメージ図



※今回の災害対応では、①～⑤のそれぞれを担う事業者と個別に調整し、納品場所まで輸送した。

第4章 本格的な復興に向けて

大島町が平成25年12月6日に災害復興本部を設置するなど、今後は、応急的な復旧事業を展開する段階から本格的な復興に向けた取組を実施する段階へと移行していく。

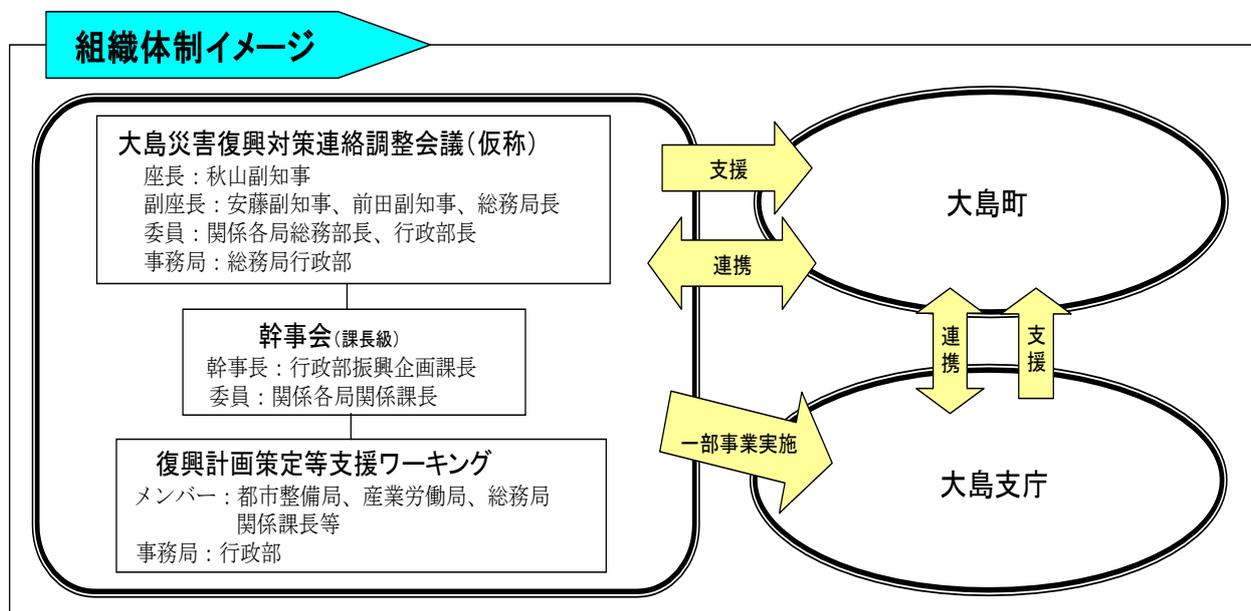
東京都は、こうした大島町の復興への取組について、全庁を挙げて支援していくとともに、本報告書で掲げられた都各局の事業の進行管理や調整を行っていくため、「大島応急復旧PT」を発展的に解消し、「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」を設置する。

あわせて、庁内執行体制等の強化、財政支援策の検討などの取組を進める。

1 「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」の設置

大島応急復旧PTの後継組織として、秋山副知事を座長とする、全庁横断的な組織である「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」を設置する。

また、同会議の下に課長級の幹事会を設置するとともに、大島町が予定している復興計画策定に対する支援などを迅速かつ着実に推進するため、復興計画策定等支援ワーキングを幹事会の内部組織として設置する。



(1) 会議の概要

ア 設置時期

平成 25 年 12 月中に設置予定

イ 主な調整等事項

(ア) 都関係各局がそれぞれ実施する大島災害に係る復旧・復興事業の進行管理、事業間調整・協議

(イ) 大島町による大島災害に係る復旧・復興のための計画策定等に対する都関係各局支援についての各局間及び大島町との調整

ウ 復興計画策定等支援ワーキングの設置

上記イ（イ）の業務をより円滑に遂行するため、関係局（都市整備局、産業労働局、総務局等）で構成するワーキングを設置する。

このワーキングが主体となり、主に復興計画策定等に対する大島町への技術的助言を行っていく。

(2) 今後のスケジュール

現時点で想定するスケジュールは以下のとおりである。

ア 都関係各局事業の進行管理・調整

主に第 2 章、第 3 章に記載された都各局事業の実施スケジュールを踏まえ、本会議設置以降、適切な時期まで実施していく。

イ 大島町が策定する復興計画等への支援

大島町は、平成 25 年 12 月 6 日に大島町災害復興本部を設置し、12 月 17 日に大島町土砂災害復興基本方針を策定した。平成 26 年度には、復興計画を策定することを想定しており、そのスケジュールに沿って支援していく。

※ 大島町が策定する復興計画について

大島町は、主に、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」を復興計画の柱として施策を推進する予定である。

2 庁内執行体制等の強化

現在、大島町から要請を受けて都職員を派遣しているが、今後についても、大島町の意向も踏まえ、派遣期間を延長することを検討する。

さらに、「大島災害復興対策連絡調整会議（仮称）」の円滑な運営、都関係各局や大島町との調整などのため、総務局内において大島復興対策業務等を担う体制を強化する。

3 財政支援策の検討

三宅島火山災害時に実施した特別交付金制度を参考に、災害復旧等に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、被災した自治体に対して財政支援を行い、災害復旧及び復興等の円滑な促進が図れるよう検討する。

<資料編> 大島土砂災害の概要

第1章 大島の概要

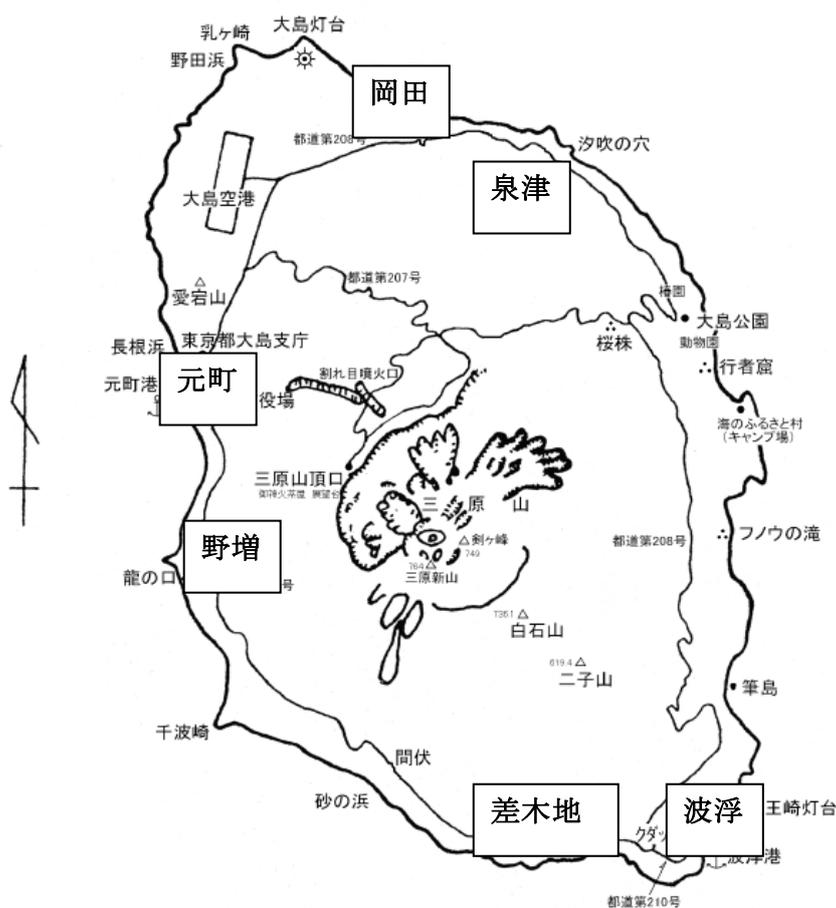
1 地勢

東京の南方海上約 110km に位置し、東西約 9 km、南北約 15km、周囲約 52km、面積約 91.06 km² で、伊豆諸島の中で最も大きな島である。

島の中央には外輪山で囲まれた 10km² ほどの砂漠といわれる火口原（カルデラ）があり、この中に三原山がある。

地質は主に玄武岩で形成されているが、たび重なる噴火により溶岩流や噴出物が随所に露出している。

島の東側は断がい絶壁となって海に落ち込み、西側はこう配がゆるやかで平地が開けている。中央火口原を除き全島森林に覆われており、島内 6 つの集落は海岸沿いに点在している。



(「東京都大島支庁管内概要 (平成 25 年版)」より)

2 気候

海洋の影響を強く受け気温の較差が小さく、黒潮の流れのため温暖多湿な海洋性気候となっている。冬の季節風と春先の低気圧は風を、台風は多雨をもたらす。

3 人口

現在の人口は8,365人(平成25年9月末)であるが、昭和27年には13,000人を数えた。その後、昭和40年代に入り起こった離島ブームによる観光の活発化や、オイルショック等によるUターン現象で、再び上昇傾向になったが、不況による観光の停滞などで昭和50年頃からは微減を続けている。

4 交通機関

(1) 航路

大島への交通機関としては、船舶と航空機とがあるが、経済性、輸送力の面から海上交通が主たるものとなっている。

定期航路として、大島へは、東海汽船株式会社が東京・久里浜・熱海から運航しており、所要時間はジェットフォイルで東京から約1時間45分、久里浜から約1時間、熱海から約45分である。

また、冬季における定期航路の安全性及び夏季における輸送力確保のため大型貨客船も就航している。

(2) 空路

空路としては島に都営空港があり、大島においては、全日本空輸株式会社(ANA)により1日1便が定期就航している。また、新中央航空株式会社の小型機が調布～大島間に1日3便が定期就航している。

空路の所要時間は東京～大島間約40分、調布～大島間約30分である。

島しょ間空路として東邦航空株式会社の東京愛らんどシャトル(9人乗りヘリコプター)が毎日青ヶ島～八丈島～御蔵島～三宅島～利島～大島間を結んでいる。

(3) 島内交通

陸上交通機関は、大島で各集落間と三原山山頂までの定期バスが運行され、さらに定期観光バス、貸切バス、タクシー等が営業している。

その他の交通手段としては、レンタカー、レンタサイクル等がある。

大島の位置図



(「東京都大島支庁管内概要 (平成 25 年版)」より)

第2章 被害状況

1 気象状況

(1) 台風26号

ア 気象庁情報

(ア) 台風26号は、平成25年10月11日(金)3時にマリアナ諸島の近海で発生し、14日(月)3時には沖の鳥島近海で非常に強い勢力となった。

その後、台風は日本の南の海上を北北西に進み、15日(火)午前には南大東島の東の海上で次第に進路を北東に変え、16日(水)未明から朝にかけて強い勢力を維持したまま伊豆諸島や関東地方に最接近した。

(イ) 台風は、その後速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16日(水)15時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。

(ウ) この台風の接近に伴い、16日(水)未明から明け方にかけて伊豆諸島北部を中心に非常に激しい雨となった。特に、大島(元町)では、1時間に122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間降水量では824.0mmと10月の月降水量平年値(329.0mm)の約2.5倍の雨を観測し、いずれも観測史上最高値を記録した。

<10月15日(火)11時時点の台風26号に関する気象情報(大島)>

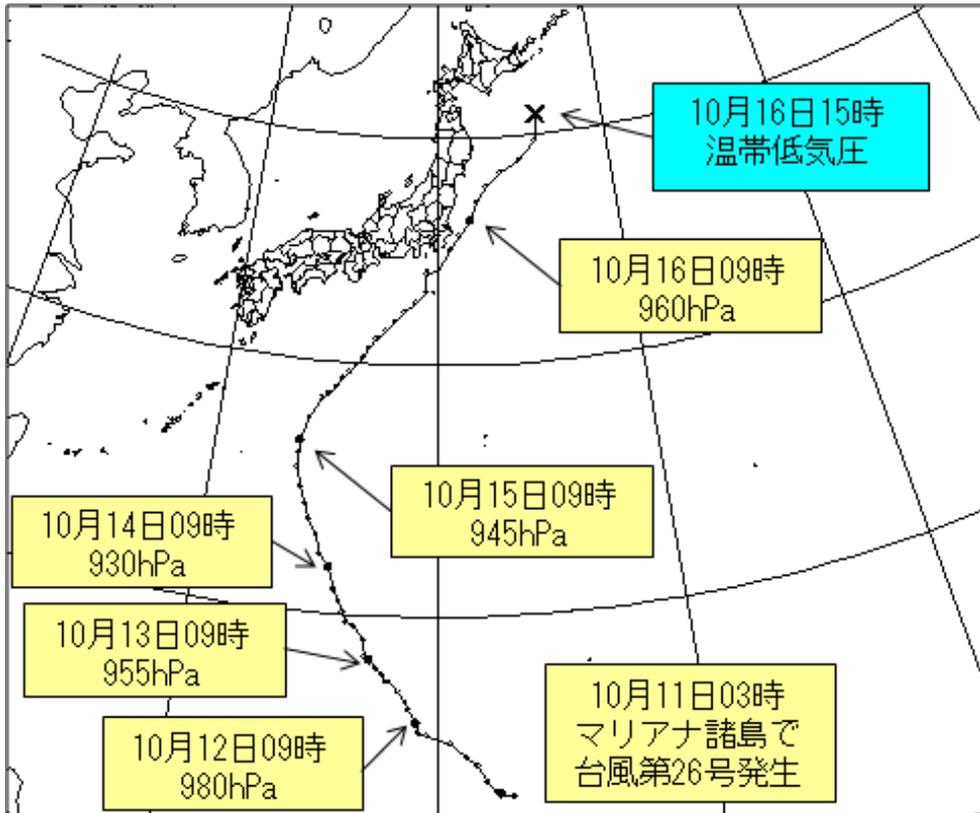
- ・雨量：15日(火)夜のはじめ頃から16日朝にかけて1時間最大50mm
- ・風：16日(水)明け方から朝にかけて南東後西の風28m/s
- ・波：16日(水)未明から夕方にかけて6mから8m

※10月15日(火)11時から12時まで、都庁第一本庁舎9階の防災センターにおいて、東京都と気象庁共同で台風26号説明会を開催した時の予報である。

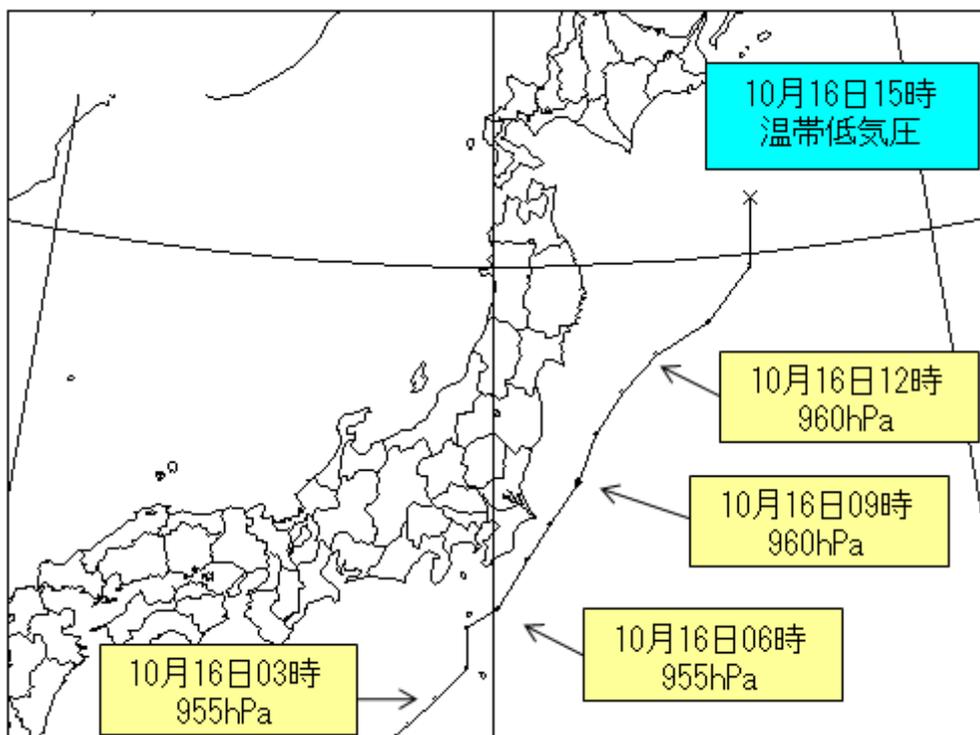
(エ) 降り始め(15日(火)6時)から16日(水)15時までの降水量は、大島(元町)で824.0mm、大島北ノ山で412.5mm、東京(大手町)及び江戸川臨海で246.0mmを観測した。

(オ) また、台風の接近により風も強まり、最大風速は、八丈島で南南西25.0m、神津島で北北西24.4m、大島で北19.8mを観測した。最大瞬間風速は、八丈島で南南西44.7m、神津島で北北西39.1m、大島で北35.3mを観測した。

(カ) 海上では、14日(月)午後から波やうねりが高くなり、16日(水)は伊豆諸島で10mを超える猛烈なしけとなった。

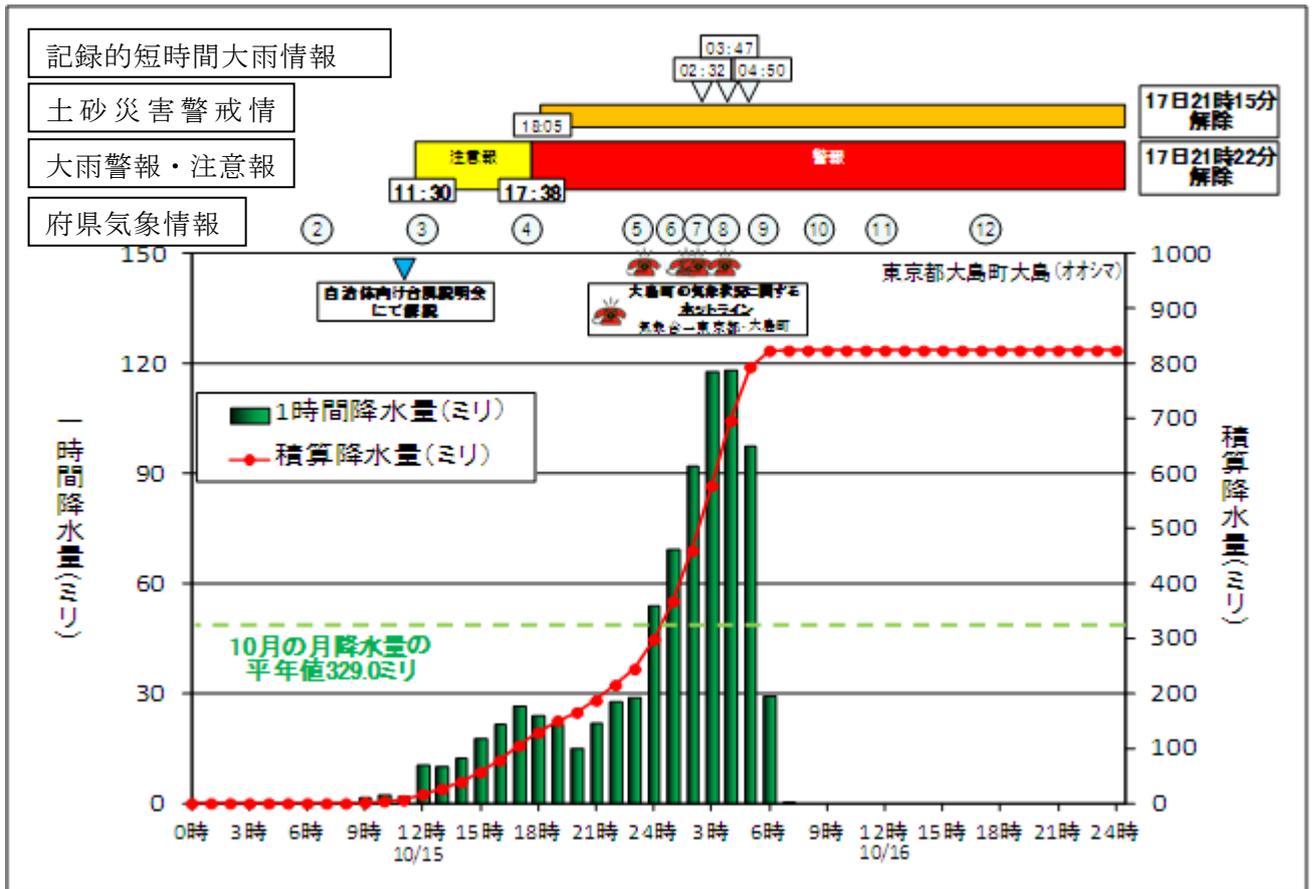


台風 26 号の進路



台風 26 号の進路（日本域拡大）

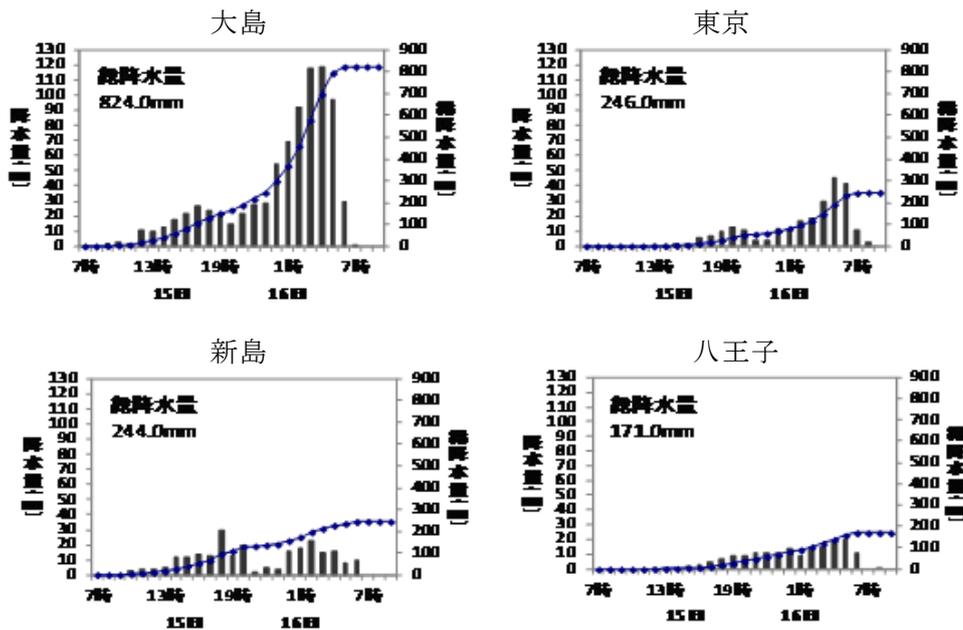
（平成 25 年 10 月 18 日 東京管区気象台「平成 25 年 台風第 26 号に関する東京都気象速報」



警報注意報発表状況、降水量（時系列）（台風 26 号）

（平成 25 年 10 月 18 日 東京管区気象台「平成 25 年 台風第 26 号に関する東京都気象速報」）

○降水量の推移（主な 4 地点）



平成 25 年 10 月 15 日 6 時～16 日 9 時までの時系列図

（平成 25 年 10 月 18 日 東京管区気象台「平成 25 年 台風第 26 号に関する東京都気象速報」）

イ 行政の初動対応

大島に大規模な土砂災害を引き起こした台風 26 号の接近に伴う、東京都（総務局総合防災部、建設局河川部）及び国（気象庁）並びに大島町の初動期の連絡態勢について、以下のとおりまとめる。

なお、東京都・大島町・国の態勢については、99 頁以降を参照

・10 月 15 日（火）

11 時 00 分

都と気象庁は、都庁第一本庁舎防災センターにて「台風 26 号説明会」を共同開催した。そのなかで、気象庁は台風 26 号について以下のとおり説明している。

◆台風 26 号は、現在南大東島の東を時速 25km で北に進んでいる。中心気圧は 940 ヘクトパスカル、中心付近の最大風速 40m、最大瞬間風速 60m

◆台風は次第に進路を北東に変え、暴風域を伴って 16 日（水）には東日本太平洋側にかなり接近する。

◆台風 26 号の再接近時間は、16 日（水）の未明から昼前

◆雨量は、東京地方の再接近時間帯に 1 時間最大 50mm、大島は、15 日（火）夜のはじめ頃から 16 日（水）朝にかけて 1 時間最大 50mm（注意報レベル）、最大風速 28m（警報レベル）最大波高 8 m（警報レベル）という内容であった。

17 時 38 分

気象庁が大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報発表。対象地区は、23 区（西部・東部）、多摩部（北部・西部・南部）、と伊豆諸島北部（大島町）、伊豆諸島南部（三宅島）

都は、警報が発表された都内全区市町村へ音声一斉通信システムで警報内容を伝達（警報文は 18 時 05 分の東京都土砂災害警戒情報とあわせて FAX 送信）

17 時 38 分

都建設局が東京都水防本部を設置

17 時 51 分

都は、警報が発表された全区市町村に DIS（東京都災害情報システム）にて態勢の報告を行うよう一斉 FAX で伝達

18 時 05 分

気象庁と建設局が東京都土砂災害警戒情報第 2 号（大島）を共同発表

都は、17 時 38 分発表の大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報とあわせて、都内全区市町村に本情報を一斉 FAX で送信（うち大島町を含む 5 区市町村は受信確認ボタンを押さず。）

19時25分 17時51分に態勢の報告を行うよう一斉FAXで伝達した結果、報告がなかった大島町を含む22区市町村に電話で問い合わせ。このうち、大島町は電話を受ける者がいなかったため、大島支庁総務課に大島町の態勢を確認するよう依頼。大島支庁総務課からは、「大島町の担当は全員帰宅。1時30分参集する予定」である旨回答を受けた。

21時21分 気象庁が23区（西部・東部）、多摩部（北部・西部・南部）、大島（利島・新島・神津島含む。）、三宅島（御蔵島含む。）、八丈島（青ヶ島含む。）に暴風警報を発表
都は、暴風警報が発表された都内の区市町村に本情報を一斉FAXで送信（うち大島町を含む7市町村は受信確認ボタンを押さず。）

・10月16日（水）

0時00分頃 気象庁より大島に降っている雨について「尋常ならざる状況になる危険性がある」との連絡を受ける。
都は、大島町総務課に電話し注意喚起

1時00分頃 気象庁より大島に降っている雨について「尋常ならざる状況になりつつある」との連絡を受ける。都は、再び、大島町総務課に電話し注意喚起

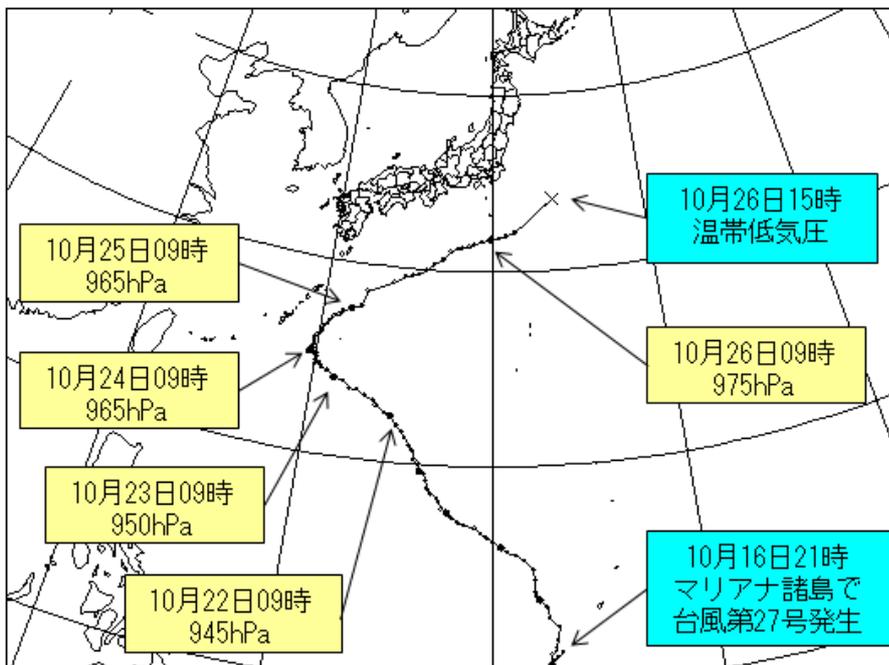
4時30分頃 気象庁に台風26号の状況を照会。気象庁は「大島で尋常でない雨が降っており、この状況があと2～3時間続く」という回答。「特別警報の可能性は？」との問い合わせに対しては、「特別警報の予定は無い」との回答だった。

(2) 台風 27 号

ア 気象庁情報

(ア) 平成 25 年 10 月 16 日 (水) 21 時にマリアナ諸島付近で発生した台風 27 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、24 日 (木) から 25 日 (金) にかけて沖縄県の大東島付近を通過した後、進路を東北東へ変え、速度を速めながら 26 日 (土) にかけて本州の南岸を進み、26 日 (土) 午前中に伊豆諸島を通過した。その後、台風は 26 日 (土) 15 時に日本の東で温帯低気圧になった。

(イ) この台風と本州の南岸に停滞する前線により、南西諸島と西日本から東日本にかけての太平洋岸を中心に広い範囲で大雨、暴風となった。



(平成 25 年 10 月 28 日 東京管区気象台「平成 25 年 台風第 27 号に関する東京都気象速報」)

<10 月 23 日～25 日の各 16 時時点の台風 27 号、28 号に関する気象情報 (大島) >

東京都と気象庁が、10 月 23 日 (水) から 3 日間にわたって 16 時より、台風 27 号説明会を都庁第一本庁舎 9 階の防災機関室にて開催した時の予報である。

- ・ 23 日 (水) : 台風 27 号及び台風 28 号の現在位置と進路予報について説明
- ・ 24 日 (木) : 台風 27 号の伊豆諸島の最接近 (八丈島付近を通過) は「26 日 (土) 朝から昼過ぎ」。雨は 25 日 (金) 午後から 26 日 (土) 午前の 24 時間で 200～300mm の雨が降るおそれあり。風は 26 日 (土) 未明から 20m/s 以上の非常に強い風が吹き、波も 6 m を超える大しけとなる

予報と説明

- ・ 25 日（金）：台風 27 号の最接近は 26 日（土）昼前から昼過ぎ。雨の予想は 26 日（土）の未明から明け方にかけて 1 時間最大 80mm、風が最も強まる時間帯は 26 日（土）明け方から朝で大島が北東の風 20m/s、波は 26 日（土）朝から昼前にかけて大島で最大 6 mとの説明

イ 行政の初動対応

台風 27 号が接近してから通過するまでの平成 25 年 10 月 21 日（月）から 26 日（土）にかけての東京都（総務局総合防災部、建設局河川部）及び国（気象庁）並びに大島町の初動期の連絡態勢について、以下のとおりまとめる。

なお、東京都・大島町・国の態勢については、99 頁以降を参照

- ・ 10 月 21 日（月）
 - 16 時 28 分 東京都災害即応対策本部長「台風 27 号への対応に際しての留意点」を全区市町村あてにメール、一斉 FAX で送信
- ・ 10 月 23 日（水）
 - 14 時 27 分 気象庁「東京都島しょ町村への連絡体制の強化について」を全区市町村あてにメール、一斉 FAX で送信
 - 14 時 54 分 国土交通省「台風第 27 号に対する土砂災害警戒情報等の適切な活用について（周知）」を一斉 FAX で全区市町村あて送信
 - 16 時 00 分 都庁第一本庁舎防災機関室にて第 1 回台風 27 号説明会開催
- ・ 10 月 24 日（木）
 - 14 時 44 分 「内閣総理大臣指示事項」について、一斉 FAX で全区市町村あて送信
 - 16 時 00 分 都庁第一本庁舎防災機関室にて第 2 回台風 27 号説明会開催
- ・ 10 月 25 日（金）
 - 1 時 13 分 全区市町村へ台風 27 号、28 号への対応調査表（警報発令時の態勢や避難所の準備状況）をメール、一斉 FAX で送信
 - 16 時 00 分 都庁第一本庁舎防災機関室にて第 3 回台風 27 号説明会開催
 - 17 時 14 分 気象庁が 23 区（西部・東部）、多摩（北部・西部・南部）に大雨・洪水警報を発表。都は、該当の区市町村に本情報を一斉 FAX で送信。建設局は水防本部を設置

- 17 時 20 分 大島町にて元町地区（元町長沢流域の黒まま、大津、長沢ほか 21 地区）、泉津地区（開拓地区を除く地区）、岡田地区（字川の道の一部の地区）に避難指示発令
- 18 時 55 分 気象庁が伊豆諸島北部に大雨・洪水警報を発表
 都は、伊豆諸島北部の各島に本情報を一斉 FAX で送信
- 21 時 15 分 気象庁が大島・新島・三宅島・八丈島に波浪警報を発表
 都は、対象町村に本情報を一斉 FAX で送信
- ・ 10 月 26 日（土）
- 5 時 18 分 気象庁が、23 区（西部・東部）、多摩（北部・西部・南部）、新島の大雨・洪水警報を解除
 都は、対象区市町村に本情報を一斉 FAX で送信
- 15 時 28 分 気象庁が大島の大雨警報を解除
 都は、伊豆諸島北部の各島に本情報を一斉 FAX で送信
- 15 時 33 分 大島町は、全島の避難勧告を解除（避難指示は継続）
- 17 時 24 分 大島町は、元町、泉津、岡田地区の避難指示を解除

2 具体的な被害状況

(1) 土砂災害等

ア 土砂災害

平成 25 年 10 月 15 日（火）から 16 日（水）にかけての台風 26 号の通過により、大島は観測史上最大の大雨に見舞われた。16 日（水）2時から 3 時頃にかけて、元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流において、流木を伴った土石流が発生するなど土砂災害が発生した。長沢では比較的面積の広い表層崩壊が発生し、土砂と倒木を流下させた。八重沢、大宮沢では、枝分かかれた樹木のように沢の土砂が面的に流出した。大金沢では、表層崩壊が斜面の広い範囲で発生し、大量の土砂と倒木を流下させた。

大規模な土砂崩壊が生じた付近は、 30° から 40° の急勾配でもろい地質を有していた斜面に、長時間にわたり強い強度の雨が降り続いた地域である。

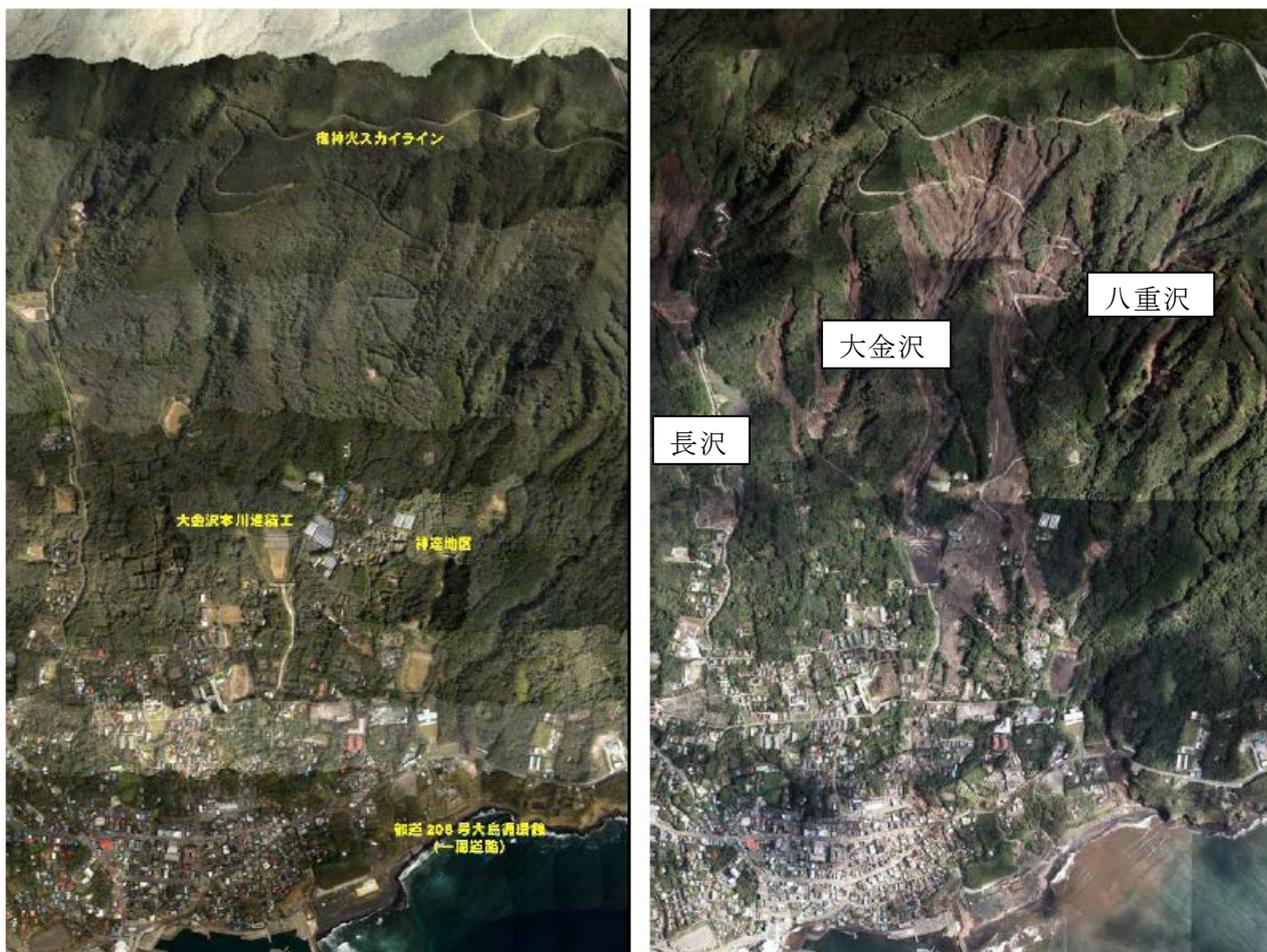


図 土砂災害前後の空中写真（左：国土地理院 H24.4 撮影，右：H25.10.17 東京都撮影）

（伊豆大島土砂災害対策検討委員会討議資料より）

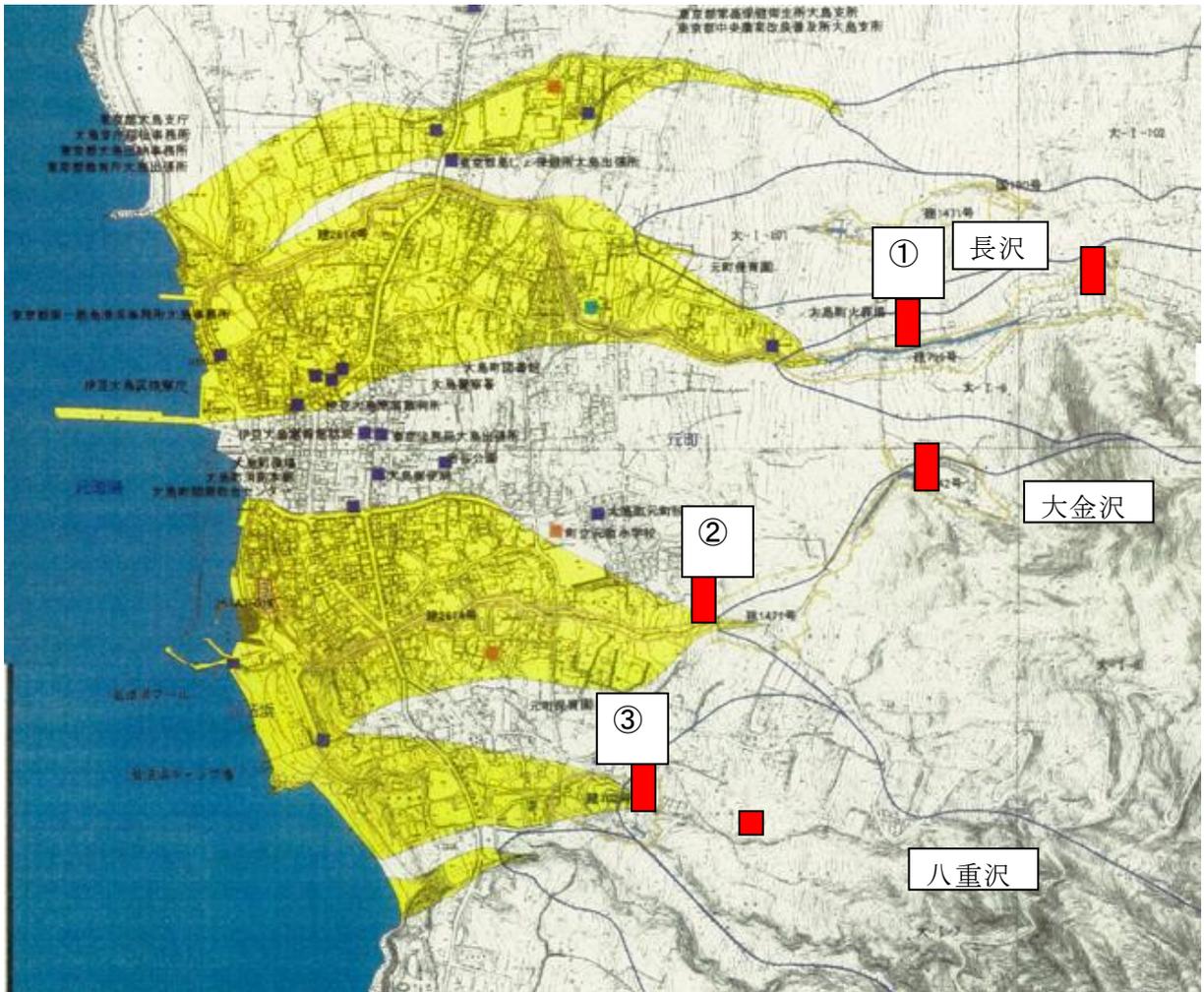


土砂流出と原型を留めていない被災車両



流木等により閉塞された丸塚橋

元町地区における砂防施設の土砂等捕捉状況



堆積工
 堰堤工

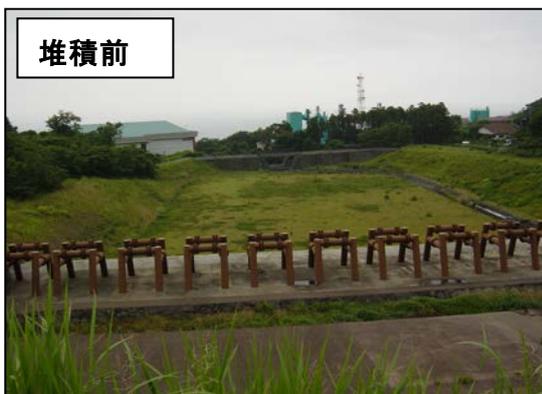
① 長沢堆積工



② 大金沢堆積工



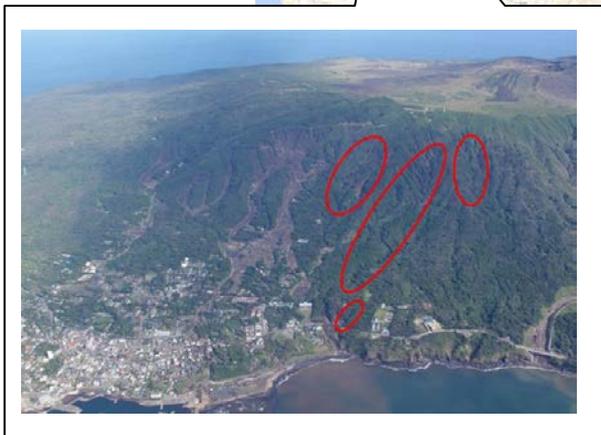
③ 八重沢堆積工



イ 山地災害

大島北東部の泉津地区では、16日（水）未明の大雨により、森林区域内3か所で山腹が崩壊し、道路、集落、溪流に土砂が流出した。また、森林区域内において岡田地区3か所、波浮港地区1か所、元町地区4か所でも同様に山腹崩壊が起こり、道路、集落、漁港に土砂が流出した。

地区名	箇所数
元町	4か所
泉津	3か所
岡田	3か所
波浮港	1か所
計	11か所



(2) 人的被害

ア 死亡

大島町 35 名（男性 15 名、女性 20 名）

イ 負傷者（10 月 16 日島外搬送者数）

東京消防庁搬送 2 名

海上自衛隊搬送 5 名 計 7 名

ウ 行方不明

4 名

※行方不明者…想定被害地域において大島町役場による安否確認の電話連絡がとれない住民

(3) 物的被害

ア 道路

(ア) 都道

- ・都道上に土砂が堆積した。
- ・都道大島循環線（野増地区）が被災した。



都道大島循環線（野増地区）の被災状況と応急仮復旧状況



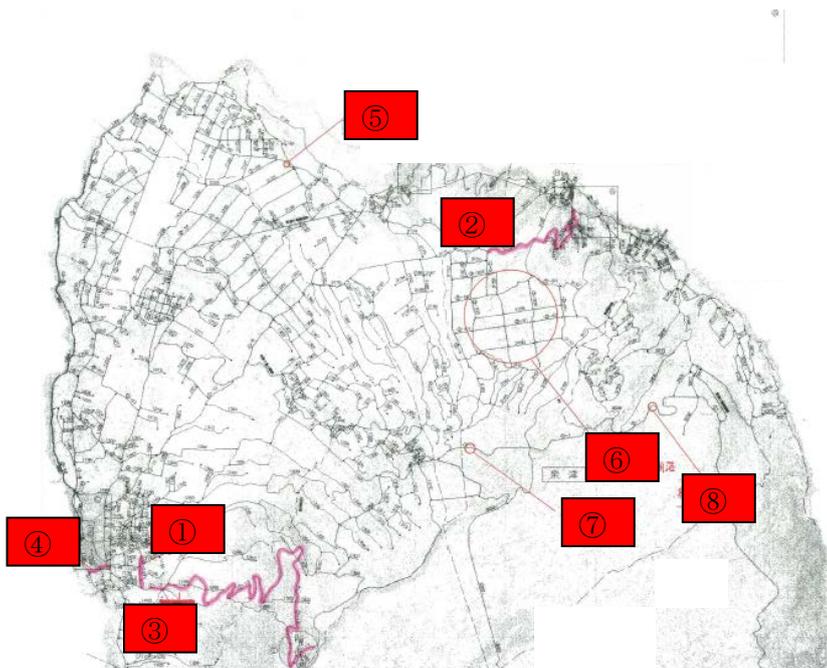
都道と大金沢流路の交差部



道路に流入し、氾濫、堆積した土砂や流木

(イ) 町道

場所	被害状況
①出払1号線	平成25年10月16日、つばき小学校地点から元村三原山線に接するまでの約600mで通行止め
②岡田泉津黒汐線	10月16日、泉津開拓地点から泉津出張所前までの約1,800mで通行止め
③元村三原山線 (御神火スカイライン)	ホテル椿園地点から三原山山頂までの約6kmで通行止め
④元町漁港線	元町丸市地点から弘法浜までの約300mで通行止め
⑤橋の本牧場線	路肩部分の一部が崩落
⑥泉津開拓	道路崩落が数か所発生
⑦泉津湯場線	路肩部分の一部が崩落
⑧泉津湯場線	一部で土砂崩れが発生



被害箇所地図（大島町提供）※地図中の番号は道路名称の番号に対応



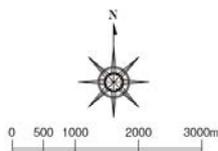
泉津地区の町道の被災状況（大島町撮影）



御神火スカイラインへの土砂流入と道路崩落（大島町撮影）

イ 港湾施設等

- (ア) 元町港、岡田港、波浮港、元町漁港、岡田漁港、野増漁港及び泉津漁港の7港において、岸壁や道路等陸上部に土砂や流木が堆積した。
- (イ) 元町港、元町漁港及び元町漁港海岸において、山から流出した土砂や流木が海中に流れ込み、埋塞が発生した。この元町地区における土砂等の堆積が非常に多く、撤去作業に係る負担も大きなものとなった。
- (ウ) 岡田漁港において、斜面が崩壊し、道路埋塞が発生した。



岡田地区における斜面崩壊による道路埋塞



元町地区における土石流による土砂・流木堆積
(株式会社パスコ撮影)

ウ 農林漁業

(ア) 農地

被災地区名	地区面積 (a)	被害面積 (a)	被害程度 (%)	被害農家数 (戸)	被害金額 (千円)
元町字神達	200	200	100	3	200,000

(イ) 農業施設

対象施設	被害農家数	被害施設数	被害の詳細	被害金額 (千円)
栽培施設	22 戸	110 棟	全壊 31 棟、一部損壊 79 棟を確認 (鶏舎含む)。被害面積 1.8ha	23,960
栽培関連施設	2 戸	2 棟	堆肥舎、貯水槽 (神達の土砂くずれにより全壊)	5,500
農業機械	2 戸	2 台	油圧ショベル、トラクター (神達の土砂くずれにより全壊)	5,000
計				34,460



土砂により崩壊した元町地区の農業施設

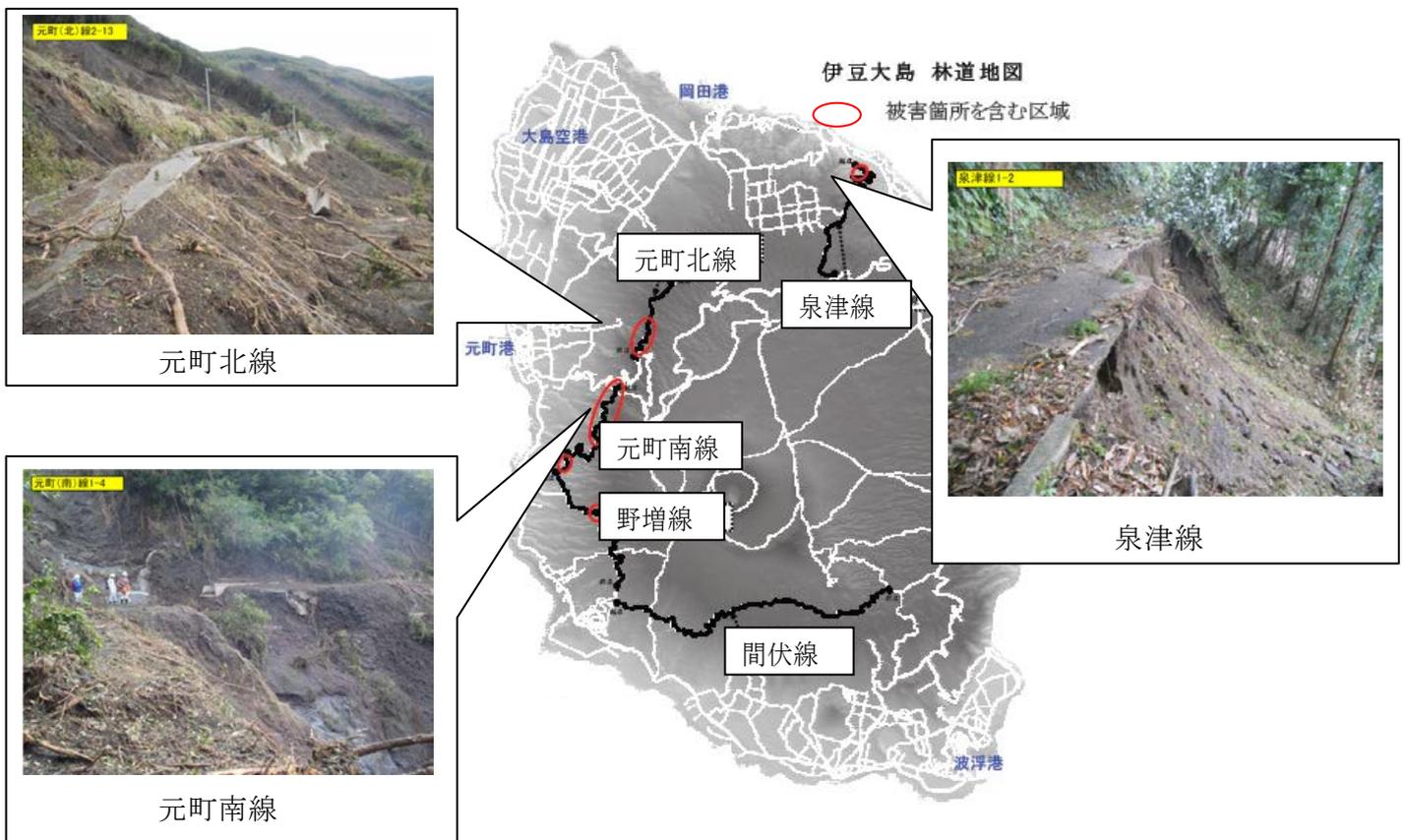
(ウ) 農作物等

対象農作物	被害農家数 (戸)	被害面積 (a)	被害程度 (%)	10a 当り収量 (kg)	kg 単価 (円)	被害金額 (千円)
アシタバ (露地)	15	200	29	1,261	495	3,620
ブバルディア (施設)	2	57			48	53,163
パンジー (鉢物)	1	1	100			156
野菜類	5	100	50	1,550	386	2,992
その他 (花卉・切葉類)	2	68				44,733
計						104,664

(エ) 林道

大雨及び大雨に伴う山腹崩壊により、5路線44か所において路体の流出、路面・路肩の崩壊など林道が被災した。

路線名	開設延長 (km)	被害箇所
泉津線	4.2	6
元町北線	2.0	14
元町南線	3.5	19
野増線	4.0	4
間伏線	8.0	1
合計	21.7	44



(オ) 漁場

- ・弘法浜等において、土砂や倒木が沿岸海域まで押し流され、これに伴う海水の変色を確認した。
- ・元町漁港沖等では、海底における倒木等の堆積を確認した。



元町地区の状況（株式会社パスコ撮影）

エ ライフライン

(ア) 停電状況の推移（大島町）

10月18日（金）11時30分時点～ 10月20日（日）18時00分時点	110件
10月21日（月）9時00分時点	7件
10月21日（月）18時00分時点～ 10月24日（木）18時00分時点	2件
10月25日（金）11時00分時点～ 10月29日（火）18時00分時点	1件
10月30日（水）11時00分時点	0件

(イ) 断水状況の推移（大島町調べ）

10月16日（水）	約3,000世帯 約5,000人
10月17日（木）	約500世帯 約900人
10月18日（金）～10月19日（土）	約400世帯
10月20日（日）～10月21日（月）	約100世帯 約190人
10月22日（火）	28世帯 55人
10月23日（水）～10月28日（月）	15世帯 33人
10月29日（火）～10月31日（木）	13世帯 29人
11月1日（金）	1世帯 4人
11月2日（土）	0世帯 0人

オ 教育施設等

- ・大島町弘法浜プールで、土砂が流入する被害が発生した。
- ・大島町立第一中学校テニスコートで、コンクリートブロック壁が倒壊する被害が発生した。
- ・大島町立第二中学校駐輪場で、屋根等が破損する被害が発生した。



大島町立第二中学校駐輪場（大島町撮影）



大島町立第一中学校テニスコート（大島町撮影）



大島町弘法浜プール（大島町撮影）

カ 医療施設等

- ・大島医療センターについては、10月16日（水）2時20分頃から9時30分頃まで停電が生じたが、その間自家発電装置の稼働により電力が供給された。また、施設の水道は使用可能であり、近辺まで土砂が迫ってきていたものの、土砂流入や施設の破損もなく、当該医療施設は診療継続が可能な状況であった。
- ・島しょ保健所大島出張所については、10月16日（水）3時6分から9時50分まで及び10月20日（日）17時13分から17時51分までの2回、

停電が発生した。また、10月16日（水）の停電に伴い電話の通信回線がダウンした。土砂流入や施設の破損、断水などの被害はなかった。

キ その他施設

（ア）宿泊関係

ホテル椿園ほか5施設が土石流等により損傷した。

（イ）商店及び商店経営者関係

25施設が土石流等により損傷した。

（ウ）教職員住宅

- ・家の上住宅及び八重川第二住宅では駐車場に大量の土砂が流入した。
- ・泉津住宅2号棟では、倒木により2階窓柵及び電気配管の一部が破損した。

（エ）その他行政施設

大島公園では、動物園地区においてはキョン舎の倒壊など数か所で施設の一部が破損し、その他各管理地区においても風雨や土砂流入による枝折れ、倒木などの被害が発生した。

ク 建物

（建物被害認定調査結果 平成25年11月29日公表〔平成25年11月24日現在〕）

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
住家	71	15	25	92	203
非住家	62	9	25	86	182
合計	133	24	50	178	385

第3章 各機関の対応

1 東京都・大島町・国の態勢及び活動等

(1) 東京都の態勢

ア 情報連絡態勢

平成25年10月15日(火)17時38分、気象庁は、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部に大雨(浸水害・土砂災害)・洪水警報(一部注意報の区市あり)を発表した。同時刻、東京都総合防災部は、それまでの「情報監視態勢」から「情報連絡態勢(※)」に移行した。

※ 雨・洪水・風・雪に関する警報の発表時等に自動的に発令される態勢で、大規模事故など指令室長が必要と認めた時もこの態勢をとる。

イ 現地対策本部

東京都は、10月16日(水)、前田副知事を本部長、大島支庁長を副本部長とする現地対策本部を大島支庁に設置し、現地の情報収集体制を強化することとした。また、同日14時30分、猪瀬知事は臨時の記者会見を実施し、「現地の状況を確認し、臨機応変に対応する」と話した。

翌日の17日(木)には猪瀬知事が現地に赴き、詳細な被害状況を把握した。

現地対策本部では、大島町、各防災機関との連絡調整、被害情報や住民及び事業者ニーズの収集把握を行った。また、多様なニーズが想定されるため、関係局から応援要員を出張させるほか、総務局から現地連絡員を派遣した。



大島支庁正面玄関前

ウ 大島応急復旧プロジェクトチームの設置

東京都は、10月18日(金)に、応急復旧対策の本格化にあたり、都庁内における連携をさらに強化するため、大島応急復旧プロジェクトチームを設置した。

構成メンバーは、秋山副知事（座長）、安藤副知事及び前田副知事（副座長）、各局危機管理主管部長等（委員）である。事務局は総合防災部である。

エ 東京都災害即応対策本部の設置及び廃止

10月18日（金）21時00分、大島町に甚大な被害をもたらした台風26号に引き続き発生した台風27号が同じルートで接近している事態に鑑み、災害対応を強化するため、「東京都災害即応対策本部」を設置した。本部長は、現地対策本部の前田本部長が兼任した。

10月21日（月）13時30分 第1回東京都災害即応対策本部会議

- 1 前田副知事から現地報告
- 2 東京都災害即応対策本部体制について
- 3 気象（台風）情報
- 4 二次被害防止対策について
 - (1) 避難対策
 - ①10月19日（土）～21日（月）の対応
 - ②台風27号への対応
 - (2) 土のう設置等緊急対策について
- 5 各区市町村に対する依頼
- 6 その他
 - (1) 現在までの対応状況等
 - (2) 大島応急復旧に向けた体制構築について



10月21日（月）20時00分 第2回東京都災害即応対策本部会議

- 1 大島町長の記者会見について
- 2 今後の都の支援方針について
- 3 島外避難対策について

10月23日（水）11時00分 第3回東京都災害即応対策本部会議

- 1 気象情報
- 2 今後の台風27号対策
 - (1) 島外避難者の受け入れ
 - (2) 現地における避難対策
 - (3) 緊急的な土砂災害防止策
- 3 現在までの対応状況等
- 4 前田副知事からの指示事項

10月25日（金）17時30分 第4回東京都災害即応対策本部会議

- 1 天気概要
- 2 降雨予想
- 3 各区市町村の台風への対応
 - (1) 大島町の対応
(避難勧告、避難所の設置、自衛隊・警察・消防の活動)

- (2) その他地域の対応
 (その他の島しょ町村、東京 23 区、多摩地域)
 4 前田副知事から現地報告

10月30日(水)17時00分、台風27号について懸念された被害もなく、島外に避難された大部分の島民が帰島された状況を踏まえ、「東京都災害即応対策本部」を廃止し、「情報連絡態勢」に移行した。

(2) 東京都の応急支援及び取組

ア 職員派遣

(ア) 経緯

派遣職員の業務内容については、大島町役場総務課防災係や住民課の業務支援、避難所開設準備、受付業務、災害時要援護者の島外避難の意向確認、島外への避難者向けのチャーター便が出航する際の乗船人数のカウントなど多岐にわたった。

派遣職員分の物資は東京都で用意し、宿泊場所は大島支庁職員住宅(第二椿荘)とした。また、下記の業務要員及び各局職員の現地における移動時の送迎、宿泊場所の確保及び消耗品購入等は大島支庁が対応した。

(イ) 業務要員(総合防災部兼務職員)

現地での災害対応業務にあたるため、業務要員が以下のとおり派遣された。

第1陣	10月21日から27日まで20名派遣
第2陣	10月27日から11月2日まで20名派遣(第1陣と交代)
第3陣	11月2日から8日まで20名派遣(第2陣と交代)

(ウ) 各局職員

現地での避難所支援業務にあたるため、各局職員が以下のとおり派遣された。

第1陣	10月23日から28日まで20名派遣
第2陣	10月28日から11月1日まで16名派遣(第1陣と交代) 10月29日から11月1日まで4名派遣(第1陣と交代)



高速ジェット船への乗り込み



各局職員による避難所設置補助

イ 生活支援物資の提供

(ア) 経緯

平成 25 年 10 月 17 日（木）、大島町から東京都総合防災部に対して、簡易トイレの提供要請があり、これ以降断続的に大島町からの要請が続いた。

上記の要請を受けて、東京都は平成 25 年 3 月 11 日（月）に日本 TCGF との間に締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、日本 TCGF に対して物資の提供を求めた。日本 TCGF は、参加企業に東京都の要請内容を伝え、要請に対する各社の回答をとりまとめて東京都に情報提供した。東京都はその情報をもとに日本 TCGF を通じて発注を行い、受注企業は指定された場所（辰巳ふ頭等）に物資を届けた。本土から大島への運搬は、主に東海汽船株式会社の貨物船等を用いて海上輸送を行った。

また、日本 TCGF の参加企業だけでは物資要請に応えられない場合もあり、東京都生活協同組合連合会との間で締結している「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」に基づく調達のほか、協定外の企業から直接調達することもあった。その場合には、辰巳ふ頭までの輸送手段として、東京都（財務局）との災害応急対策用貨物自動車供給契約に基づき、社団法人東京都トラック協会を通して車両の手配を行った。

<社団法人東京都トラック協会への車両手配実績（財務局）>

- | | | | |
|-----------|-----|---------|-----|
| ・ 10 トン車 | 1 台 | ・ 3 トン車 | 3 台 |
| ・ 2 トンロング | 3 台 | ・ 2 トン車 | 3 台 |



仮設トイレの持込（辰巳ふ頭）



現地での物資搬入

(イ) 提供物資リスト

10月19日（土）から11月15日（金）までに到着した生活支援物資については、以下のとおり。

品名	調達数量
ペットボトル東京水（350ml）	10,000 本
給水袋	6,000 枚
アルファ化米	37,000 食
レトルト食材	22,520 食
調製粉乳（粉ミルク）	384 本
大人用オムツ	122 パック
子供用オムツ	122 パック
おしりふき	816 個
尿とりパット	5,013 枚
生理用ナプキン	702 パック
ウエットティッシュ	200 個
ペーパータオル	2,496 本
ティッシュペーパー	5,040 箱
トイレットペーパー	5,088 ロール
タオル	2,000 本
大人用歯ブラシ	1,152 本
子供用歯ブラシ	540 本
歯磨き粉（大人用）	600 個
歯磨き粉（子供用）	200 個
乾電池	1,000 本
ドライアイス	4 kg
使い捨て容器（皿）	29,160 枚
使い捨て容器（おわん型）	30,000 本
紙コップ	38,700 個
割り箸	28,800 膳
食器洗用手袋	1,440 枚
マスク	37,200 枚
消毒用ハンドジェル	100 本

品名	調達数量
ハンドタイプアルコール	200 本
ポンプタイプアルコール	50 本
次亜塩素酸ナトリウム	50 本
ヘルメット	20 個
作業用合羽	357 着
作業用ゴーグル	384 個
作業服（上下）	330 着
作業靴	330 足
ヘッドライト	353 個
スコップ	182 本
革手袋	400 組
手袋（作業用、滑り止め付）	460 組
軍足（現場用ソックス）	100 足
編み上げ靴	100 足
長靴	130 足
ジャンパー	300 着
シャツ	360 着
ズボン	360 着
ウインドブレーカー	349 着
合羽	30 着
肌着	上 13,600 枚 下 6,700 枚
肌着（子供用）	上 2,260 枚 下 1,144 枚
靴下	133,348 足
靴下（子供用）	5,148 足
テレビ	20 台
エアコン	13 台
洗濯機	33 台
冷蔵庫	13 台
電気ポット	50 台
FAX 付電話機	20 台
カーテン	26 組
寝具	30 セット
皿	36 枚
どんぶり	36 個
スプーン	30 本
フォーク	30 本
グラス	60 個
箸	30 膳
インクジェットプリンター	2 台
インク	10 本
仮設トイレ	30 基
住宅地図	5 冊
哺乳瓶（※）	1,240 本

品名	調達数量
動物用ケージ	60 個
簡易トイレ	130 個
ペット用ドライフード	約 50kg
ドライアイス	9,900kg
感染症対策防護具	150 人分

※ 哺乳瓶 1,240 本の内訳

福祉保健局：ランニングストック 600 本

生活文化局：東京都生活協同組合連合会との協定 640 本

<島外避難者受入施設への支援物資>

品名	調達数量
尿とりパット	6 パック
大人用オムツ	14 パック
簡易トイレ	30 個
毛布	50 枚

ウ 重機及び建設資機材の提供

(ア) 経緯

10月17日(木)1時30分、大島町から東京都総合防災部に対して、土砂や流木等の除去のため、重機等の提供要請があり、これ以降数度にわたり大島町からの要請が続いた。

また、10月18日(金)、大島支庁から東京都総合防災部に対して、土のう等の資機材の提供要請があり、これ以降数度にわたり大島支庁からの要請が続いた。

上記の大島町等からの要請を受けて、東京都(総務局)は「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づいて、一般社団法人東京建設業協会に対して、建設資機材等の提供を求めた。同協会は、参加企業に東京都の要請内容を伝え、要請に対する参加企業の回答を東京都に情報提供した。東京都はその情報をもとに同協会を通じて発注を行い、受注企業は指定された場所(辰巳ふ頭等)に重機及び建設資機材を届けた。本土から大島への運搬は、主に東海汽船株式会社の貨物船等を用いて海上輸送を行った。この他、災害時における協定に基づき、港湾局で貨物船(日本内航海運組合総連合会)や、荷役作業(一般社団法人東京港運協会)を手配した他、海上自衛隊を通して自衛艦「おおすみ」でも重機の海上輸送を行うなど様々な輸送手段を用いた。



大島に搬送する油圧ショベル（辰巳ふ頭）



生石灰の貨物船への積込の様子（辰巳ふ頭）

(イ) 提供重機及び建設資機材リスト

10月19日（土）6時30分、岡田港に重機が到着（船舶提供元：日鉄住金物流株式会社）（東京港での荷役作業：東海海運株式会社（18日））

- ・ブルドーザー 3台
- ・油圧ショベル 2台
- ・グラップル 3台（重機提供元：清水建設株式会社）

10月20日18時40分、元町港に重機が到着（海上自衛隊）

- ・グラップル 1台（重機提供元：清水建設株式会社）

10月23日5時30分、元町港に重機が到着（東海汽船株式会社）

- ・10トンダンプ 2台（重機提供元：清水建設株式会社）

10月29日5時30分、元町港に重機が到着（東海汽船株式会社）

- ・2トントラック 3台
- ・油圧ショベル 2台（重機提供元：五洋建設株式会社）

10月31日5時30分、元町港に重機が到着（東海汽船株式会社）

- ・油圧ショベル 1台（重機提供元：東急建設株式会社）

11月7日5時30分、元町港に重機が到着（東海汽船株式会社）

- ・油圧ショベル 1台
- ・油圧グラップル 1台
- ・2トンダンプ 2台（重機提供元：大成建設株式会社）

品名	調達数量
土のう	45,300袋
チェーンソー	55台
安全ブロック	10個
サンドポンプ	15基
ホース	32本
キャプタイヤ	3個
接続金具（ホース用）	44個
点滅灯	210個
誘導棒	50個

品名	調達数量
生石灰	200 袋
カラーコーン	420 個
コーンベット	250 個
コーンバー	370 本
安全チョッキ	30 枚
立看板	140 枚
安全帯（リール式）	10 個
電工ドラム	10 基
ブルーシート	390 枚
メジャー	20 個
親綱ロープ	10 個
デリニエータ	100 個
エンジンポンプ	3 基
高圧洗浄用タンク	5 個
ジョイント	20 個
バルーン式テラスター	3 台
ハイウォッシャー	5 基
携行缶	10 缶
アルミはしご兼用脚立	2 脚
高枝はさみ・のこぎり	15 本
発電機	34 台
投光器	16 台

< 建設局の調達物資 >

品名	調達数量
土のう袋	25,300 袋
サンドポンプ（8インチ）	8 台
発動発電機	4 台
測量用具	20 セット

エ 入院患者の転院搬送

台風 27 号の接近に対応するため、患者 14 名を大島医療センターから自衛隊 C1 輸送機を用いて、以下のとおり 2 回に分けて都立広尾病院へ搬送した。

大島町からの患者搬送第 1 便は、10 月 20 日（日）11 時 50 分、医師 3 名を乗せて入間基地発。12 時 25 分大島空港着。患者 7 名を乗せて 13 時 12 分大島空港発。13 時 28 分木更津駐屯地着。15 時 5 分広尾病院着（救急車 7 台）

第 2 便は、10 月 20 日（日）14 時 42 分、医師 3 名を乗せて木更津駐屯地発。15 時 10 分大島空港着。患者 7 名を乗せて 15 時 56 分大島空港発。16 時 13 分木更津駐屯地着。18 時 2 分広尾病院着（救急車 7 台）

オ 各局の取組

台風 26 号通過直後の 10 月 16 日（水）から、東京都災害即応対策本部が廃止された 10 月 30 日（水）までの期間において、東京都の各局が取り組んできた様々な応急支援事業について、以下のとおり支援内容別に紹介する。

（ア）医療支援等

福祉保健局と病院経営本部は、災害現場における円滑な救護活動を目的として、東京 DMAT を大島へ派遣した。さらに、負傷者や要援護者に対する医療の確保を目的とした医療救護班も派遣している。

その他、福祉保健局では、10 月 16 日（木）の被災直後から島しょ保健所大島出張所において、大島町と協力して避難所や被災施設等の被災者への保健指導・衛生管理指導等の支援を行った。さらに、複数の避難所や福祉避難所における避難者の健康維持・管理が適切に行えるよう、保健師や介護職を応援に派遣するなど、様々な医療支援等を行った。

日付	局名	取組
10 月 16 日～ 10 月 19 日	福祉保健局	・御遺体検案のため監察医務院より医師 1 名を派遣
10 月 16 日	福祉保健局 病院経営本部 東京消防庁	・東京 DMAT（都立広尾病院 1 チーム）派遣 ・大島医療センターから都立広尾病院へ医療搬送（3 便、計 7 名）
10 月 17 日	福祉保健局 病院経営本部	・東京 DMAT（都立多摩総合医療センター 1 チーム）派遣
10 月 18 日	福祉保健局 病院経営本部	・東京 DMAT（都立墨東病院 1 チーム）派遣
10 月 19 日	福祉保健局 病院経営本部	・東京 DMAT 活動終了
10 月 20 日～ 10 月 28 日	福祉保健局	・保健師（2 班 4 名）を派遣
10 月 20 日～ 10 月 27 日	福祉保健局	・介護職員 6 名（都立板橋ナーシングホーム 3 名、都立東村山ナーシングホーム 3 名）派遣
10 月 20 日	病院経営本部 東京消防庁	・大島医療センターから都立広尾病院へ医療搬送（2 便、計 14 名）
10 月 22 日	病院経営本部	・医療救護班（都立広尾病院 1 班、都立墨東病院 1 班）派遣
10 月 23 日	福祉保健局	・医療救護班（東京都医師会〔白鬚橋病院 1 班、南町田病院 1 班〕）派遣



東京 DMAT（都立墨東病院）



岡田港での医療救護（都立広尾病院）

(イ) 災害時要援護者の島外避難支援等

台風 27 号の接近に伴い、希望する要援護者（障害のある方や高齢者等）については島外に避難、台風通過後は無事に大島に帰島するための支援活動を東京都の関係各局が行った。

日付	局名	取組
10 月 23 日～ 10 月 29 日	総務局ほか 5 局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下オリンピックセンター）及び島嶼会館等で島外避難者を受入れ ・ 24 時間体制で都職員が常駐、電話等で相談に対応 ・ オリンピックセンター延べ 151 名、島嶼会館延べ 40 名を派遣
10 月 23 日	福祉保健局 病院経営本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の健康状態の確認（医師 1 名、看護師 1 名） ・ 移送中の付添（医師、介護職員等） ・ オリンピックセンターに介護職員（都立東村山ナーシングホーム 2 名）を派遣 ・ 避難者の船中健康状態の確認（都立広尾病院 1 班） ・ 在宅点滴患者の自衛隊ヘリ搬送に添乗（都立墨東病院 1 班）
10 月 23 日	病院経営本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立駒込病院 2 名）（避難者の健康管理、健康相談）
10 月 23 日	港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外避難者輸送用船舶の確保（東京行）（船舶協力：東海汽船株式会社） ・ 島外避難者輸送対応（東京ヘリポート）
10 月 23 日	交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町からの避難者を、都営バスにより竹芝ふ頭からオリンピックセンターに移送（都営バス 5 台により避難者とその付添者計 32 名を移送）

日付	局名	取組
10月24日	財務局	・庁有車の手配（午後）。避難者10名（うち乳幼児2名）を島嶼会館へ移送
10月24日	福祉保健局	・移送中の付添（医師、看護師等） ・島外避難者受入用に竹芝ターミナルに毛布50枚を輸送、車椅子5台を調達 ・オリンピックセンターに簡易トイレ30個を輸送 ・協定に基づき同行避難動物（犬1頭）を保護（東京都獣医師会）（～10月29日） ・避難者の船中健康状態の確認（都医師会2班）
10月24日	病院経営本部	・島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立多摩総合医療センター1名、都立大塚病院1名、都立神経病院1名、都立広尾病院1名、都立小児総合医療センター1名）（避難者の健康管理、健康相談）
10月24日	港湾局	・島外避難者輸送用船舶の確保（東京行）（船舶協力：東海汽船株式会社）
10月24日	交通局	・大島町からの避難者を、都営バスにより竹芝桟橋からオリンピックセンターに移送（都営バス3台により避難者とその付添者計23名を移送）
10月25日	病院経営本部	・島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立小児総合医療センター1名、都立松沢病院1名）（避難者の健康管理、健康相談）
10月26日	病院経営本部	・島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立神経病院1名、都立大塚病院1名）（避難者の健康管理、健康相談）
10月27日	病院経営本部	・島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立松沢病院1名、都立小児総合医療センター1名）（避難者の健康管理、健康相談）
10月28日	福祉保健局	・島外避難者帰島支援のため介護職員（都立板橋ナーシングホーム1名、都立東村山ナーシングホーム1名）を派遣
10月28日	病院経営本部	・島外避難者宿泊施設へ看護師派遣（都立駒込病院1名、都立神経病院1名） ・医療救護班（都立大塚病院1班）派遣（島外避難者帰島支援）
10月28日	港湾局	・島外避難者輸送用船舶の確保（大島行）（船舶協力：東海汽船株式会社）
10月29日	福祉保健局	・島外避難者帰島支援のため介護職員（都立板橋ナーシングホーム2名、都立東村山ナーシングホーム2名）を派遣

日付	局名	取組
10月29日	病院経営本部	・医療救護班（都立駒込病院1班、都立多摩総合医療センター1班、都立墨東病院1班）派遣（島外避難者帰島支援）
10月29日	港湾局	・島外避難者輸送用船舶の確保（大島行） （船舶協力：東海汽船株式会社）



10月29日 医療救護

（ウ）道路・河川等の災害復旧（建設局）

台風26号通過後、直ちに道路、河川の調査のために職員を派遣して、レスキュー・ナビゲーションを活用した現地調査、連絡調整に従事するとともに、大島支庁土木課や現地建設業者とともに都道の復旧、堆積工に堆積した流木等の除去を実施した。

さらに、台風27号の接近に備え、仮設堰として大金沢堆積工内への土のう設置を行った。

また、災害協定を締結している一般社団法人東京建設業協会からの土のう、サンドポンプなどの資機材の提供のほか、現地調査を実施した公益社団法人土木学会から寄せられた意見も参考とするなど、関連団体との連携により支援を行った。

大島町道の復旧支援については、大島町長の要請により、技術支援を行っており、町道の早期復旧に向けた詳細な調査や設計業務に当たっては、一般社団法人建設コンサルタント協会の協力を得て実施している。

日付	取組
10月16日	・職員2名を派遣。現地確認業務に従事
10月17日	・職員4名を派遣。レスキュー・ナビゲーションを活用した現地調査、連絡調整等に従事
10月19日	・大型土のう設置開始(神達 計画延長約100m、元町三丁目 計画延長約440m)
10月20日	・職員4名を派遣。現地調査及び大島町、国土交通省等関係機関と連絡調整に従事

日付	取組
10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員1名を派遣。土砂災害対策業務に従事 ・16時00分 「建設局災害即応対策本部」を設置
10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員4名を派遣。土砂災害対策業務に従事 ・大型土のう計約540m設置完了 ・大金沢堆積工上部の流木撤去完了 ・堆積工の除石（大金沢、長沢、八重沢）〔10月22日から継続実施〕
10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・大金沢堆積工内の大型土のう設置完了
10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員2名を派遣。道路復旧に関する技術支援
10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員3名を派遣。土砂災害対策業務に従事
10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員4名を派遣。道路復旧に関する技術支援
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員1名を派遣。土砂災害対策業務に従事

※ 派遣職員は順次交代しており、常時、当初の2名から15名の職員が大島で勤務した。10月29日（火）以降も派遣を継続している。

○土砂等が堆積した堆積工



長沢堆積工



大金沢堆積工



八重沢堆積工

○土砂等の流出を防ぐ大型土のうの設置



大型土のう設置（神達地区）

(エ) 港湾・漁港・空港施設の復旧（港湾局）

台風26号通過後、港湾局は港湾、漁港施設等の被災状況調査のために職員を派遣し、現地確認及び復旧作業補助に従事した。また、被災後速やかに岸壁上に堆積した土砂や流木の撤去を行い、緊急物資輸送等の船舶の接岸を可能にした。

日付	取組
10月17日～	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾、漁港等被災状況調査開始 (伊豆諸島・小笠原諸島災害対策支援協議会) ・職員(2名)を派遣。現地確認・復旧作業補助に従事
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(2名)を派遣。現地確認・復旧作業補助に従事 ・重機運搬用船舶等の確保(18日大島行) 船舶協力: 日本内航海運組合総連合会、日鉄住金物流株式会社 荷役協力: 一般社団法人東京港運協会、東海海運株式会社 資材輸送協力: 東海汽船株式会社 その他業務協力: 東京港埠頭株式会社、東京シップサービス株式会社
10月22日～10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を派遣(2名)現地確認・復旧作業補助に従事
10月27日～10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を派遣(2名)現地確認・復旧作業補助に従事
10月30日～11月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を派遣(2名)現地確認・復旧作業補助に従事



元町港における土砂・流木堆積



岡田漁港における道路埋塞

(オ) 災害ボランティア活動支援(生活文化局)

台風26号通過後、東京ボランティア・市民活動センターは職員を派遣して現地調査を行い、大島社会福祉協議会が設置した「大島社会福祉協議会災害ボランティアセンター」の業務支援を行った。その後、更なる支援を進めるため、生活文化局は東京ボランティア・市民活動センターと共同で「東京都災害ボランティアセンター」を設置した。

日付	取組
10月17日～	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(東京ボランティア・市民活動センター)を派遣(3名)。現地調査(ボランティアニーズや受け入れ態勢の確認)
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・大島社会福祉協議会が「大島社会福祉協議会災害ボランティアセンター」を設置
10月20日～	<ul style="list-style-type: none"> ・大島社会福祉協議会災害ボランティアセンター業務支援4名(東京ボランティア・市民活動センター)
10月21日～	<ul style="list-style-type: none"> ・島内外のボランティア受入開始(島外からの受け入れは条件あり)

日付	取組
10月21日～10月23日	・職員を派遣（1名）。ボランティア受け入れ業務支援等
10月28日	・「東京都災害ボランティアセンター」を設置（東京ボランティア・市民活動センターと共同で設置）
10月28日～11月1日	・「災害ボランティアコーディネーター」9名派遣
10月28日～11月5日	・職員1名を派遣



ボランティアの作業風景（オリエンテーション、土のう積み）



大島海洋国際高校によるボランティア活動



大島高校によるボランティア活動

（カ）農業・林業・水産業等の災害復旧（産業労働局）

台風26号通過後、産業労働局は農業（農地、農業用施設等）、林業（林道）、水産業（漁場等）、商工業（中小企業等）の被害状況確認等のために職員を派遣し、被害状況の把握に努めた。

日付	取組
10月17日～10月20日	・治山・林道の担当職員（3名）を派遣し、林野庁・森林総合研究所等関係機関と合同で山地災害の現地調査を実施
10月18日～	・台風26号により直接の被害を受けた大島町の中小企業者に対する「災害復旧資金融資」の実施
10月18日～10月31日	・漁業指導調査船による漁場等被害状況調査の実施
10月18日，10月19日	・農地・農業用施設の被災状況調査等のため職員（2名）を派遣

日付	取組
10月21日, 10月22日	・泉津地区（1か所）について、流出土砂の再流出を防止するため大型土のうを設置するとともに、閉塞暗渠の浚渫を実施
10月22日, 10月23日	・山地災害の状況確認等のため職員（1名）を派遣
10月29日, 10月30日	・山地災害の状況確認等のため職員（2名）を派遣
10月29日	・農地・農業用施設の被災状況調査等のため職員（2名）を派遣 ・中小企業者の被害状況確認のため職員（3名）を派遣



崩落した林道

(キ) 応急給水活動及び応急復旧の支援（水道局）

台風26号通過後、大島町からの要請を受け、応急給水及び応急復旧支援のため、10月17日（木）から31日（木）までの間に、職員延べ21名、応急給水車（2トン車）2台等を派遣し、応急給水活動及び応急復旧の支援を行った。

また、ペットボトル東京水（350ml）10,000本及び給水袋6,000枚の物資を提供した。

日付	取組
10月17日	・第1次隊（職員8名〔うち5名は当日午後到大島に到着〕）、応急給水車（2トン車）2台、特別緊急車1台を派遣 ・ペットボトル東京水（350ml）10,000本及び給水袋6,000枚を発送
10月18日～ 10月22日	・応急給水活動及びペットボトル東京水の配布を実施 （18日 大島町役場・岡田出張所） （19日 大島町役場・岡田出張所・大島支庁） （20日 大島支庁） （21日, 22日 大島町役場） ・被害状況調査や応急復旧に際し、技術的な助言等を実施

日付	取組
10月23日～ 10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次隊（職員8名）と交代 ・車両1台を追加派遣〔23日大島到着〕 ・大島町役場にて応急給水活動及びペットボトル東京水の配布を実施（23日～28日） 〔26日は台風27号接近のため実施せず〕 ・被害状況調査や応急復旧に際し、技術的な助言等を実施
10月29日～ 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次隊（職員5名）と交代 ・大島町役場にて応急給水活動及びペットボトル東京水の配布を実施（29日） ・被害状況調査や応急復旧に際し、技術的な助言等を実施



現地での給水活動

(ク) LPガスボンベ被害調査・災害廃棄物処理支援等（環境局）

台風26号通過後、環境局は直ちに、LPガスボンベの安全対策（大島町等への要請）を行った。また、台風27号通過後は、災害廃棄物処理支援のため、新たに職員を派遣した。

日付	取組
10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・元町地区に所在するLPガス販売店には被害がないことを確認 ・土砂等で流出した家屋等からのLPガスボンベが発見された場合は回収するよう都LPガス協会を通じ販売店に依頼
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設について、設備の被害がないことを確認
10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員2名を派遣し、公園施設の復旧状況を調査 ・避難勧告が出された地域にLPガスボンベ貯蔵施設を有する2つの販売店に対し貯蔵しているガスボンベの安全対策について要請
10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備や避難勧告等の島内放送時に、避難時にはLPガスボンベの元栓を閉めることを住民に呼びかけるよう大島町に要請
10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所が開設された場合に、「LPガスボンベの開栓方法及びLPガスの燃焼異常等があった場合は販売店に連絡すること」といった内容の注意書面を避難所に掲示等するよう大島町に依頼
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援のため職員3名を派遣し、現場確認等実施



自然公園の調査



廃棄物処理場の調査

(3) 大島町

ア 態勢等

大島町は、平成 25 年 10 月 15 日（火）17 時 38 分に気象庁から大雨（浸水害・土砂災害）・洪水警報が発表された後、10 月 16 日（水）2 時 00 分に第 1 次非常配備体制をとり、その後 10 月 16 日（水）5 時 18 分には大島町災害対策本部を設置し、対応にあたった。

日時	体制等
10 月 15 日 12 時 17 分	台風情報を町の全職員に周知
10 月 15 日 16 時 21 分	第 1 次非常配備体制を職員へ周知
10 月 16 日 2 時 00 分	第 1 次非常配備体制
10 月 16 日 2 時 57 分	第 2 次非常配備体制
10 月 16 日 3 時 14 分	第 3 次非常配備体制
10 月 16 日 5 時 18 分	大島町災害対策本部設置
10 月 16 日 5 時 30 分	大島町災害対策本部会議開催

イ 避難勧告等の発令状況

大島町は、台風 27 号等の接近に備え、以下のとおり避難勧告等を発令した。

(ア) 10月19日(土) 発令の避難勧告

発令日時	対象地区	対象世帯数及び人数
17時05分	元町地区	約1,000世帯、約1,900人
17時15分	泉津地区(黒潮開拓を除く)	約1,200世帯、約2,300人
18時38分	泉津地区(黒潮開拓)	
解除: 10月21日8時00分		

(イ) 10月25日(金) の避難準備情報

発令日時	対象地区	対象世帯数及び人数
10時00分	元町(一部の地区)	約1,000世帯、約1,900人
	泉津地区	約200世帯、約400人

(ウ) 10月25日(金) 発令の避難勧告

発令日時	対象地区	対象世帯数及び人数
12時00分	元町地区(一部の地区)	約1,000世帯、約1,900人
	泉津地区(黒潮開拓を除く)	約223世帯、約393人
15時00分	全島(すでに避難勧告が発令された地区を除く)	約3,600世帯、約6,100人
解除: 10月26日15時33分(避難指示が発令されている地区を除く)		

(エ) 10月25日(金) 発令の避難指示

発令日時	対象地区	対象世帯数及び人数
17時20分	元町地区	約190世帯、約350人
	元町長沢流域の黒まま、大津、長沢、庚申塚、出払い、家の上、馬の背、五輪、オンダシ、元町4丁目、元町1丁目	
	元町八重沢流域の十二礎、神田屋敷、岡の越、金つぼ、大昇、元町3丁目、元町2丁目	約50世帯、約100人
	元町大金沢流域の木伐大道、丸塚、大金砂、家の上、元町3丁目、元町2丁目	約300世帯、約530人
	泉津地区(開拓地区を除く地区)	約150世帯、約290人
	岡田地区(字川の道の一部の地区)	約2世帯、約3人
解除: 10月26日17時24分		

(4) 国

ア 災害応急体制の整備

官邸情報連絡室の設置(平成25年10月16日(水)7時6分)

イ 災害救助法の適用

平成 25 年台風 26 号による風雨等に係る被害により、東京都において多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じ、多数の住家に被害が生じたため、都は災害救助法の適用を決定した。

救助法による支援としては、避難所の設置等がある。

災害救助法 適用市町村	被害の状況等	備考
【東京都】 大島町 (法適用：平成 25 年 10 月 16 日)	台風 26 号による風雨等に係る被害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、多数の住家に被害が生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第 1 条第 1 項 第 4 号適用

ウ 被災者生活再建支援法の適用

東京都大島町（平成 25 年 10 月 16 日適用）

エ 内閣総理大臣による現地調査

安倍内閣総理大臣が大島町の被災地を調査（10 月 27 日（日））

オ 政府調査団の派遣等

古屋内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団を大島町に派遣（10 月 19 日（土））

都庁において、西村内閣府副大臣が、前田副知事と今後の対策について確認（10 月 23 日（水））

カ 国民への呼びかけ

台風 27 号の接近及び梅雨前線の影響に伴う大雨や強風への対応について、古屋内閣府特命担当大臣（防災）から国民へ呼びかけ（10 月 24 日（木））

キ 政府現地災害対策室の設置

台風 26 号により大きな被害が生じた大島町において、台風 27 号の接近が懸念されることから、住民の避難や二次災害防止対策をはじめとする災害応急対策を、現地において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって迅速かつ的確に実施するため、政府現地災害対策室（室長：内閣府大臣官房審議官（防災担当））を設置（8 府省庁、東京都、大島町）（10 月 19 日（土）14 時 00 分）

政府現地連絡調整室（室長：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官）に改組（10 月 28 日（月））（10 月 31 日（木）15 時 00 分閉室）

ク 激甚災害の指定

(ア) 平成 25 年 10 月 15 日及び同月 16 日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令について

- ・平成 25 年 10 月 15 日及び同月 16 日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害を激甚災害に指定し、大島町の区域を対象として、①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、②中小企業信用保険法による災害関係保証の特例、③小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例、④小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の措置を適用（平成 25 年 11 月 8 日公布・施行）

(イ) 平成 25 年 10 月 15 日及び同月 16 日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令について

- ・上記（ア）の政令について、次の措置を追加することで一部改正された。①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等の措置を適用（平成 25 年 11 月 20 日公布・施行）

2 各防災機関等の活動

警視庁、東京消防庁、自衛隊等の関係機関が連携して、被災者の救助活動にあたった。活動部隊の派遣は平成 25 年 10 月 16 日（水）以降、順次実施された。各機関の派遣状況等については、以下のとおりである。

（1）警視庁

ア 活動部隊の派遣

警視庁では、32 日間に及ぶ災害警備活動に、延べ 6,052 名の職員が従事したほか、ヘリコプター 6 機、災害用重機等 13 台、警備艇などを派遣した。

イ 活動概要

警視庁では、10 月 16 日（水）、大島町での甚大な被害が明らかになったことから、直ちに第一陣として特殊救助隊員を警視庁ヘリコプターで派遣、救出救助活動を開始するとともに、当日のうちに機動隊 2 コ中隊、警備犬部隊、鑑識課員などを派遣し、併せて 111 名態勢で救出救助活動を行った。

さらに 17 日（木）の午後には機動隊 2 コ中隊等 133 名を増派し、元町二丁目地区を中心に総勢 244 名で救出救助活動などを行い、翌 18 日（金）からは、東京消防庁並びに自衛隊と協議し、警視庁部隊は、弘法浜から都道 208 号線までの区域における救出救助及び搜索活動を行った。

その後、11 月 16 日（水）までの 32 日間にヘリコプター 6 機、災害用重機等 13 台、警備艇などを派遣したほか、救出救助、搜索活動、警戒活動、交通対策及び御遺体の検視などを実施するため延べ 6,052 名の職員を派遣した。

○大島町内での活動状況（写真：警視庁警備部災害対策課ツイッターより転載）



行方不明者の搜索活動



警備犬による行方不明者搜索活動



重機を活用した夜間捜索活動



島外避難者の帰島支援



避難活動の支援



道路冠水に伴う交通規制

(2) 東京消防庁

ア 活動部隊の派遣

活動部隊の派遣は、計 45 回にわたり、総派遣人員は 931 名である。

イ 活動概要

東京消防庁は 10 月 16 日（水）9 時 00 分、大島町町長より「東京消防庁 東京都大島町消防応援協定」に基づく応援要請を受け、同日、第 1 次から第 7 次まで車両 6 台、派遣隊員 142 名を派遣した。以降、11 月 15 日（金）までの 31 日間で、消防車両 10 台、消防職員延べ 3,782 名を派遣した。活動は元町神達地区、元町三丁目地区を中心に緊急消防援助隊、大島町消防本部及び大島町消防団と連携し行方不明者の検索救助活動を行い、5 名を救出(※)した。

このほか、10 月 17 日（木）には東京 DMAT（都立多摩総合医療センター）、翌 18 日（金）には東京 DMAT（都立墨東病院）の派遣に際し、東京 DMAT 連携隊を運用し活動支援等を実施した。

また、10 月 20 日（日）には大島医療センターが避難勧告地域に指定されたことに伴い入院患者の島外避難に際し、14 隊の非常用救急隊を編成し自衛隊木更津駐屯地から都立広尾病院までの救急搬送を行った。さらに 11 月 8 日（金）の帰島に際しても 11 隊の非常用救急小隊を編成し、都立広尾病院から自衛隊入間基地まで救急搬送を実施した。

緊急消防援助隊は、埼玉県(さいたま市消防局)、千葉県(千葉市消防局)、神奈川県(横浜市消防局、川崎市消防局)、静岡県(静岡市消防局、浜松市消防局、沼津市消防本部、富士市消防本部、伊東市消防本部、田方市消防本部、熱海市消防本部)及び指揮支援隊として東京消防庁職員を含め、2,000名を超える隊員により活動が行われ、5名を救出(※)した。

(※)救出した後に、全員の死亡を確認

○大島町内での活動状況(写真:東京消防庁撮影)



捜索活動を行う消防隊員



犠牲者に哀悼の意を捧げる消防隊員



東京 DMAT との連携活動



緊急消防援助隊の活動



島外避難に際し木更津駐屯地に集結した救急隊



自衛隊と連携した島外避難者への対応

(3) 陸上自衛隊

ア 災害派遣要請

10月16日(水)8時00分、大島町の要請を受け、知事が大島町での行方不明者等要救助者の救助を陸上自衛隊第一師団へ要請し、10時20分、陸上自衛隊が救助要請を受理した。

イ 活動部隊の派遣

11月8日(金)17時00分、大島町の要請を受け、知事が陸上自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請し、17時00分、陸上自衛隊が撤去要請を受理するまで、活動部隊の派遣規模は、人員延べ約20,970名、車両延べ約5,120両、航空機延べ80機、艦艇延べ17隻である。

ウ 活動概要

- ・10月16日(水)、大島町への災害派遣要請を受け、直ちに航空機(固定翼、ヘリコプター)等で隊員約80名を派遣し、大島町元町地区における救出救助活動を開始した。17日(木)以降は、航空機(固定翼、ヘリコプター)及び船舶(自衛隊、民間)を利用して、部隊・隊員を逐次増派した。
- ・20日(日)21時49分、離島であり交通が困難な大島での今後の災害派遣活動をより効果的に行うとともに、海上自衛隊、航空自衛隊が保有する輸送力を最大限活用し、陸上自衛隊の組織力を活かした一元的な運用の必要性があるため、東部方面総監を指揮官とした「伊豆大島災統合任務部隊」を組織した。
- ・「伊豆大島災統合任務部隊」を編成以降も、逐次部隊・隊員を増派、最大時には約1,200名の隊員が活動に従事した。
- ・11月8日(金)、撤収要請を受理
- ・11月15日(金)、全派遣部隊・隊員の撤収を完了
- ・なお、派遣期間中の主な活動内容は以下のとおり。
 - 元町地区における行方不明者の捜索
 - 大島入院患者の島外避難搬送
 - 御遺体の搬送
 - 関係機関の対処要員・物資の輸送支援
 - 二次災害予防処置(土砂・流木の除去、土のう作成・運搬)
 - ヘリコプター映像伝送による官邸等への情報提供

○大島町内での活動状況（写真：陸上自衛隊ホームページより転載）



行方不明者の搜索活動



行方不明者の搜索活動



夜間での行方不明者搜索活動



行方不明者の搜索活動



重機による土砂の撤去



土のう袋の設置



ヘリによる隊員の島内投入



ヘリによる患者の島外搬送



大型ヘリによる災害派遣車輛の輸送



大島町災害対策本部への隊員派遣

(4) 海上自衛隊

海上自衛隊では、10月16日(水)に第21航空群の救難機(UH-60J型ヘリコプター×2機)により大島から東京ヘリポートへの患者5名、医師2名及び付添1名の輸送並びに東京ヘリポートから大島への医師6名の輸送を実施した。

また、重機を搭載した大型船舶が大島の港に入港不可能なことから、10月18日(金)より5回にわたり第1輸送隊の輸送艦「おおすみ」及び同艦搭載エアクッション艇(LCAC)2隻を活用し、自衛隊員、警察職員及び東京都委託業者437名、これら機関等の車輛164両について、大島の弘法浜への陸揚げ等を実施した。



LCACによる災害派遣車輛陸揚げの様子(写真:海上自衛隊撮影)

(5) 航空自衛隊

航空自衛隊では、10月16日(水)の14時30分に行動命令が発出された後、C-1輸送機・C-130H輸送機・CH-47J輸送ヘリコプターを活用し、約110便にわたって警察・消防・自衛隊員及びこれら機関の車輛や糧食を空輸し、また患者等の搬送も実施した。この他、関連活動として、RF-4偵察機による航空偵察も実施された。



C-1 輸送機による災害派遣車輛輸送の様子（写真：航空自衛隊撮影）

（6）海上保安庁

海上保安庁では、巡視船延べ 52 隻、航空機延べ 20 機による行方不明者の海上捜索及び被害状況調査を実施するとともに、潜水士延べ 31 名による元町港及び周辺海域の潜水捜索を実施した。また、大島町災害対策本部に連絡員（リエゾン）を派遣するとともに、航空機による日赤医療チームや医療資機材の搬送、巡視船による島民の島外避難に備えた輸送対応の準備を実施した。



行方不明者の潜水捜索、海上捜索の様子（写真：海上保安庁撮影）

（7）国土交通省

国土交通省では、大島町を支援するため、10 月 16 日（水）より本省及び全国の地方整備局等から TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と災害対策用機械（照明車、衛星通信車等）を派遣し、二次災害の防止や早期復旧のための技術支援などを実施した。

ア TEC-FORCE 派遣状況

- ・10 月 16 日（水）以降、順次追加派遣を行い、10 月 31 日（木）までに延べ約 1,000 人・日の隊員を派遣（11 月 1 日現在）

イ 災害対策用機械派遣状況

- ・夜間における救助・救援活動を支援するための照明車、被災地における通信回線を確保するための衛星通信車等 17 台を派遣（10 月 24 日時点）

ウ その他主な活動状況

- ・防災ヘリコプター3機により緊急被災状況調査を実施（10月16日（水）～18日（金））
- ・全国から土砂災害の専門家を派遣し、島内全ての土石流危険渓流（40渓流）及び急傾斜地崩壊危険箇所（31か所）の土砂災害危険箇所について、緊急点検を10月17日（木）から実施
- ・10月23日（水）には、土砂災害危険箇所の点検結果を大島町や東京都に情報提供した。
- ・点検結果は、各箇所について点検結果及び下記の目安に基づき「危険度」を評価
 - A:緊急避難体制を確保するとともに緊急的な対応が必要
 - B:当面は警戒避難体制を強化するものとし、状況確認の上で必要に応じ対応が必要
 - C:特に変化はなく緊急度は低いが、降雨状況によっては注意を要するもの

<土石流危険渓流等の点検結果>

- A:5か所
- B:9か所
- C:26か所
- （計:40か所）

<急傾斜地崩壊危険箇所の点検結果>

- A:3か所
- B:4か所
- C:24か所
- （計:31か所）

- ・土石流監視体制の強化のため、監視カメラ5台を元町地区や泉津地区に設置し、大島町、東京都、内閣府に対して10月18日（金）より順次映像配信
- ・二次被害防止、警戒避難体制、応急工事等に係る技術的助言を実施



照明車による自衛隊活動への支援



土砂災害危険箇所の緊急点検

3 島内避難、島外避難及び帰島

(1) 島内避難

島内避難所の運営にあたっては、大島支庁職員及び東京都からの派遣職員も応援に加わり、各避難所にて受付を行うなど総動員態勢で取り組んだ。

ア 避難所及び避難者数の推移

①大島高校、②北の山公民館・北の山地域センター（旧北の山小学校）、③さくら小学校、④泉津地域センター（旧泉津小学校体育館）、⑤野増地域センター（旧野増小学校）、⑥差木地地域センター（旧差木地小学校）、⑦差木地公民館、⑧クダッチ老人福祉館、⑨つつじ小学校、⑩第三中学校、⑪波浮港老人福祉館、⑫大島けんこうセンター、⑬椿の里

なお、大島海洋国際高校を南部地域の避難所（⑥～⑪）のバックアップ機能として準備した。

(単位：人)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	計
19日 20時	410	68	171	120	—	—	—	—	—	—	—	21	40	830
19日 22時	513	75	183	162	—	—	—	—	—	—	—	21	36	990
20日 15時	367	43	59	56	—	—	—	—	—	—	—	21	37	583
20日 19時	366	63	75	85	—	—	—	—	—	—	—	26	36	651
21日 17時 30分	0	15	10	0	—	—	—	—	—	—	—	26	36	87
22日 17時	0	14	0	0	—	—	—	—	—	—	—	4	29	47
23日 17時	0	6	0	0	—	—	—	—	—	—	—	4	29	39
25日 17時	438	150	159	88	35	32	89	24	26	0	29	—	53	1,123
26日 8時	524	163	197	111	41	51	98	36	63	0	32	—	58	1,374
26日 15時	491	36	32	110	0	0	5	0	0	0	21	—	58	753

※ 丸数字は本文と対応

※ 表中の日付はすべて平成25年10月

※ 「⑫大島けんこうセンター」及び「⑬椿の里」は、要介護者向け避難所

※ 10月26日（土）15時33分、大島町は全島の避難勧告を解除（避難指示は継続）

※ 10月26日（土）17時24分、大島町は元町、泉津、岡田地区の避難指示を解除



10月19日 大島高校避難所の状況

イ その他の施設における避難者数の推移

大島町開発総合センターは、家を失った被災者が避難するために、避難勧告が発令される前に開設された避難所である。

大島町開発総合センターにおける避難者数は、10月18日（金）から19日（土）までの間に最大33名に達し、10月25日（金）に閉鎖された。

ウ 教職員住宅の提供

大島町からの要請に基づき、教職員住宅（八重川第二住宅）を避難所として提供した。提供した戸数等については、「第2章 早期復旧に向けた取組 2 住宅対策 （3）職員住宅の活用」を参照

（2）島外避難

ア 受け入れ

平成25年10月21日（月）19時00分に、大島町長から東京都災害即応対策本部に対して、自主防災組織が把握している高齢者・障害者547名の島外避難に関する協力・支援について要請があった。

そこで、台風27号接近に伴い、島外への避難を希望される高齢者・障害者、妊産婦等（付添人を含む）を、10月23日（水）から29日（火）まで、国立オリンピック記念青少年総合センター及び島嶼会館で受け入れた。また、介護等が必要な高齢者については、都立板橋ナーシングホームをはじめ、区立や民間の高齢者施設（12施設）等で受け入れた。なお、移送にあたっては、受入施設の車両のほか、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会による福祉タクシーを利用した。

受入実績としては、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、避難者33名、付添者21名、計54名、島嶼会館においては、避難者2名、付添者8名、計10名、都立板橋ナーシングホームにおいては、避難者7名、付添者4名、区立・民間高齢者施設においては、避難者17名、付添者3名、合計31名を受け入れた。

上記施設（区立・民間施設は除く）においては、24時間体制で都職員が常駐、電話等で相談を受ける体制をとった。国立オリンピック記念青少年総合センターでは、都立病院看護師が24時間体制で対応した。また、身体の障害等により国立オリンピック記念青少年総合センターでの入浴が困難な高齢者10名に対し、近隣区の協力により、介護施設等において入浴できるよう手配した。島嶼会館では、都立病院看護師が乳幼児の健康確認を実施した。

イ 10月23日（水）の島外避難

島外避難者第1陣61名予定者のうち、船舶での搬送が困難とされる患者1名、他に付添者2名、医療関係者3名の計6名については、自衛隊UH-1

(2機)を使用して分散搭乗し、15時31分大島空港発、16時17分東京へリポート着。民間救急車で、都立広尾病院へ搬送された。

上記以外の島外避難者については、14時45分大島岡田港発(東海汽船高速ジェット船(チャーター便))、16時45分竹芝ふ頭到着。都バス5台(最終便17時25分発)等で受入施設へ移動した。

ウ 10月24日(木)の島外避難

島外避難者第2陣(対象者42名、付添者31名)については、13時00分大島岡田港発(東海汽船臨時便(大型客船))、17時18分竹芝ふ頭着。都バス3台(最終便18時11分発)等にて受入施設へ移動した。

(3) 帰島

10月26日(土)に台風27号が去った後、大島町から、島外避難した島民の帰島に関する協力支援について要請があったことから、都は帰島の準備を開始した。

ア 帰島方法

東海汽船チャーター便(高速ジェット船)等により帰島。受入施設から竹芝ふ頭までは、都バス(10月28日2台、10月29日5台)、受入施設の車両、福祉タクシー等により移動した。

イ スケジュール等

(ア) 10月28日(月)

- ・島外避難者及び付添者34名が帰島
- ・東海汽船チャーター便(高速ジェット船)
13時20分東京(竹芝ふ頭)発、15時05分大島(岡田港)着

(イ) 10月29日(火)

- ・島外避難者及び付添者77名が帰島
- ・東海汽船チャーター便(高速ジェット船)
12時00分 東京(竹芝ふ頭)発
13時45分 大島(岡田港)着

(ウ) 10月29日(火)～30日(水)

- ・島外避難者及び付添者4名が帰島
- ・東海汽船定期便(大型客船)
22時00分 東京(竹芝ふ頭)発
6時00分 大島(岡田港)着

(エ) 11月8日(金)

- ・都立広尾病院から大島医療センターまで入院患者(11名)の移送
- ・8時20分 都立広尾病院発(東京消防庁救急車)
- 10時55分 入間基地発(C-1輸送機)
- 11時29分 大島空港着
- 13時15分 都立広尾病院発(東京消防庁救急車)
- 15時35分 入間基地発(C-1輸送機)
- 15時58分 大島空港着

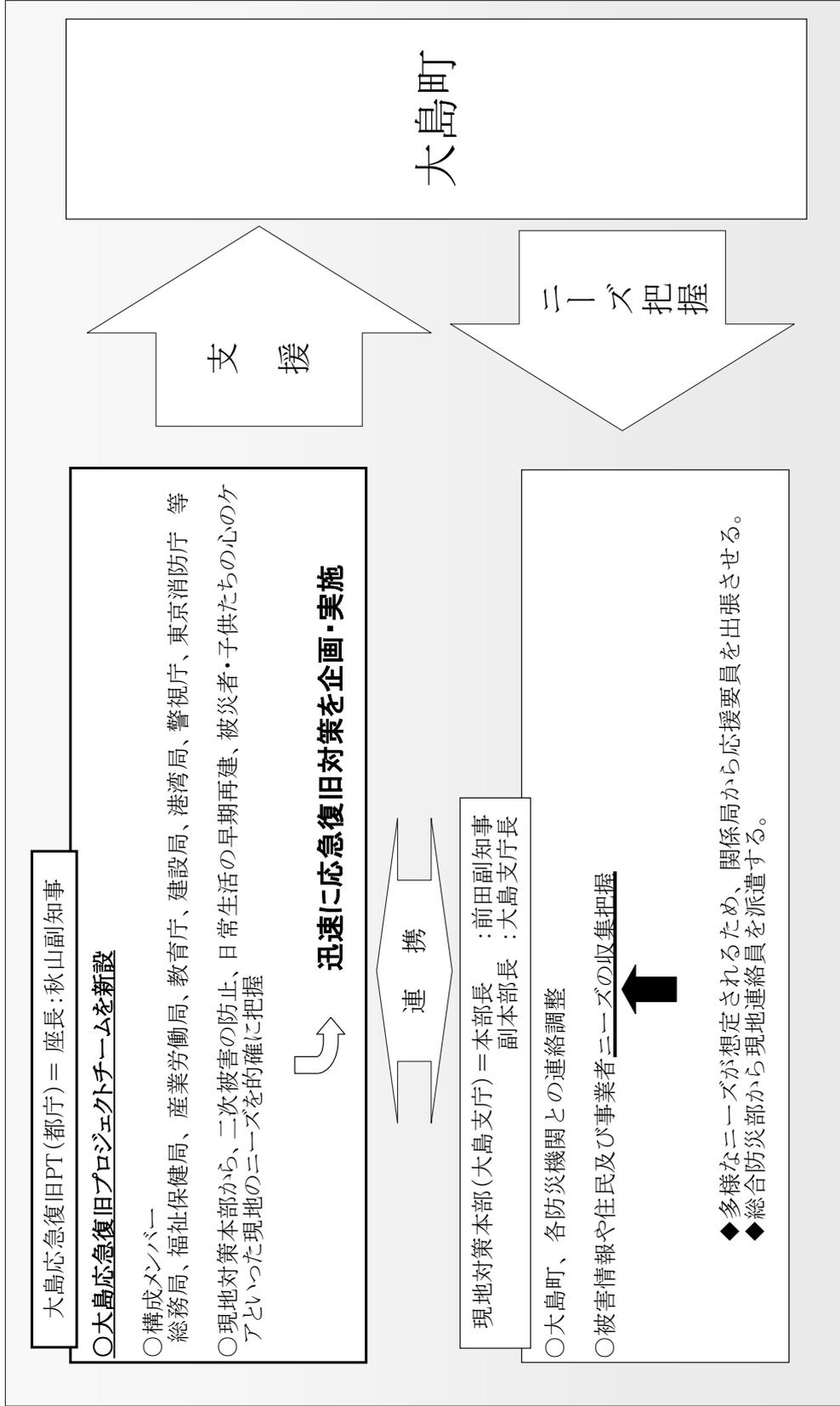
< 参 考 >

参考 1

大島応急復旧プロジェクトチームメンバー名簿

	座長	秋山副知事
	副座長	安藤副知事
	副座長	前田副知事
委員	危機管理監	宮崎危機管理監
	知事本局	総務部長
	青少年・治安対策本部	総合対策部長
	総務局	総務部長
	総務局	総合防災部長
	総務局	人事部長
	総務局	行政部長
	財務局	経理部長
	主税局	総務部長
	生活文化局	総務部長
	スポーツ振興局	総務部長
	都市整備局	総務部長
	環境局	環境政策部長
	福祉保健局	総務部長
	病院経営本部	経営企画部長
	産業労働局	総務部長
	中央卸売市場	管理部長
	建設局	総務部長
	港湾局	総務部長
	会計管理局	管理部長
	交通局	安全管理担当部長
	水道局	総務部長
	下水道局	総務部長
教育庁	総務部長	
警視庁	災害対策課長	
東京消防庁	企画調整部長	

大島応急復旧に向けた体制構築について



平成 26 年 2 月 発行

登録番号 (25)123

大島の応急復旧に向けた取組について

編集・発行 東京都総務局総合防災部防災対策課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話 03 (5388) 2456

印刷所 株式会社膳栄社
東京都千代田区猿楽町 2-2-12
電話 03 (3294) 6385

リサイクルマーク